

国際標準の実装を通じた貿易分野のデータ連携を促進する取組

国際標準規格への取組

成果報告書

2025年2月14日

一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会

本成果報告書は、日本国と取引国の貿易手続デジタル化を推進し、サプライチェーンの効率化と強靱化を実現するため、その基盤となる国連 CEFACT の貿易金融国際標準仕様を整備するため、2023 年度に開始された国連 CEFACT 標準規格に基づく信用状等貿易決済（トレードファイナンス）に関わる参照データモデル（TFFRDM: Trade Finance Facilitation Reference Data Model）の拡充を中心に、2024 年度中に実施した取組の成果について取りまとめたものである。

本報告書は以下の成果報告と付属書で構成される。

1. 貿易金融デジタル化への取組
 - ・ 国連 CEFACT 会議への参加
2. 貿易金融デジタル化国際標準仕様
 - ・ 信用状業務要件仕様
 - ・ 貨物保険業務要件仕様
 - ・ 貿易金融参照データモデル
 - ・ 電子船荷証券
3. 国連 CEFACT 共通辞書の拡充
 - ・ 2024 年版共通辞書への対応
 - ・ 2025 年版共通辞書への対応
4. 貿易金融標準メッセージ
 - ・ 信用状メッセージ
 - ・ 貨物保険メッセージ
 - ・ インボイスメッセージ
 - ・ パッキングリスト
 - ・ 船荷証券メッセージ
5. 今後の標準化活動計画

[<参考>国連 CEFACT とその標準](#)

- <付属書 1>第 42 回国連 CEFACT フォーラム報告書
- <付属書 2>第 43 回国連 CEFACT フォーラム報告書
- <付属書 3>国連 CEFACT 貿易金融プロジェクト会議メモ
- <付属書 4>信用状業務要件仕様第 2 版 (V2)
(BRS: Trade Finance Documentary Credit Process)
- <付属書 5>貨物保険業務要件仕様 (V1)
(BRS: Cargo Insurance Process)
- <付属書 6>貿易金融参照データモデル
(BRS: Trade finance Reference Data Model)
- <付属書 7>貿易金融メッセージ定義表
 - ・ 信用状メッセージ
 - ・ 貨物保険メッセージ
 - ・ インボイスメッセージ
 - ・ パッキングリストメッセージ
 - ・ 船荷証券メッセージ
- <付属書 8>国連 CEFACT 共通辞書
 - ・ 2024 年版国連 CEFACT 共通辞書追加申請書
 - ・ 2025 年版国連 CEFACT 共通辞書追加申請書

目次

1. 貿易金融デジタル化への取組	5
1. 1 2022 年度事業	5
1. 2 2023 年度事業	6
1. 3 2024 年度事業	7
1. 4 国連 CEFACT 会議への参加	7
1. 4. 1 第 42 回国連 CEFACT フォーラム	8
1. 4. 1. 1 貿易金融デジタル化への日本チームの対応	8
1. 4. 1. 2 国際機関の貿易手続デジタル化への対応	9
1. 4. 2 第 43 回国連 CEFACT フォーラム	10
1. 4. 2. 1 運輸物流セッション	11
1. 4. 2. 2 金融セッション	13
1. 4. 3 国連 CEFACT 貿易金融プロジェクト会議	15
2. 貿易金融デジタル化国際標準仕様	17
2. 1 信用状業務要件仕様	17
2. 1. 1 目的及び範囲	17
2. 1. 2 業務要件	19
2. 1. 3 情報モデル	28
2. 2 貨物保険業務要件仕様	29
2. 2. 1 目的と範囲	29
2. 2. 2 業務要件	29
2. 2. 3 情報モデル	36
2. 3 貿易金融参照データモデル	37
2. 3. 1 目的と範囲	37
2. 3. 2 業務要件	38
2. 3. 2. 1 信用状業務要件	39
2. 3. 2. 2 貨物保険業務要件	42
2. 4 電子船荷証券	45
2. 4. 1 目的と範囲	46
2. 4. 2 裏書データモデル	46
3. 国連 CEFACT 共通辞書の拡充	49
3. 1 2024 年版共通辞書への対応	52

3. 1. 1	インボイスメッセージ関連申請 BIE	52
3. 1. 2	信用状発行プロセス関連申請 BIE	52
3. 2	2025 年版共通辞書への対応	54
3. 2. 1	信用状決済プロセス関連申請 BIE	55
3. 2. 2	貨物保険プロセス関連申請 BIE	55
3. 2. 3	船荷証券関連申請 BIE	59
4.	貿易金融標準メッセージ	60
4. 1	信用状メッセージ	62
4. 2	貨物保険メッセージ	65
4. 3	インボイスメッセージ	68
4. 4	パッキングリスト	71
4. 5	船荷証券メッセージ	74
5.	今後の標準化活動に向けて	77
5. 1	貿易金融デジタル化標準の成果	77
5. 2	貿易関連手続デジタル化の実装	79
5. 2. 1	貿易金融デジタル化の意義	79
5. 2. 2	貿易デジタル標準の進化	80
5. 3	貿易デジタル化に関わる将来の課題	80
	<参考：国連 CEFACT とその標準>	83

1. 貿易金融デジタル化への取組

1. 1 2022 年度事業

2022 年度事業「令和 4 年度 内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（貿易分野デジタル化連携ツールの検討に係る貿易文書の国際標準データ項目等マッピング業務）」では、貿易金融におけるプロセスと情報の流れを確認し、その中で使われている帳票の電子化についての標準化状況を分析、実業務における電子化状況につき調査を行った（図 1.1-1）。

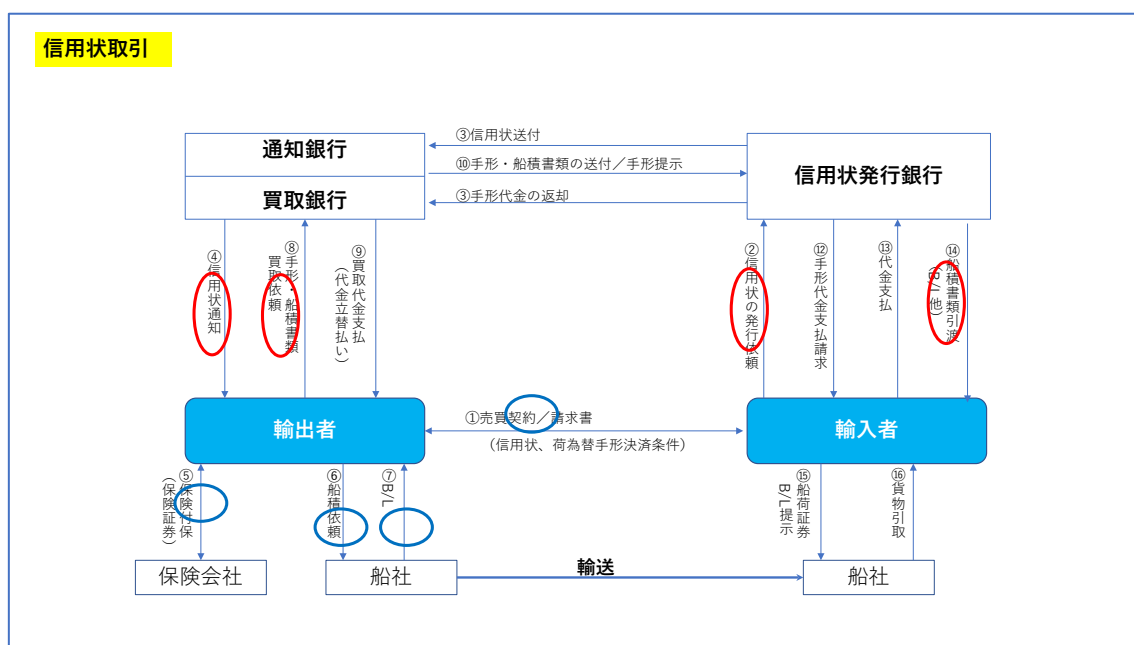


図 1.1-1 貿易金融における帳票の流れ

調査は、7 商社、3 銀行、及び 2 つのプラットフォーマーのご協力により、調査対象の「信用状 (LC)」「購買契約 (PO)」「船荷証券 (BL)」「船積依頼 (SI)」「請求書 (IV)」「梱包明細 (PL)」「原産地証明 (CO)」「荷為替手形 (DX)」「保険証券 (IP)」に関する帳票イメージ、入力イメージ、帳票設計書、データ項目表を収集し、LC, PO, BL, IV, PL について実施した。

それらの調査に基づき、PO、IV、BL の帳票につき、国連 CEFAC 標準との突合調査 (マッピング) を行った。また、LC については国連 CEFAC 標準メッセージが未整備のため、SWIFT (国際銀行間通信協会) 標準メッセージとのマッピングを行った。

2022 年度の調査結果では、現在の国連 CEFAC 標準では日本の商社等で実際に使われている帳票の一部の情報項目がカバーされていないことが判明し、貿易帳票の電子化に支障をきたす恐れがあることを認識した。

(注釈)

例えば、調査した日本商社の帳票事例において、国連 CEFACT 標準データ項目に定義されていないものは備考などのテキスト文で対応しなければならない。テキスト文の場合、情報内容を解釈するために人手の介入が必要となり、自動処理が途切れることになる。

1. 2 2023 年度事業

2023 年度事業「令和 5 年 国際標準の実装を通じた貿易分野のデータ連携を促進する取組—国際標準規格への取組」においては、2023 年 2 月に国連 CEFACT より発表された「貿易金融データ交換プロジェクト (Buy/Ship/Pay Data Exchange structures for Trade Finance Facilitation)」に参加し、2022 年度にまとめた我が国の要望事項がある部分 (信用状、インボイスなど) についてはプロジェクトをリードして行くこととした。

2023 年度における国連 CEFACT 貿易金融データ交換プロジェクトにおける主な活動は次の通り。

- ・ 貿易金融デジタル化における提言
- ・ 信用状業務要件仕様の提案
- ・ 国連 CEFACT プロジェクト推進体制の提言
- ・ 我が国貿易商社の情報項目追加提案
- ・ 国連 CEFACT プロジェクト会議における貢献

2023 年度の作業は以下のスケジュールで実施された。

	2023-2Q	2023-3Q	2023-4Q	2024-1Q
イベント	△国連CEFACTフォーラム(5/8-5/12)		△国連CEFACTフォーラム(10/2-10/6) △国連CEFACT総会 (11/9-11/10) △AFAC総会 (12/1-12/2)	
プロジェクト 国際会議			11/30：プロジェクト体制審議 (欠席) 12/14：TFF RDM BRS提案 12/28：INVOICEデータ追加提案	1/11：INVOICEデータ追加確認 1/25：RDM/MSG公開レビュー提案 2/8, 2/25, 3/7, 3/21 予定
定例会議		7/14：Forum報告 9/4：進捗報告 9/22：Forum提案検証	10/18：Forum報告 11/21：総会／進捗報告 12/26：進捗報告	1/29：CCL追加要求検証 2/16：成果報告書
プロジェクト 推進計画	国連CEFACTへ日本の業務要件提案			
		信用状 (DC) BRS案 (プロセスモデル／情報モデル) の策定	国連CEFACTチームによるBRS審議=>BRS改訂 (RDMBRS+文書BRS)	国連CEFACTチームによるBRS評価=>BRSチーム案確定=>公開レビュー申請
				
			DC/IV/PO情報項目追加要求と国連CEFACTチームによる評価	

以上の活動により、以下の成果物を策定し、一部は国連 CEFACT の場で発表するとともに、国内向けに WEB サイト上に公開した。

- 信用状業務要件仕様案 (Documentary Credit BRS)
- 国連 CEFACT インボイス標準メッセージ改訂案

1. 3 2024 年度事業

2024 年度は、前年度までの活動結果を引き継ぎ、国連 CEFAC T で未整備の金流（信用状及び貨物保険）の電子化標準の整備、及び商流・物流（船荷証券及びパッキングリスト）に関わる貿易帳票の電子化標準の改定を目的に、必要な業務要件仕様と国連 CEFAC T 共通辞書の改訂提案、及び改訂された情報モデルに基づくメッセージ設計を行った。

2024 年度における国連 CEFAC T 貿易金融データ交換プロジェクトにおける主な活動は次の通り。

- ・ 国連 CEFAC T 会議への参加
- ・ 信用状業務要件仕様案の策定
- ・ 貨物保険業務要件仕様案の策定
- ・ 貿易金融参照データモデル案の策定
- ・ 共通辞書追加申請／審議
- ・ 貿易金融メッセージ BIE 表作成

2024 年度の作業は以下のスケジュールで実施された。

		2023年度	2024-2Q	2024-3Q	2024-4Q	2025-1Q	
イベント				△国連CEFACTフォーラム(7/8-7/10) △国連CEFACT総会(7/11-7/12) =>12月フォーラム準備	△国連CEFACTフォーラム(12/10-12/12) △TC154総会(10/21-10/25) =>船荷証券(BL)合同会議		
プロジェクト国際会議			隔週木曜日にオンライン会議(13回)				
共通辞書			2024A版審議(5月-6月)	2024A版公開 =>9/27: Validation完了 =>インボイス/信用状を含む	2025A版追加申請(12月末✕) =>信用状決済、貨物保険及び船荷証券に関する追加申請 *スケジュールの都合により、2023年B版は発行しないことになった。	2025A版審議	
標準化作業	信用状	信用状発行BRSドラフト完成 CCL追加項目特定 (日本企業要件)	信用状発行BRS公開レビュー (4月19日~6月19日) CCL追加申請(CC/BIE: 54件) =>ハーモナイズ	信用状発行BRS標準発行 信用状決済プロセス =>BRSドラフトDraft第1版 : チームレビュー	信用状決済プロセス BRS公開レビュー申請 CCL追加申請	信用状決済公開レビュー 信用状メッセージ表	
	貨物保険	貨物保険プロセス標準化提案	貨物保険発行プロセス BRSドラフト =>チームレビュー	貨物保険発行プロセス =>BRS公開レビュー開始 : 9/23 - 11/22	貨物保険プロセス BRS公開レビュー =>コメント解決 CCL追加申請	貨物保険BRS標準発行 貨物保険メッセージ表	
	貿易金融RDM	貿易金融RDM提案			貿易金融RDM BRSドラフト	貿易金融RDM BRS公開レビュー	
	商流情報	インボイス追加項目特定 (日本企業要件)	インボイスBIE CCL追加申請(CC/BIE: 13件) =>ハーモナイズ完了	インボイス メッセージ表			
	物流情報		船荷証券BIE メッセージ構造追加 =>ISOと共同作業中	船荷証券 メッセージ表 =>ISO JWG CD投票開始 =>ハーモナイゼーション完了	船荷証券BIE CCL追加申請	船荷証券 パッキングリスト メッセージ表	

1. 4 国連 CEFAC T 会議への参加

我が国の貿易商社及び銀行／損害保険会社とデジタル貿易プラットフォームの要望を反映した国連 CEFAC T 貿易金融関連標準の策定を推進するため、2024 年 7 月と 12 月に開催された国連 CEFAC T フォーラムに参加するとともに、隔週にオンラインで開催された国連 CEFAC T 貿易金融プロジェクト会議に参加して標準仕様策定審議に加わった。

1. 4. 1 第 42 回国連 CEFACT フォーラム

2024 年 7 月 8 日-10 日、ジュネーブの国連欧州本部にて第 42 回国連 CEFACT フォーラムが開催され、日本が推進している信用状と貨物保険を含む「デジタル貿易決済の標準化」も重要なテーマの一つとして取り上げられた。

また、欧州のエコデザイン規制を念頭においた貿易におけるサステナビリティ、および環境負荷物質／希少資源／デューデイルジェンスのトレーサビリティを実現するための DPP (Digital Product Passport) を含む国連透明性プロトコル (UNTP : UN Transparency Protocol) などのテーマが取り上げられた。これらのテーマを実装する標準化は今後の貿易手続デジタル化の新たな挑戦分野となろう。

<付属書 1 >第 42 回国連 CEFACT フォーラム報告書 参照。

1. 4. 1. 1 貿易金融デジタル化への日本チームの対応

我が国と取引国の貿易手続きデジタル化を推進し、サプライチェーンの効率化と強靱化を実現するため、国連 CEFACT の「貿易金融円滑化 Buy/Ship/Pay データ交換構造プロジェクト」の一貫として、その要となる信用状取引における商流・物流・金流の情報連携を実現するための「貿易金融信用状プロセス (Trade Finance Documentary Credit Process)」の標準化を提案した。

現在の貿易取引においては次のような課題が提起されている。

- 業界間不整合：現在の国際標準は商流・物流・金流ごとに、業界単位で標準化が進められており、業界間で情報項目の定義粒度や意味定義に不整合があり、業界間の情報連携を困難にしている。
- 情報項目不足：現在の国連 CEFACT 標準では日本の商社等で実際に使われている帳票の一部の情報項目がカバーされていない。
- 電子化文書の法的根拠：国によっては、貿易取引における一部の文書 (船荷証券や信用状) につき、電子化されたデジタル文書が紙面文書と同等な効力を持ってない。

以上の認識の基に、日本としては「貿易金融円滑化 Buy/Ship/Pay データ交換構造プロジェクト」に以下の体制で臨んでいる。

- プロジェクトの中核の一つとなる信用状 (Documentary Credit) プロセスの業務要件仕様 (BRS) の主編集者を日本チームの菅又 (サプライチェーン情報基盤研究会) が担当し、金融ドメイン (Finance and Payment Domain) に提案。
- プロジェクトのもう一つの中核である運輸物流関連文書 (パッキングリスト、船荷証券、倉庫証券) は DCSA (Digital Container Shipping Association) が先導している FIT アライアンス (Future International Trade Alliance) の運輸物流ドメインチームの活動をフォローする。
- 売買契約やインボイスは、SCM チーム (商流ドメイン) に日本の情報項目追加

要望を提出する。

- 海上貨物保険については、日本から BRS 原案を提案し、日本の新谷氏（東京海上日動火災保険株式会社）を主編集者とする。
- プロジェクト全般に関わる参照データ（RDM：Reference Data Model）の見直しについては、特定の業務ドメインで取り扱うのが難しいため、菅又が担当する技術仕様ドメイン（Specification Domain）で対応策を検討する。

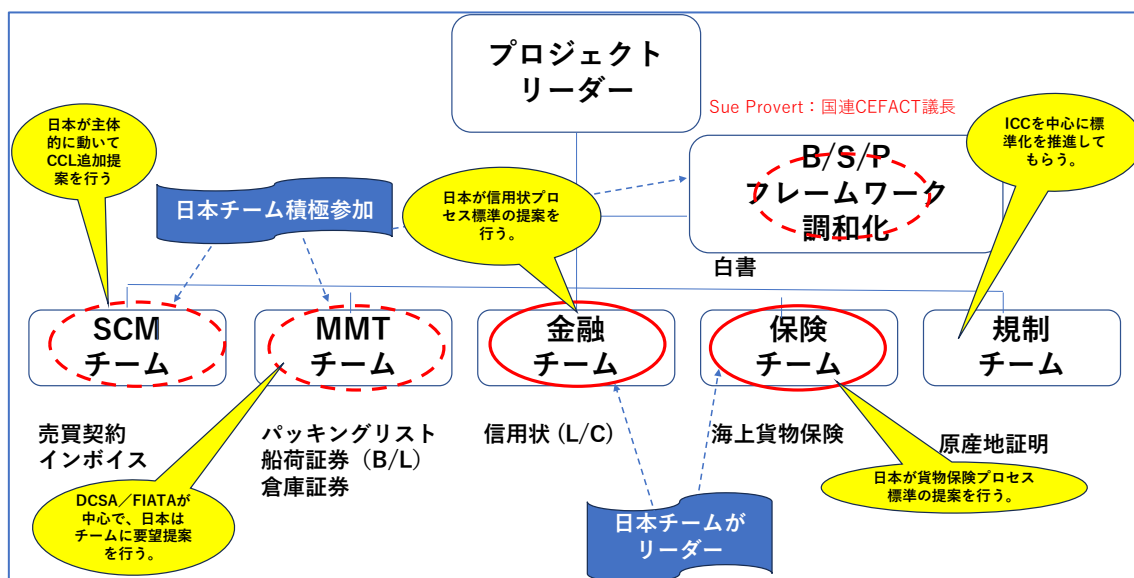


図1.4-1 貿易金融デジタル化プロジェクト体制

その結果、日本が提出した信用状（Documentary Credit）プロセスの業務要件仕様は、2024年4月19日～6月19日の間に公開レビューが行われた。特に反対意見が出されなかったため、国連 CEFACT ビューローで承認され、国連 CEFACT フォーラムに引き続き開催された国連 CEFACT 総会において信用状 BRS 標準が確認された。

なお、今回標準化された信用状プロセスには発行依頼、通知及び修正が含まれ、船積書類買取による決済プロセスは今後取り組むこととなる。

1. 4. 1. 2 国際機関の貿易手続デジタル化への対応

国際商業会議所（ICC：International Chamber of Commerce）と国連欧州経済委員会（UNECE）のデジタル標準イニシアティブ（DSI：Digital Standards Initiative）は、相互運用可能なデジタル化されたグローバル貿易エコシステムの実現を支援するデジタル貿易標準の採用を促進するための「共同行動への呼びかけ」（Unified Call to Action）を行った。これは、今年初めに発表された DSI と UNECE の主要貿易書類およびデータ要素（KTDDE：Key Trade Documents and Data Elements）標準分析と提言に基づくものである。KTDDE は、グローバルな貿易効率の向上、コスト削減、大規模なデジタル信頼の構築

において、標準化されたデジタル貿易プロセスの役割を簡素化し、注視することを目的としている。

DSI の行動の呼びかけ：

DSI は貿易における中核データのレベルで標準の整合化を促進することを目指している。DSI は、36 の主要な貿易文書を分析し、相互運用性を可能にし、デジタル標準の採用を推進するために、それらの中核データ要素を特定した。世界の貿易の 80% を電子譲渡可能記録モデル法（MLETR：Model Law for Electronic Transferable Records）に整合させることや、貿易に関する世界のデジタル標準の採用率を 50% 以上にするなど、DSI の主要業績評価指標の概要が示された。

GS1 のデータの相互運用性と標準の取組：

GS1 は相互運用性の技術やフォーマットにとどまらず、業界全体にわたるデータ定義と意味の整合性に重点を置いている。データ定義の不一致がサプライチェーンプロセスにおける誤解や非効率性につながる可能性のある例が挙げられた。また、データ要素の共通理解と相互運用性の促進に向けた組織間の協力的な取り組みの重要性が強調された。

IUMI の保険分野のデジタル化への取組：

国際海上保険連合（IUMI：International Union of Marine Insurance）および東京海上保険の新谷哲之介氏が、保険業界ではいまだに紙や PDF 形式の保険証券を発行しており、顧客からのデジタルデータへの需要は限られていると説明した。保険業界における意識改革、暫定的なデジタルデータ標準の開発、業界団体との協力による貨物保険証券の合意データセットの確立に向けた取り組みが必要である。日本では、世界中で活用できる暫定的なデジタルデータセットを開発した。今後、その暫定的な基準データセットを国連 CEFAC 標準にするための活動を予定している。IUMI には約 45 カ国が加盟しており、デジタルデータセットを各国の各協会に配布する予定。

国連 CEFAC の貿易金融プロジェクト：

電子譲渡可能記録に関するモデル法（MLETR）および流通性に関する要件に貿易金融文書を整合させることに重点を置いた、国連 CEFAC 内の貿易金融プロジェクトが紹介された。このプロジェクトは、電子船荷証券（eBL）や信用状メッセージなどの既存の貿易金融文書を見直し、デジタル貿易金融のニーズを満たすように更新することを目的としている。貿易金融分野でのデジタル化を促進するためには、組織や利害関係者間の協力が重要である。

1. 4. 2 第 43 回国連 CEFAC フォーラム

2024 年 12 月 10 日-12 日、イタリアのローマにて第 43 回国連 CEFAC フォーラムが開

催され、日本チームが推進している信用状と貨物保険の標準化を推進するため、運輸物流セッションと金融セッションに参加した。

また、本フォーラムでは、「貿易回廊に沿ったデジタル接続」「持続可能で循環的なバリューチェーン」及び「貿易円滑化における女性の活躍」をテーマにした政策対話も行われた。

＜付属書 2＞第 43 回国連 CEFACT フォーラム報告書 参照。

1. 4. 2. 1 運輸物流セッション

運輸物流セッション (T&L) では次のセッションが開催された。

- 複合一貫輸送データモデルの採用 (Multimodal Transport Data Model Adoption)
- スロットオペレータの重要な役割 (The Key Role of Slot Operators)
- 新しいプロジェクトの立ち上げと進行中の取り組みの最新情報 (Launch of New Projects and Updates on Ongoing Initiatives)
- 複合輸送の可能性を解き放つ運用上の課題を克服するためのデータ標準の役割 (Unlocking the potential of multimodal transport: the role of data standards in overcoming operational challenges)
- ISO TC154 との合同作業
- 運輸物流分野の国連 CEFACT プロジェクト
- シームレスな積み替え：輸送業界全体の統合を強化 (Seamless transshipment: enhancing integration across the transport industry)

ここでは、貿易金融デジタル化に関わりのある「複合一貫輸送データモデル」「ISO TC154 との合同作業」「運輸物流分野の国連 CEFACT プロジェクト」につき報告する。

(1) 複合一貫輸送データモデル

運輸／物流担当の国連 CEFACT 副議長 Hanane Becha 氏の進行により、複合一貫輸送参照データモデル (MMT-RDM: Multi Modal Transport – Reference Data Model) の採用／参照プロジェクトの紹介パネルディスカッションが行われた。

このセッションでは、国連 CEFACT 複合一貫輸送 (MMT) データ交換標準の実際の適用とデジタル変革の推進におけるその役割、および 相互運用性の向上、運用効率、プロセスの合理化など、データ交換の調和の具体的な利点に焦点を当て、以下の活動紹介が行われた。

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT 制度) や市場連動型買取制度 (FIP) 規則に関わる共通データセットと MMT-RDM との相互運用性。
- 欧州海事シングルウィンドウと関わる共通データセットと MMT-RDM との相互運用性。
- MMT-RDM を採用した FIATA の電子船荷証券 (eFBL)。
- MMT-RDM を参照したバルク貨物の電子船荷証券のデータ項目。

- UNECEが進めるインターモーダル輸送(複数の輸送手段を組み合わせ、貨物を途中積み替えることなくドア・ツー・ドアで輸送する輸送方法)でMMT-RDMを採用。
- カスピ海運輸回廊(Trans Caspian Corridor)のデジタル化にMMT-RDMを採用。

(2) ISO TC154 との合同作業

ISO TC154 JWG9 との次の合同作業プロジェクトが紹介された。当該プロジェクトには菅又も参加している。

- ブロックチェーンによる船荷証券の電子化プロジェクト (ISO5909) : ISO の電子船荷証券の情報項目を国連 CEFACT の共通辞書と整合化した。
- 国連貿易データ要素辞書 (TD ED : Trade Data Element Directory) 更改プロジェクト (ISO7372) : 国連 EDIFACT のデータ要素として定義され、世界税関機構 (WCO) の情報モデル等、広い領域で使用されている TD ED の更改作業が進められている。
- 国連 CEFACT の B-S-P 参照データモデルの ISO 化プロジェクト (ISO20197) : 国連 CEFACT の B-S-P 参照データモデルが ISO 登録された。

(3) 運輸物流分野の国連 CEFACT プロジェクト

以下のプロジェクトにつき、概要及び進捗状況が紹介された。

- UN/CEFACT Linked Vocabulary and shapes : B-S-Pの参照データモデルは Excel、XML、JSON、API等により実装されるが、それらシンタックスを横断して定義できるRDF (Resource Description Framework : ウェブサイトを利用する異なるアプリケーションソフトどうしが、データ交換を可能にするための枠組み) ライブラリーの開発プロジェクト。
- Parcel goods traceability in last-mile delivery : 物流業界では自動化と無人化、及び非接触サービスへの移行を目指しており、この目的のための新技術への対応のための標準化プロジェクト。
- Dangerous Goods in a multimodal context and the role of MMT UN/CEFACT : 複合輸送における国連CEFACT MMT参照データモデルに対応した危険物情報の取扱いに関わる標準化プロジェクト。
- Buy/Ship/Pay Data Exchange structures for Trade Finance Facilitation : 貿易における商流/物流/金流の情報をシームレスに繋ぐための仕様整備プロジェクトであり、日本チームはインボイス、船荷証券、パッキングリスト、信用状、貨物保険のプロセス及び情報定義作業に参加している。当セッションでは、菅又より

「Trade Finance Facilitation: Document Cross Reference」(図1.4-2)と題して、商流/物流/金流の夫々の文書と情報の整合化の必要性につき発表した。また、新谷氏(東京海上日動火災保険株式会社)より「Updates on Cargo Insurance Standards」と題して、保険証券の電子化プロジェクトの進捗状況を発表した。

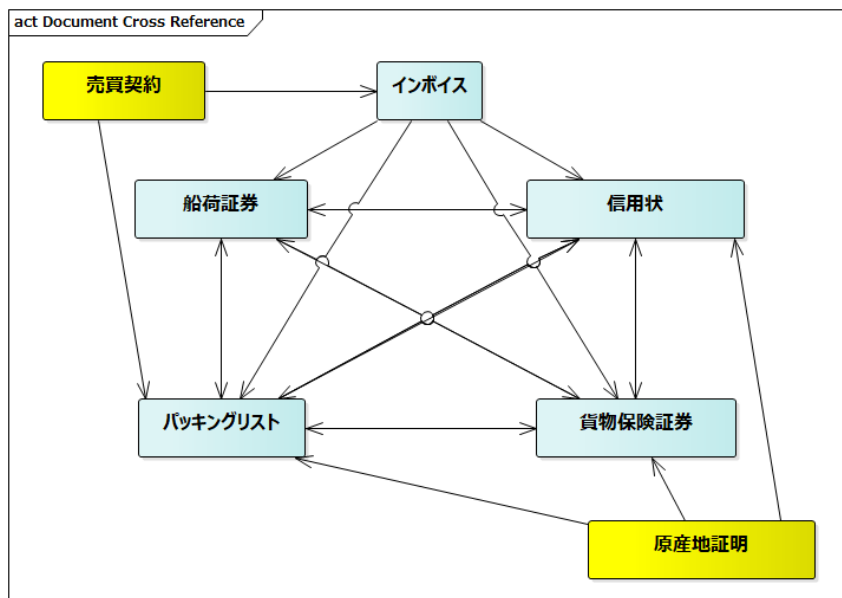


図 1.4-2 貿易金融における文書の相互参照

1. 4. 2. 2 金融セッション

金融セッション (F&P) では次の2つセッションが行われた。

- インボイス検査 (Check INVOICE)
- 信用状決済プロセス (Documentary Credit Settlement Process)

(1) インボイス検査

API を使用した請求書の検査プロセス (Check INVOICE) は、オープンファイナンスをサポートする貿易円滑化の重要なユースケースであり、新たなプロジェクト提案が行われる予定である。

Check INVOICE は、金融セクターの安定性と効率性を高めることに加え、仲介業者に損害を与える信用払いのための請求書の不正使用から生じるリスクを軽減する。このプロジェクトにより、金融セクターの安定性と効率性が向上するだけでなく、仲介業者に損害を与えるような信用払いのための請求書の不正使用から生じるリスクをより迅速かつ容易に軽減できるようになる。銀行、その他の融資代理店には、ブロックチェーンの DLT (Distributed Ledger Stamp) スタンプを通じて請求書の実際の状態と信用枠全体の有効期間における残高を保証するデジタルサービスが提供される。

(2) 信用状決済プロセス

貿易金融プロジェクトでは、国際貿易プロセスの一環として、日本チーム主体で、信用状 (Documentary Credit) の申請・発行・通知・修正プロセスに続いて、信用状に基づく貿易決済プロセスの BRS 策定が進められている。現在までに、プロジェクトチームによる内部レビューが完了し、本セッションでの意見を踏まえて、国連 CEFACT 公開レビューの手続に入る。

信用状に基づく貿易決済プロセスは、「買取 (Negotiation)」と「取立 (Collection)」のケースがあり、本プロジェクトの BRS は、その両ケースを取り扱っている。

図 1.4-3 に信用状取引のユースケース関係図をしめす。

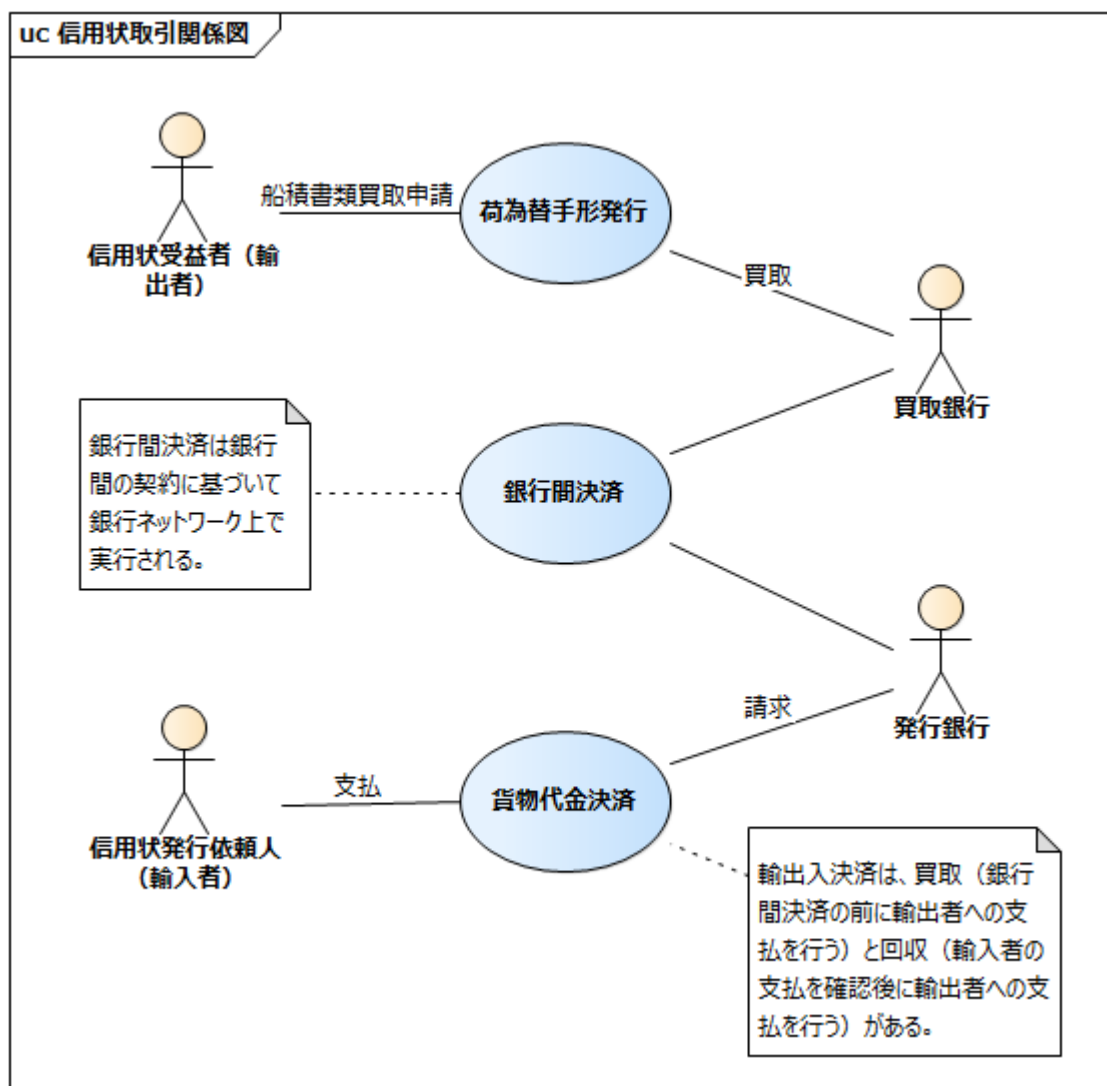


図1.4-3 信用状取引関係図

1. 4. 3 国連 CEFAC 貿易金融プロジェクト会議

国連 CEFAC 貿易金融プロジェクトでは、リーダーの Sue Provert が主催して原則隔週でオンラインのプロジェクト会議を開催している。

2024 年 4 月～2025 年 1 月の間、合計 13 回行われたプロジェクト会議の主要審議事項を表 1.4-1 に示す。

<付属書 3>国連 CEFAC 貿易金融プロジェクト会議メモ> 参照。

表 1.4-1 国連 CEFACT 貿易金融プロジェクト会議

会議開催日	出席人数	主要審議事項
2024年4月4日	17	菅又が、貨物保険のプロセスのスコープ、アクティビティ図、メッセージモデルを紹介。審議中のコメントに従い提案内容を修正。
2024年4月18日	14	菅又が、日本の商社の事例に基づく電子BLへの情報項目（貨物受領場所、輸出許可書）の追加提案。更に検討を進める。
2024年5月2日	11	電子BLにつき、FIATAのBLとの違いにつき調整が必要。日本からの情報項目追加要求は解決。
2024年5月30日	9	菅又が、貨物保険BRSドラフト第1版を提案。情報項目につき、貨物保険以外の保険をカバーする項目があり、それらとコンフリクトしないよう気を付ける。一つの保険で複数の貨物を対象にできるようにする。
2024年6月13日	4	貨物保険BRSの前回会議コメントの解決を含めて、菅又がドラフトの改訂を行う。
2024年6月27日	9	信用状BRSの公開レビュー完了。電子BLにつき、BIMCO、FIATA及びISO5909との整合化につき更に検討する。
2024年7月25日	7	貨物保険プロセスにつきUCP600のルールとコンフリクトしない様に定義する。電子BLにつき、ISO5909との整合化作業を更に進める。
2024年8月8日	4	ISO電子BLとの整合化作業は継続中。貨物保険BRSはビューロに公開レビュー開始を依頼。
2024年8月22日	11	譲渡可能文書につき、対象貨物の輸送中に売買される場合を考慮する。ISO5909と国連CEFACT電子BLとの整合化は、情報要素と階層構造も重要。BIMCOとIMOとの整合化は進んでいるが、DCSAとの整合化には課題がある。
2024年9月19日	10	菅又が、信用状決済プロセスのBRSを提案。Hananeが、電子BL及び信用状の情報項目につき、TDEDとのマッピングを要請。
2024年10月17日	9	菅又が、信用状決済プロセスのBRSドラフトを発表。決済における「買取」と「回収」プロセスの調査が更に必要。
2024年11月14日	11	信用状決済プロセスのBRSドラフトにつき、いくつかのコメントを受けて審議。菅又が、電子BLの裏書情報定義を「Endorsement」として提案。Gerhardが、DPPプロジェクトにおける製品履歴情報の認証情報を「Endorsement」として提案。今後、両者で検討を進める。ISO5909のCD投票において、国連CEFACT電子BL情報項目との整合化が必要と日本がコメントを発信したことが報告された。
2025年1月23日	11	貨物保険BRSがビューローにて承認されたことが報告された。菅又が、貿易金融参照データモデル（TFFRDM）BRSドラフトを提示。「荷為替手形」の使用がUCP専門家から推奨されていないこと、及びフォワーダーの混載コンテナへの信用状と損害保険が可能かとのコメントがあった。両件につき、BRSに注釈をいれることで合意。

2. 貿易金融デジタル化国際標準仕様

2024 年度に策定した貿易金融デジタル化のための業務要件仕様（BRS）は次の通り。

- 信用状業務要件仕様（Documentary Credit BRS）
信用状申請プロセスは国連 CEFACT 標準として発行済（2024 年 8 月）
信用状決済プロセスは BRS 原案の公開レビュー開始（2025 年 2 月）
- 貨物保険業務要件仕様（Cargo Insurance BRS）
貨物保険発行プロセスは国連 CEFACT 標準として発行済（2024 年 2 月）
- 貿易金融参照データモデル業務要件仕様（TFFRDM BRS）
貿易金融参照データモデル業務要件仕様は原案策定済

2. 1 信用状業務要件仕様

<付属書 4>信用状業務要件仕様第 2 版を参照。

2. 1. 1 目的及び範囲

➤ 目的

信用状業務要件仕様（Documentary Credit BRS）の目的は、貿易金融、サプライチェーン、輸送および物流の業界で使用される信用状文書の取扱ビジネスプロセスおよび情報項目を標準化すること。ビジネスプロセスは、取引先、輸送および物流関係者、金融機関がそれぞれの役割を果たし、ビジネス関係を確立し、それぞれの情報システムと対話するために責任を共有する方法を詳細に記述した。各ビジネストランザクション（取引）は、ビジネス文書（メッセージとも呼ばれる）の交換によって実現される。これらの文書が使用される順序は、本 BRS 内でユースケースとして示されている。ビジネス文書は情報項目（ビジネス情報エンティティ（BIE: Business Information Entity）と呼ばれる）で構成されており、BIE は再利用可能なビジネス情報エンティティのライブラリー（CCL: 国連 CEFACT 共通辞書）から取得されることが好ましい。ビジネス文書の内容とビジネス情報エンティティは、本 BRS ではクラス図や要件リストを使用して表現される。

➤ 範囲

信用状（Documentary Credit）は、輸出者が当該信用状に従って船積書類を提示することを条件に、輸入者の銀行が輸入者に代わって代金を支払うことを約束する保証文書である。信用状プロセスは、輸入者の信用状発行申請から始まり、輸出者の決済手続きまでをカバーする。本 BRS は、輸入者の信用状発行の申請、銀行による信用状の発行、輸出者への信用状の通知、信用状の変更、輸出者による決済プロセスに至るすべてをカバーする。SWIFT（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication: 銀行など金融機関を結ぶ情報通信サービスの運営を担う国際団体）標準などの銀行業

界標準で準拠した信用状発行手順と輸出者による決済プロセスおよびそれぞれの情報モデルの詳細については説明していない。

2. 1. 2 業務要件

➤ 業務領域

図 2.1-1 に信用状プロセスの関係当事者 (Actor) とユースケースを示す。

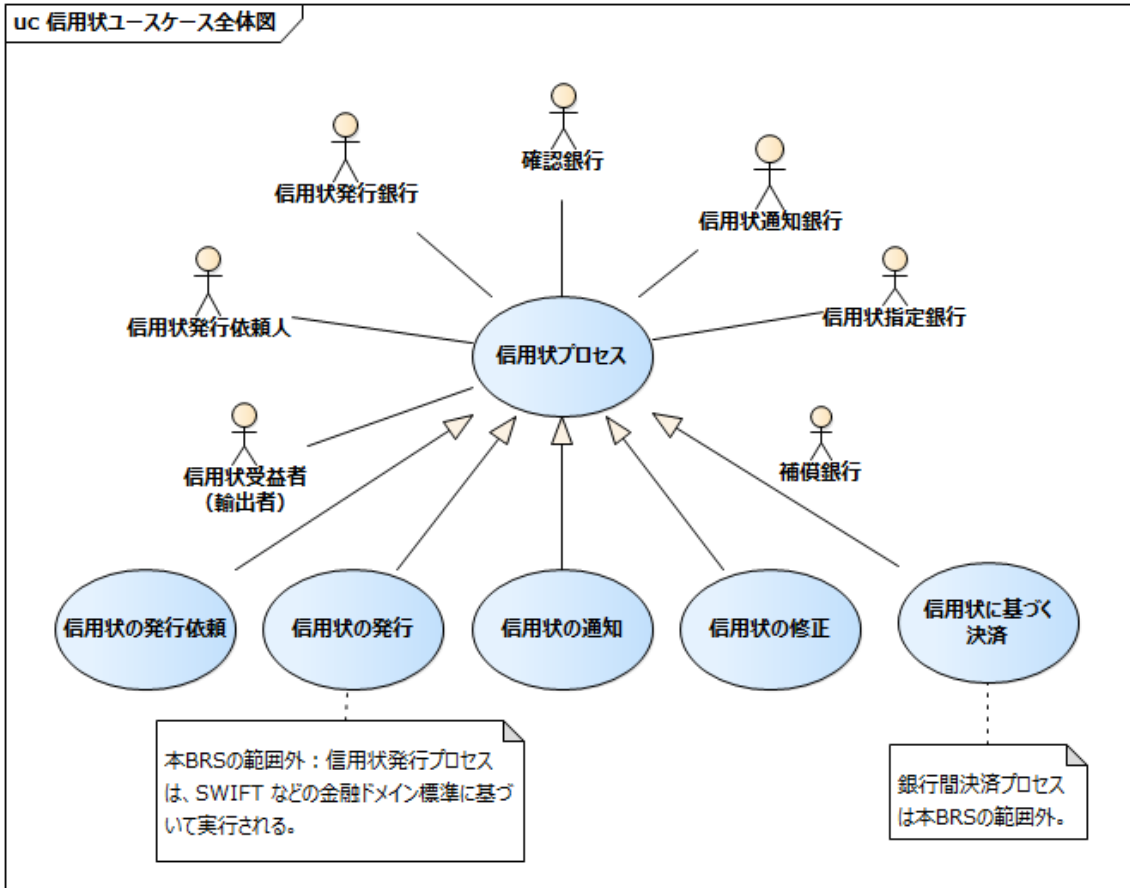


図 2.1-1 信用状ユースケース全体図

➤ ユースケース注釈

- 信用状の発行は、銀行業界が定める標準 (SWIFT 標準) に基づき、発行銀行と通知銀行間で行われる。本 BRS では SWIFT 標準が定める銀行間の信用状発行手順と情報モデルの詳細については説明していない。

・ 関係当事者 (Actor) の説明

Actor 関係当事者	Applicant 信用状発行依頼人 (輸入者)	The trade party for this documentary credit process on whose request the credit is issued. この信用状プロセスにおける信用状発行依頼人。通常は輸入者。
	Beneficiary 信用状受益者 (輸出者)	The trade party for this documentary credit process in whose favour a credit is issued. この信用状プロセスにおける受益者。通常は輸出者。
	Issuing Bank 信用状発行銀行	The financial institution that services the applicant of this documentary credit. The service includes issuing documentary credit. この信用状の申請者にサービスを提供する金融機関。このサービスには、信用状の発行が含まれる。
	Advising Bank 信用状通知銀行	The financial institution that advises the intended beneficiary of this documentary credit. この信用状の対象となる受益者に通知する金融機関。
	Nominated Bank 信用状指定銀行	The financial institution with which the credit is available or any bank in the case of a credit available with any bank. The bank that can honour or negotiate. 信用取引が可能な指定金融機関。荷為替手形を購入する指定金融機関。
	Confirming Bank 確認銀行	The financial institution that adds its confirmation to a credit upon the issuing bank's authorization or request. 発行銀行の承認または要求に応じて信用状に確認保証を追加する金融機関。
	Reimbursing Bank 補償銀行	The financial institution that instructed or authorized to provide reimbursement pursuant to a reimbursement authorization issued by the issuing bank. 発行銀行が発行した払戻し承認に従って払戻しを行うよう指示または承認した金融機関。

・ ユースケース (Use Case) の説明

ユースケース (Use Case) は業務やシステムの振る舞いや機能を記述するためのモデリング要素の一つ。ユースケースは、業務やシステムが関係当事者 (Actor) や他の業務やシステムとどのように対話し、機能するかを捉えるために使用する。

Use Case ユース ケース	Documentary Credit Application 信用状の発行依頼	Upon receiving an importer's request for the documentary credit issuance, the bank will examine it and notify the applicant whether or not to issue it. 申請者（輸入者）からの信用状発行の要請を受け取った銀行は、それを審査し、信用状を発行するかどうかを申請者に通知する。
	Documentary Credit Issuance 信用状の発行	At the applicant's request, the issuing bank issues the documentary credit and forwards it to the advising bank. 申請者の要求に応じて、発行銀行は信用状を発行し、それを通知銀行に転送する。
	Documentary Credit Advise 信用状の通知	The advising bank that receives the documentary credit will notify the Beneficiary. 信用上を受け取った通知銀行は受益者（輸出者）に通知する。
	Documentary Credit Amendment 信用状の修正	At the applicant's amendment request for the issued documentary Credit, the issuing bank issues the amended documentary credit and forwards it to the advising bank. 発行された信用状に対する申請者の修正要求に応じて、発行銀行は修正された信用状を発行し、それを通知銀行に転送する。
	Documentary Credit Settlement 信用状に基づく決済	<p>1. Based on the purchase request attached with the shipping documents stipulated in the documentary credit, the Negotiating Bank will make payment in the form of bill of exchange, etc. 買取銀行は、信用状に定められた船積書類を添付した購入依頼書に基づき、荷為替手形等の形で支払いを行う。</p> <p>2. Based on the documentary credit with shipping documents sent via the Negotiating Bank, the Issuing Bank invoices the Applicant for payment. 買取銀行経由で送付された船積書類を含む信用状に基づいて、発行銀行は申請者に支払いを請求する。</p> <p>3. The Applicant will make payment and receive the necessary shipping documents to pick up the cargo as requested by the Issuing Bank. 申請者は、発行銀行の要求に応じて支払いを行い、貨物の引き取りに必要な船積書類を受け取る。</p>

➤ 業務関連図

ユースケース関連図を図 2.1-2 に示す。

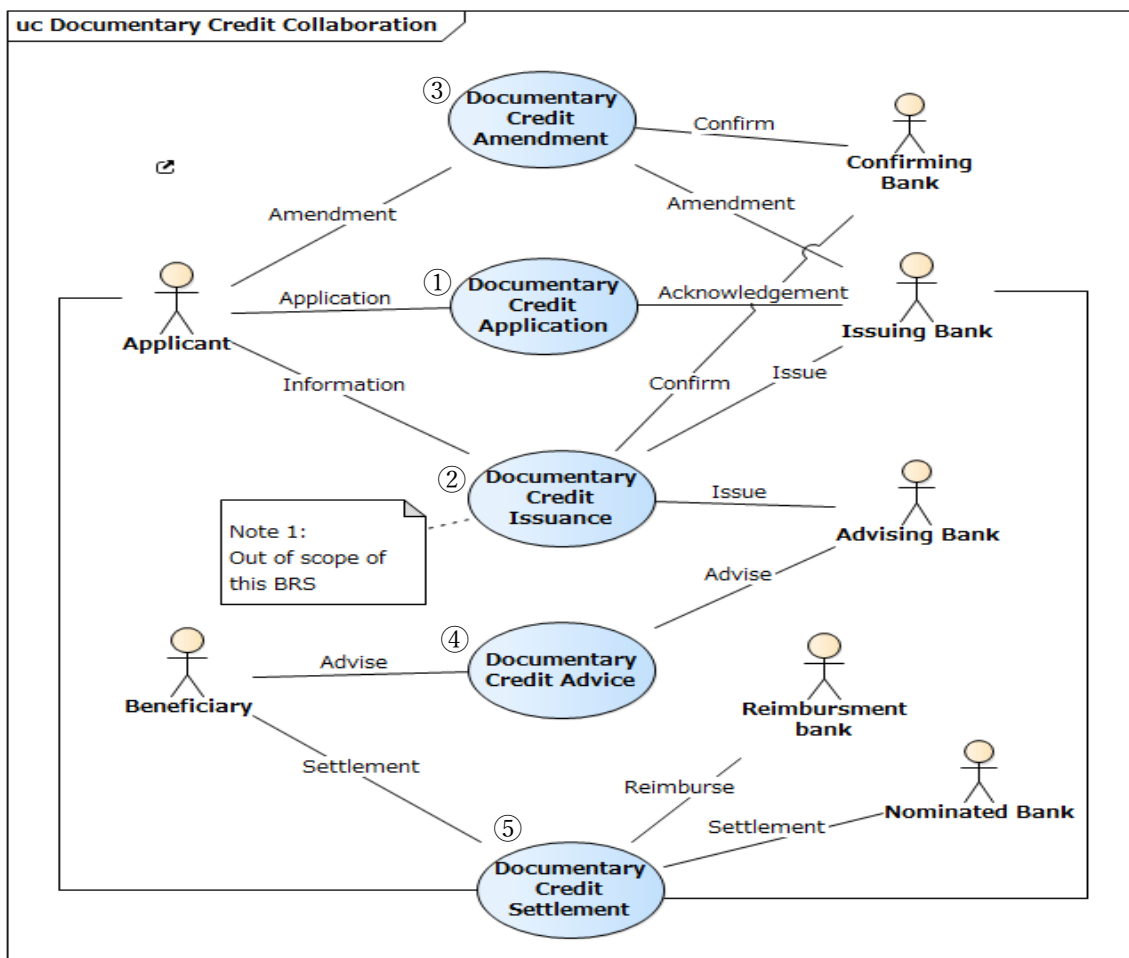


図 2.1-2 信用状ユースケース関連図

- ① 信用状の発行依頼：申請者（輸入者）からの信用状発行の要請を受け取った銀行は、それを審査し、信用状を発行するかどうかを申請者に通知する。
- ② 信用状の発行：申請者の要求に応じて、発行銀行は信用状を発行し、それを通知銀行に転送する。
- ③ 信用状の修正：発行された信用状に対する申請者の修正要求に応じて、発行銀行は修正された信用状を発行し、それを通知銀行に転送する。
- ④ 信用状の通知：信用状を受け取った通知銀行は受益者（輸出者）に通知する。
- ⑤ 信用状に基づく決済：買取銀行は、信用状に定められた船積書類を添付した買取依頼書に基づき、荷為替手形等の形で支払いを行う。買取銀行経由で送付された船積書類を含む信用状に基づいて、発行銀行は申請者に支払いを請求する。申請者は、発行銀行の要求に応じて支払いを行い、貨物の引き取りに必要な船積書類を受け取る。

- 業務プロセス
- ・ 信用状申請プロセスを図 2.1-3 に示す。

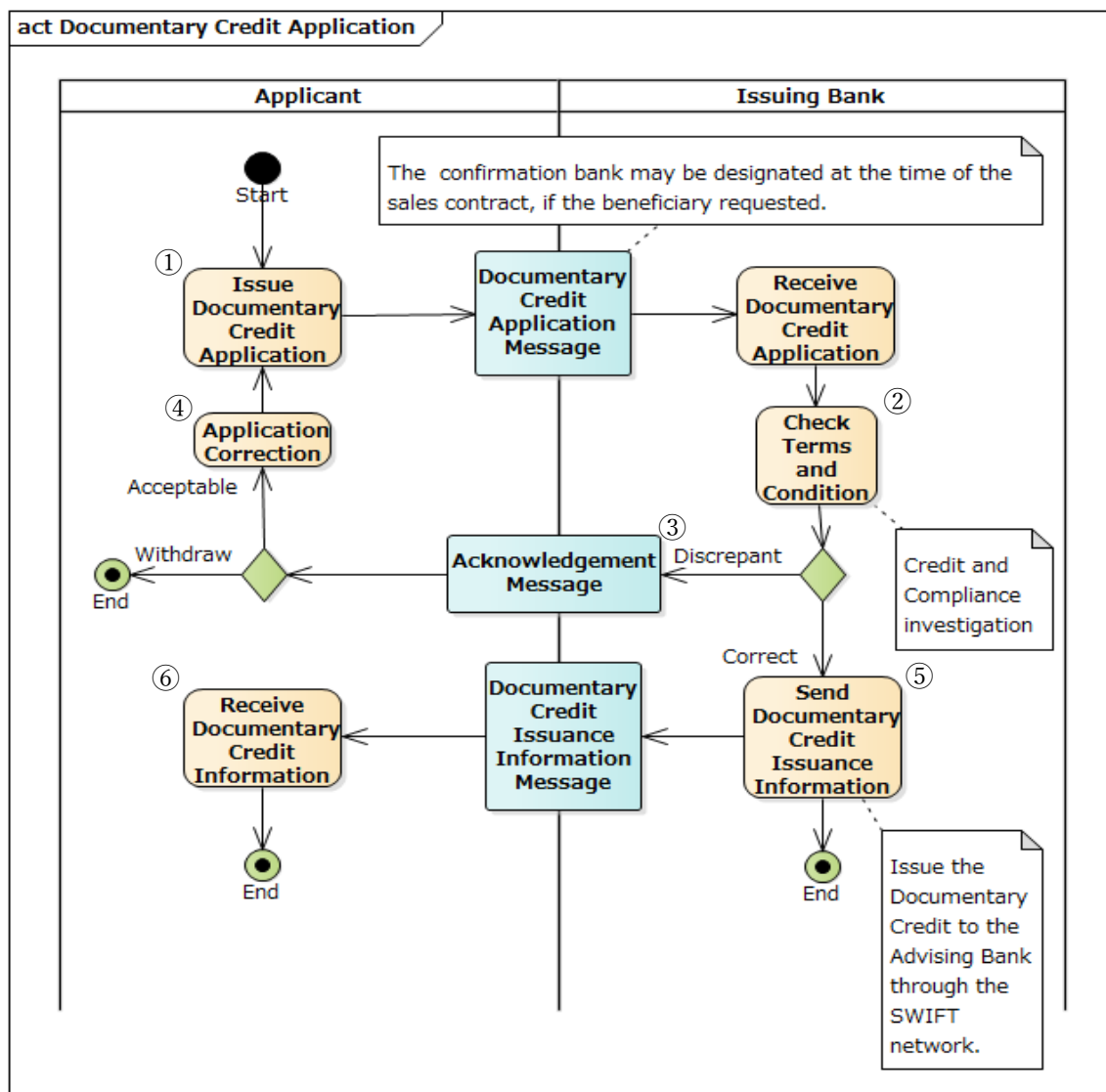


図 2.1-3 信用状申請プロセス

- ① 信用状の発行依頼人は、発行依頼内容を信用状発行銀行に送付する。
- ② 信用状発行銀行は発行依頼内容の条件を審査する。発行依頼人の信用状況及びコンプライアンスの調査も行う。
- ③ 発行依頼に問題があれば、その旨を発行依頼人に通知する。
- ④ 問題通知を受けた発行依頼人は、問題箇所を修正して再度発行依頼を行う。問題箇所の修正に対応できなければ発行申請を撤回する。
- ⑤ 発行銀行は発行依頼内容に問題がなければ通知銀行に対して信用状を発行するとともに信用状情報を発行依頼人に通知する。
- ⑥ 発行依頼人は発行銀行より信用状情報を受領する。

- 信用状通知プロセスを図 2.1-4 に示す。

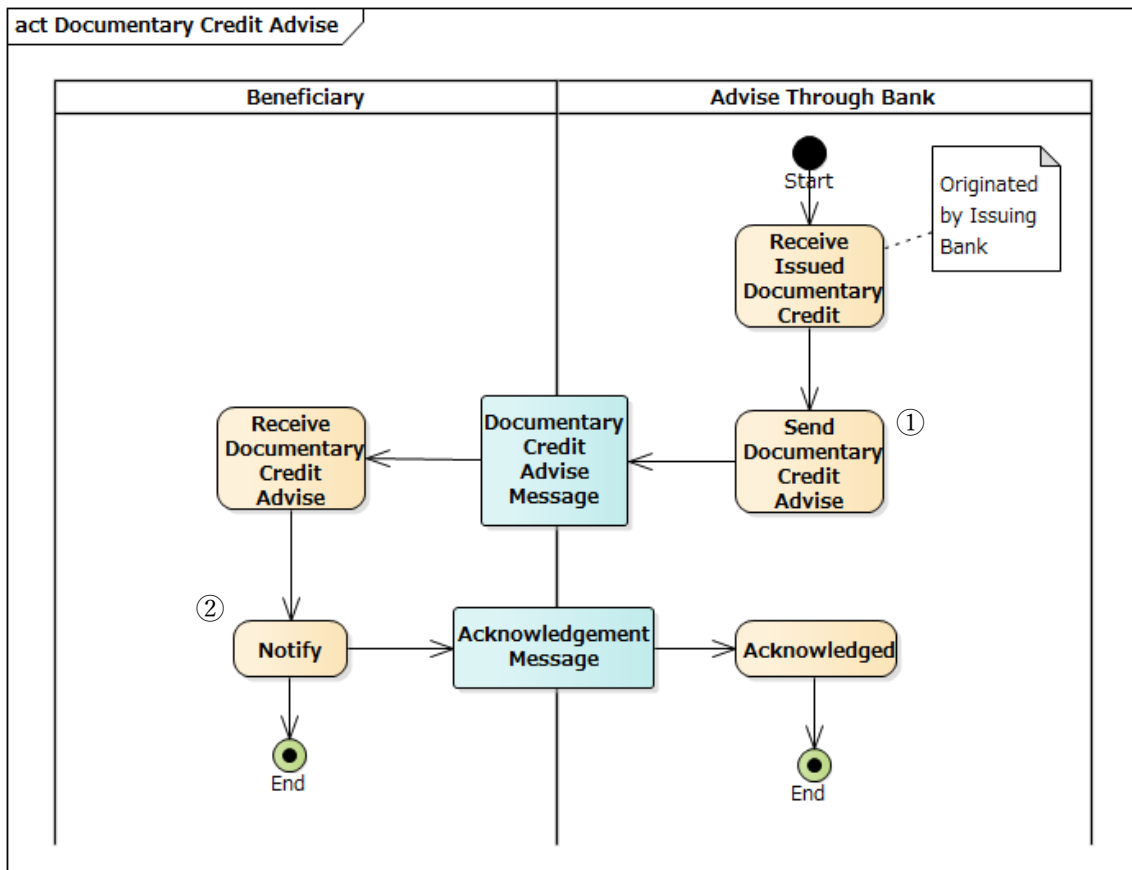


図 2.1-4 信用状通知プロセス

- ① 信用状の発行を受けた通知銀行は信用状通知情報を受益者に送付する。
- ② 信用状通知情報を受けた受益者は受領したことを通知銀行に返答する。

- ・ 信用状修正プロセスを図 2.1-5 に示す。

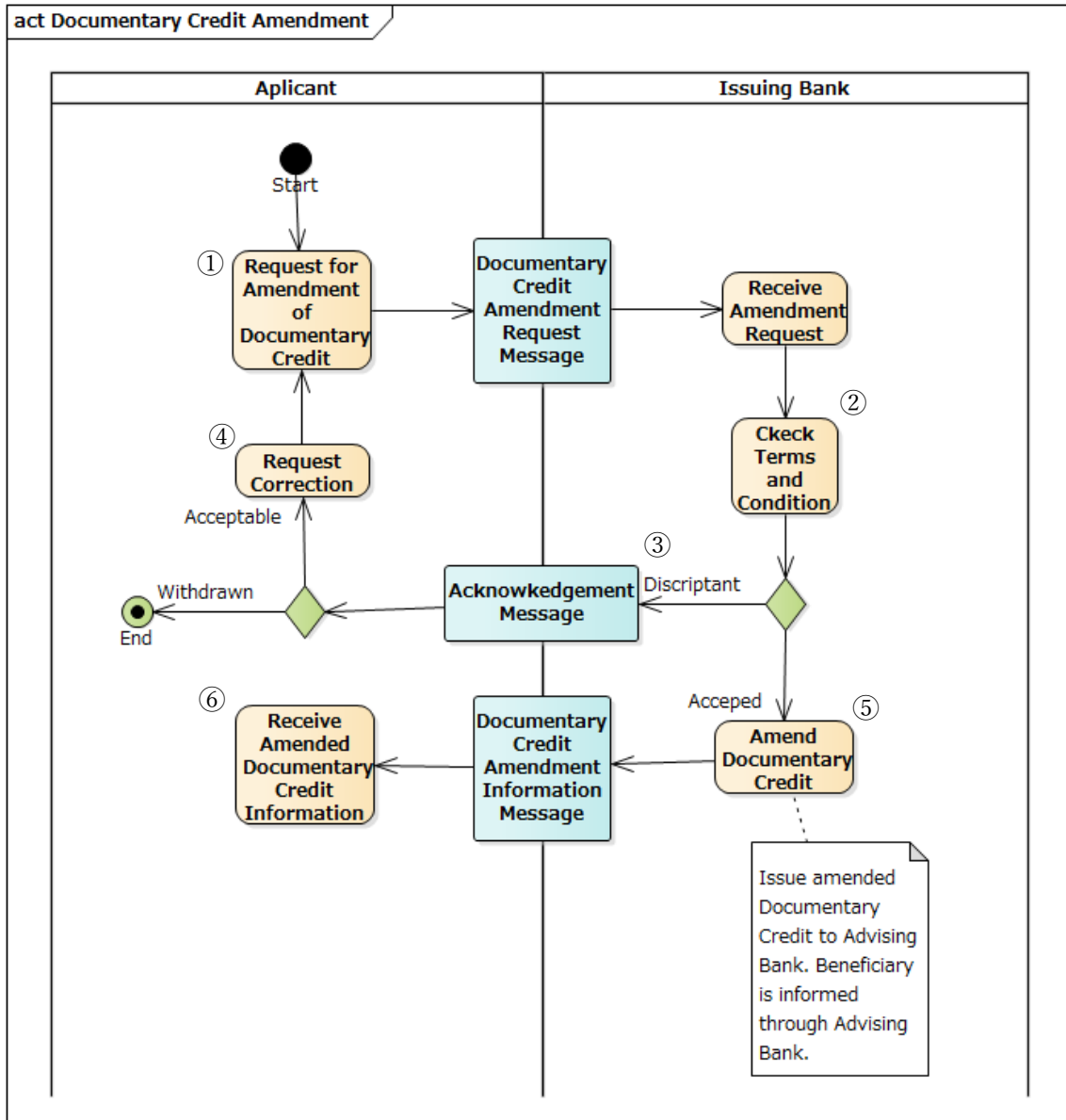


図 2.1-5 信用状修正プロセス

- ① 必要に応じて信用状の発行依頼人は、信用状修正依頼を信用状発行銀行に送付する。
- ② 信用状発行銀行は修正依頼内容の条件を審査する。
- ③ 修正依頼に問題があれば、その旨を発行依頼人に通知する。
- ④ 問題通知を受けた発行依頼人は、問題箇所を修正して再度修正依頼を行う。問題箇所の修正に対応できなければ発行申請を撤回する。
- ⑤ 発行銀行は修正依頼内容に問題がなければ通知銀行に対して修正信用状を発行するとともに修正信用状情報を発行依頼人に通知する。
- ⑥ 発行依頼人は発行銀行より修正信用状情報を受領する。

- 信用状決済プロセス

信用状に基づく輸出入決済は、買取ケース（銀行間決済の前に輸出者に支払を行う）と取立ケース（輸入者の支払を確認後に輸出者への支払を行う）がある。

- 信用状決済買取ケースのプロセスを図 2.1-6 に示す。

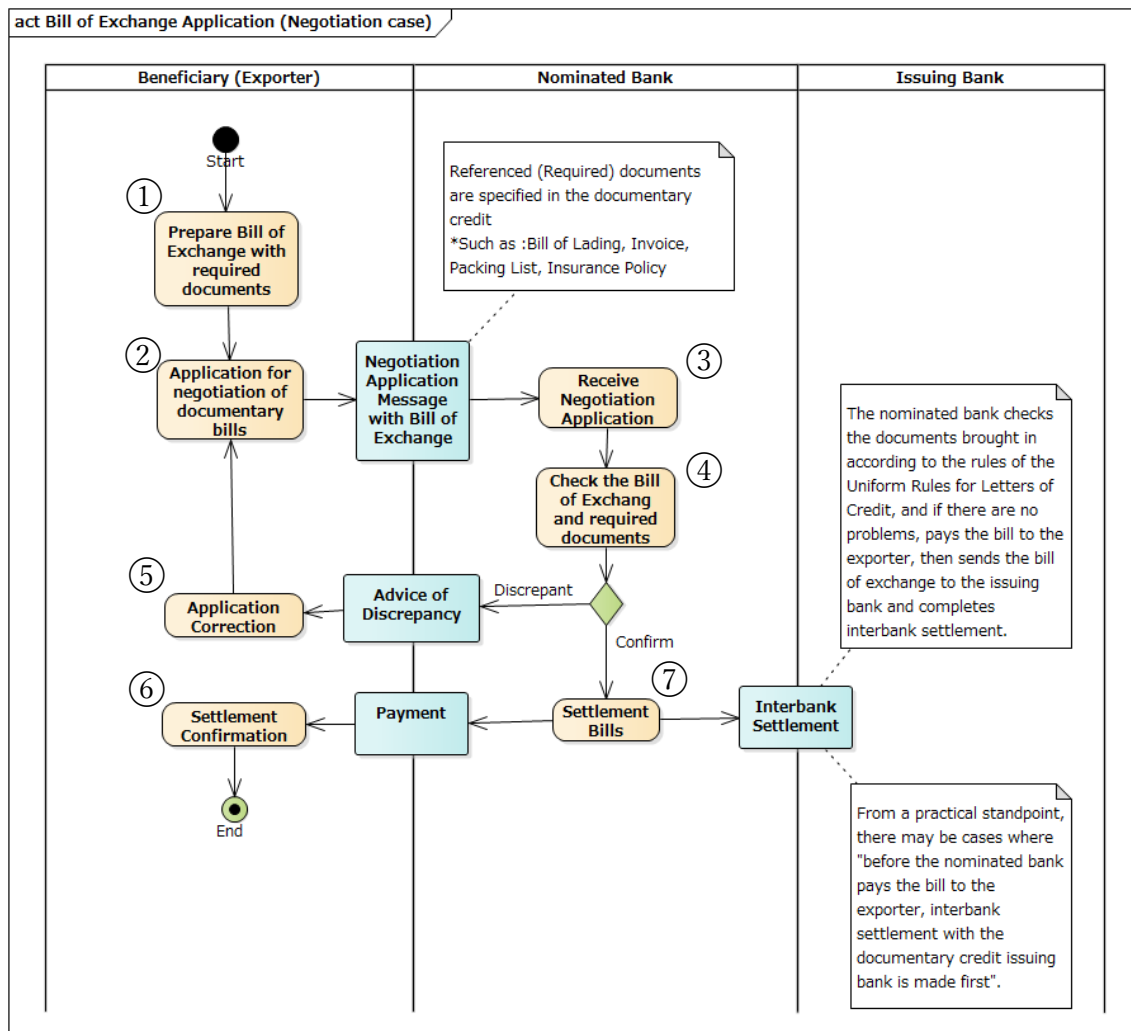


図 2.1-6 信用状決済買取ケース

- ① 輸出者は発行する荷為替手形と必要な船積書類を準備する。
- ② 買取銀行に船積書類の買取を依頼する。
- ③ 買取銀行は荷為替手形と船積書類を受ける。
- ④ 買取銀行は荷為替手形と必要な船積書類を信用状統一規則に従って審査する。書類が不備と判明した場合（デスクレ）は、その旨を買取依頼者に通知する。
- ⑤ デスクレが通知された買取依頼者は、可能であれば書類の修正を行う。修正できない場合には信用状の変更手続きを開始することもある。

- ⑥ 買取銀行は輸出者に代金を支払う。
- ⑦ 買取銀行は信用状発行銀行と銀行間決済を行う。

・ 信用状決済取立ケースのプロセスを図 2.1-7 に示す。

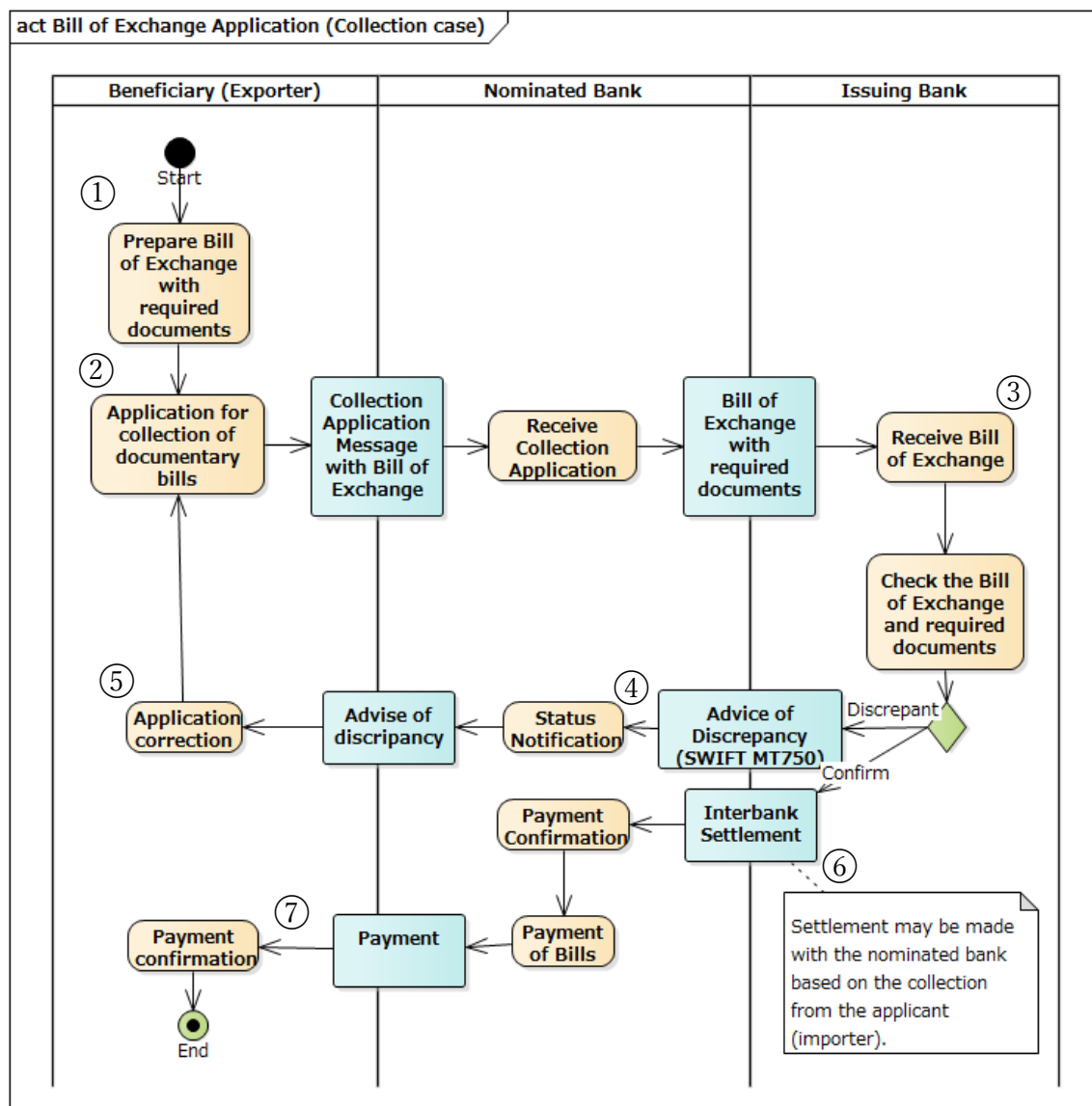


図 2.1-7 信用状決済取立ケース

- ① 輸出者は発行する荷為替手形と必要な船積書類を準備する。
- ② 買取銀行に船積書類の代金取立を依頼する
- ③ 信用状発行銀行は買取銀行経由で荷為替手形と船積書類を受け取る。
- ④ 信用状発行銀行は荷為替手形と必要な船積書類を信用状統一規則に従って審査する。書類が不備と判明した場合（デスクレ）は、その旨を買取銀行経由で買取依頼者に通知する。

- ⑤ デスクレが通知された買取依頼者は、可能であれば書類の修正を行う。修正できない場合には信用状の変更手続きを開始することもある。
- ⑥ 信用状発行銀行は買取銀行と銀行間決済を行う。
- ⑦ 買取銀行は輸出者に代金を支払う。

2. 1. 3 情報モデル

信用状プロセスで使う情報モデルとして、図 2.1-8 に示すように、B-S-P (Buy-Ship-Pay) 参照データモデルを継承する TFF (Trade Finance Facilitation) 参照データモデルを提案する。(3. 3 貿易金融参照データモデル 参照)。TFF 参照データモデルは新たに定義する貿易金融信用状情報クラス (Trade Finance_Documentary Credit. Details) 及び貨物保険情報クラス (Trade Finance_Cargo Insurance. Details) と、既に国連 CEFACT 共通辞書 (CCL : Core Component Library) に登録済のサプライチェーン参照データモデル (SCRDM: Supply Chain Reference Data Model) 関連情報項目 (Supply Chain Trade Transaction)、及び複合一貫輸送参照データモデル (MMT RDM: Multi Modal Transport Reference Data Model) 関連情報項目 (Supply Chain Consignment) から必要な情報項目を取り出して構築する。また、TFF の貿易信用状申請発行プロセス (信用状 Application Process) の情報項目は、SWIFT の信用状標準メッセージの情報項目にマッピングできるように揃えるものとする。

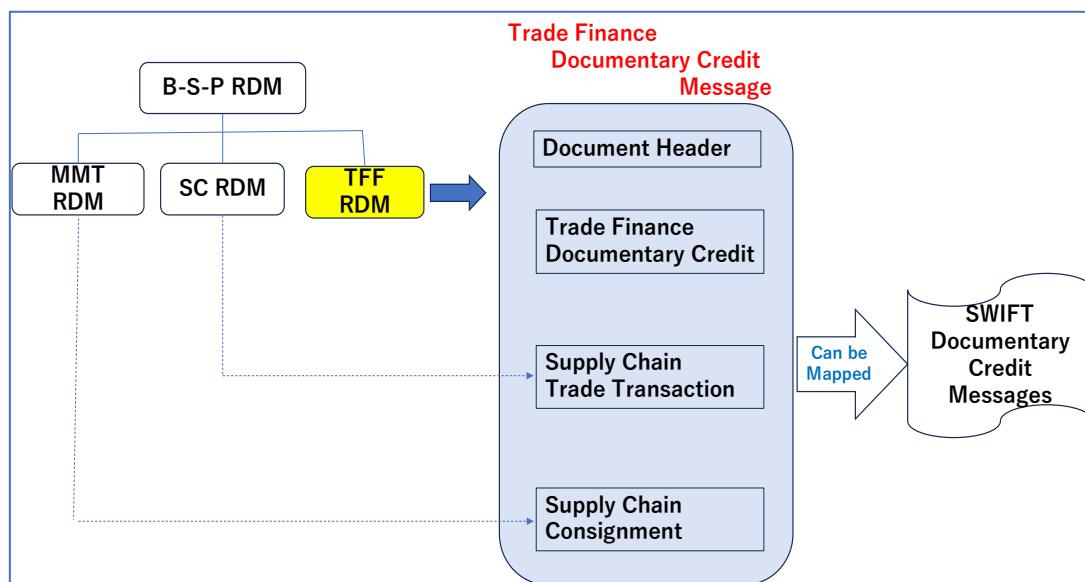


図 2.1-8 信用状データモデルの位置づけ

情報モデルの情報項目定義は<付属書 4>信用状業務要件仕様第 2 版の「5.5 Information Model Definition」に掲載されている。

2. 2 貨物保険業務要件仕様

<付属書 5>貨物保険業務要件仕様 参照。

2. 2. 1 目的と範囲

➤ 目的：

この業務要件仕様（BRS）の目的は、貿易金融、サプライチェーン、輸送および物流の業界で使用されている貨物保険のビジネスプロセス、ビジネストランザクション及び情報エンティティを標準化することである。

定義されるビジネスプロセスは、取引先、保険会社、輸送および物流業者、金融機関が、それぞれの情報システムのサポートを受けて、それぞれの役割を果たし、ビジネス関係を確立し、責任を共有して効率的にやり取りする方法を説明する。

各ビジネストランザクションは、電子メッセージの形式でデジタル化されたビジネス文書の交換によって実現される。これらの電子文書が交換される特定のシーケンスによって、対象とするビジネスシナリオが遂行される。

業務で使われる電子メッセージはビジネス情報エンティティ（BIE）で構成されており、国連 CEFACT 共通辞書などの再利用可能なビジネス情報エンティティのライブラリーから取得されるのが望ましい。電子メッセージとビジネス情報エンティティの内容は、クラス図や要件リストを使用して提示されている。

➤ 範囲：

貨物保険は、輸送中の商品の紛失や損傷から保護する保険の一種である。貿易においては、船舶、飛行機、トラック、列車などさまざまな輸送手段で長距離輸送されることが多く、貨物保険は貿易取引（Buy-Ship-Pay）に伴うリスクを軽減する役割を果たす。貿易取引に含まれる貨物保険プロセスは、貿易金融の役割の一端を担っている。

2. 2. 2 業務要件

➤ 業務領域

図 2.2-1 に貨物保険プロセスの関係当事者（Actor）とユースケースを示す。

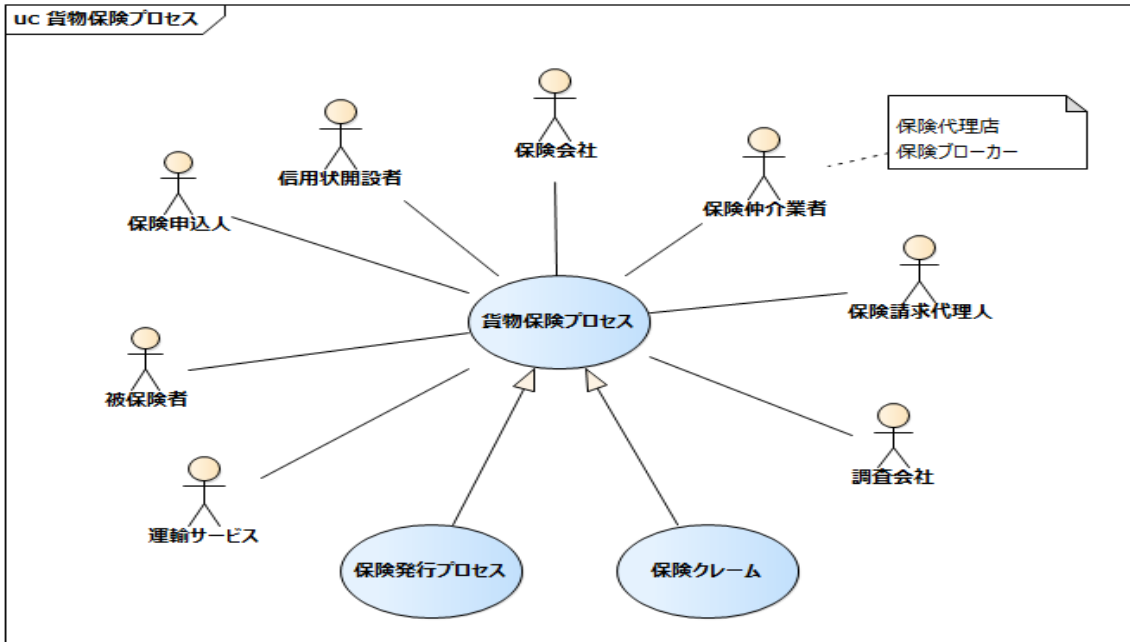


図 2.2-1 貨物保険ユースケース全体図

➤ ユースケース注釈

- ・ 貨物保険証の信用状発行銀行への提供プロセスは信用状プロセス（Documentary Credit Process）に含まれる。
- ・ 貨物保険証の税関への提供プロセスは税関プロセス（Regulatory Process）に含まれる。
- ・ 本 BRS では、貨物保険の申し込みに関わるプロセス（申込、保険証発行、保険料請求）について具体的内容を定義した。貨物保険のクレーム処理プロセスは含まれていない。

・ 関係当事者 (Actor) の説明

Actor 関係当事者 (1)	Assured 被保険者 (輸出者/輸入者)	An assured party insured by this insurance. The assured is the party who receives the financial protection or indemnity against specified risks, such as damage to a vessel or cargo during transit. この保険によって保険がかけられる被保険者。被保険者とは、輸送中の船舶や貨物の損傷など、特定のリスクに対して金銭的な保護または補償を受ける当事者です。
	Insurance Accounty 信用状開設者	The party named in the insurance document to receive the benefits of the insurance coverage. 保険の補償を受けるために保険書類に指定されている当事者。信用状開設者。
	Insurance Applicant 保険申込人	The party applies for an insurance document seeking to obtain insurance coverage. The consigner, the consignee, the insurance broker or the forwarder may become the applicant of the insurance. 保険の適用を受けるために保険証書を申請する当事者。保険の申請者には荷送人、荷受人、保険仲立人、運送業者などになることができる。
	Insurer 保険会社	An insurer, also known as an insurance company, is a party who sells insurance policies in exchange for premiums. The insurer agrees to provide financial protection or reimbursement against specified risks in the insurance policy. When an assured experiences a covered loss or event, the insurer is responsible for paying out the agreed-upon benefits or compensation according to the terms of the policy. 保険会社は保険料と引き換えに保険証券を販売する当事者。保険会社は、保険証券で指定されたリスクに対して金銭的な保護または補償を提供することに同意する。被保険者が補償対象の損失または事象を経験すると、保険会社は契約条件に従って合意された給付または補償金を支払う責任を負う。

Actor 関係当事者 (2)	Insurance Intermediary 保険仲介業者	An insurance intermediary is a party that acts as a middleman between insurance buyers (policyholders) and insurance providers (insurers). There are two types of the intermediary, insurance broker on behalf of the assured and insurance agent on behalf of insurer or managing general agent. 保険仲介業者とは、保険購入者（保険契約者）と保険提供者（保険会社）の間の仲介人として働く当事者。仲介業者には、被保険者に代わって保険ブローカーとして働く当事者と、保険会社に代わって保険代理店として働く当事者の2種類がある。
	Claim Agent 保険請求代理人	A party who processes claims from an assured, conduct investigations, and manage the claims payment on behalf of the insurer. 保険会社に代わって、被保険者からの請求を処理し、調査を実施し、請求の支払いを管理する当事者。
	Surveyor 調査会社	An independent party who investigates claims such as the damage or the loss. 損害や損失などの請求を調査する独立した当事者。
	Transport Service Provider 運輸サービス	A party that provides a transport service, such as carrier. 運送業者など、輸送サービスを提供する当事者。

・ ユースケースの説明

Use Case ユース ケース	Insurance Document Application	An insurance document application process for cargo insurance involves several steps, from gathering information about the shipment to obtaining coverage from an insurance provider, including issuance of an insurance document and payment of the insurance premium. 貨物保険の保険書類申請プロセスには、貨物に関する情報の収集から保険会社からの補償の取得、保険書類の発行、保険料の支払いまで、いくつかの手順が含まれる。
	Cargo Insurance Claim	An insurance claim is a formal request made by a policy holder or a certificate holder to an insurance company for payment or reimbursement of covered losses or damages according to the terms of an insurance policy or an insurance certificate. When an insured loss occurs, the assured submits a claim to the insurer to seek financial compensation for the resulting expenses or damages. 保険金請求とは、保険契約者または保険証書の所有者が、保険証券または保険証書の条件に従って、保険対象の損失または損害の支払いまたは償還を求めて保険会社に行う正式な請求である。保険対象の損失が発生した場合、被保険者は保険会社に請求を提出し、その結果生じた費用または損害に対する金銭的補償を求める。

➤ 業務プロセス

- ・ 貨物保険申込プロセスを図 2.2-2 に示す。

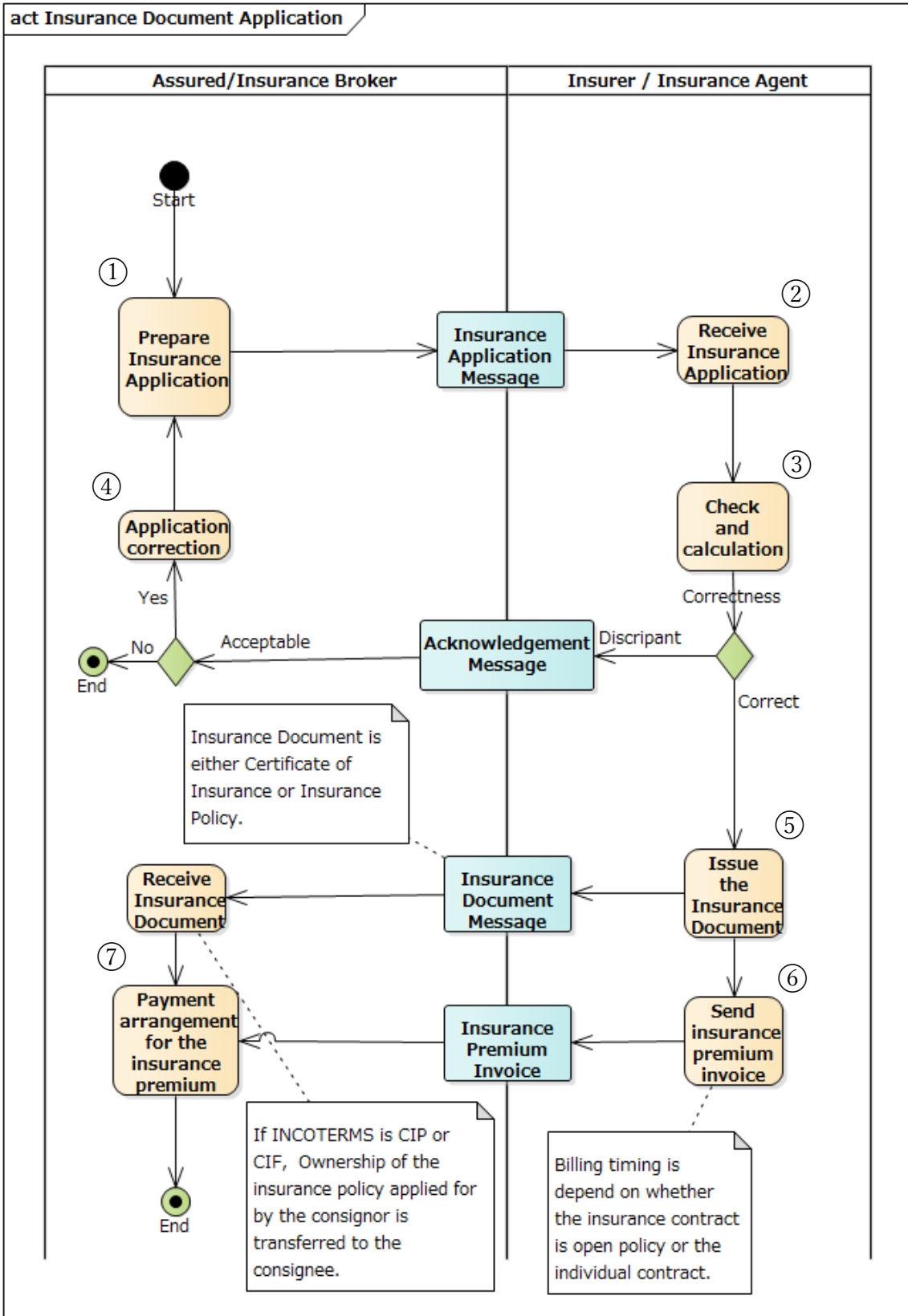


図 2.2-2 貨物保険申込プロセス

- ① 保険申込書を準備し保険会社（または保険代理店）に提出する。
 - ② 保険会社（または保険代理店）は保険申込書を受け取る。
 - ③ 保険会社（または保険代理店）は保険申込書の内容を審査し、齟齬があれば保険申込者に通知する。
 - ④ 保険申込者は指摘された齟齬を修正し、保険会社（または保険代理店）に再提出する。
 - ⑤ 保険会社は、保険証書（Insurance Policy）または保険承認状（Insurance Certificate）を発行する。
 - ⑥ 保険会社は保険申込者に保険料金（Insurance Premium）を請求する。なお、料金請求は荷主と保険会社の契約に基づくもので、個別貨物輸送に個別に対応するものの他、年間契約等もある。
 - ⑦ 保険申込者は保険料金を支払って保険証書（Insurance Policy）または保険承認状（Insurance Certificate）を受け取る。なお、インコタームズが CIP（輸送費保険料込み）あるいは CIF（運賃保険料込み）の場合は、保険証書の所有権は発荷主から受荷主に移行する。
- ・ 貨物保険クレームプロセスを図 2.2-3 に示す。

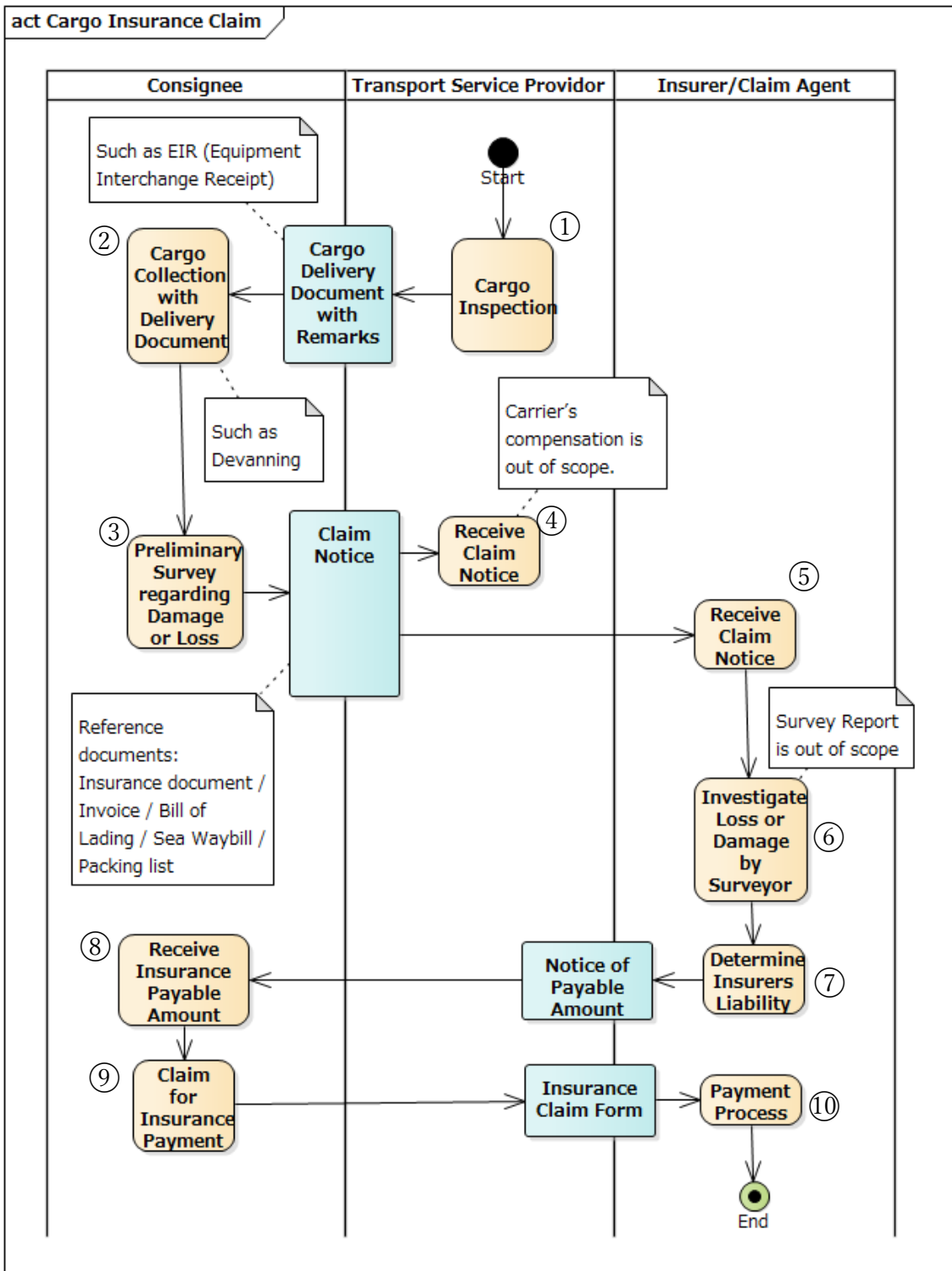


図 2.2-3 貨物保険クレームプロセス

- ① 運送事業者が貨物の損傷の有無を確認し、損傷のある場合には貨物受渡書類に損傷状態の表記 (Remark) をしてもらう。
- ② 貨物をコンテナ等から受け出す。
- ③ 荷受人により貨物の損傷状態調査を行い、損傷があれば運送事業者及び保険会社に事故通知を行う。
- ④ 運送事業者が事故通知を受け取る。船会社との損害賠償手続は本 BRS の範囲外である。
- ⑤ 保険会社が事故通知をうけとる。
- ⑥ 保険会社は調査会社に事故内容の調査を依頼する。調査会社の調査報告は本 BRS の範囲外である。
- ⑦ 保険会社は保険責任を決定し、保険金支払額を被保険者 (荷受人) に通知する。
- ⑧ 荷受人は保険金支払額通知をうけとる。
- ⑨ 荷受人は保険金支払額に従って、保険金請求書を保険会社に提示する。
- ⑩ 保険会社は保険金の支払いを行う。

2. 2. 3 情報モデル

貨物保険プロセスで使う情報モデルとして、図 2.2-4 に示すように、B-S-P (Buy-Ship-Pay) 参照データモデルを継承する TFF (Trade Finance Facilitation) 参照データモデルを定義する (3. 3 貿易金融参照データモデル 参照)。TFF 参照データモデルは新たに定義する貿易金融信用状情報クラス (Trade Finance_Documentary Credit. Details) 及び貨物保険情報クラス (Trade Finance_Cargo Insurance. Details) と、既に国連 CEFACT 共通辞書 (CCL: Core Component Library) に登録済のサプライチェーン参照データモデル (SCRDM: Supply Chain Reference Data Model) 関連情報項目 (Supply Chain Trade Transaction)、及び複合一貫輸送参照データモデル (MMT RDM: Multi Modal Transport Reference Data Model) 関連情報項目 (Supply Chain Consignment) から必要な情報項目を取り出して構築する。

貨物保険メッセージで使用する貨物保険情報クラスには以下の情報項目が含まれる。

- 関係当事者クラス (Trade Party) : 保険会社 (Insurer)、被保険者 (Assured)、保険請求代理人 (Claim Agent)、海貨業者 (Forwarder) など。
- 場所クラス (Location) : 発行場所 (Issued)、支払い場所 (Payment)。
- 保険条件クラス (Condition)
- 共同保険クラス (Coinsurance)
- 参照文書クラス (Document) : 信用状 (Documentary Credit)、インボイス (Invoice)、包括予定保険契約 (Open Policy) など。
- 貨物保険料金クラス (Cargo Insurance Premium) : 種類別貨物保険料率 (Cargo Insurance Premium Rate) を含む。

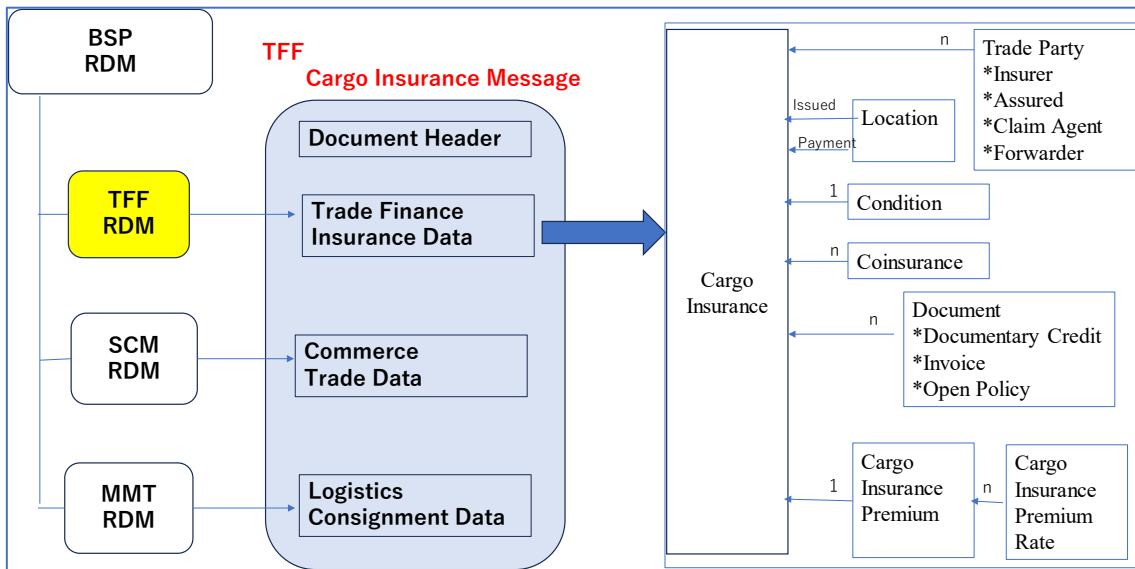


図 2.2-4 貨物保険データモデルの位置づけ

情報モデルの情報項目定義は<付属書 5>貨物保険業務要件仕様の「5.5 Information Model Definition」に掲載されている。

2. 3 貿易金融参照データモデル

<付属書 6>貿易金融参照データモデル 参照。

2. 3. 1 目的と範囲

➤ 背景

参照データモデルは、情報を共有する特定の業務領域（サプライチェーン商取引、運輸物流情報交換など）ごとに共通に使用される情報項目定義をまとめたものである。当該業務領域内であれば、国連 CEFACT 共通辞書の全項目を参照しなくても業務領域に対応した参照データモデルに定義された情報項目だけでメッセージの定義ができるように設定されている。例えば、サプライチェーン商取引の領域では「サプライチェーン参照データモデル（SCRDM：Supply Chain Reference Data Model）」に定義された情報項目で、見積・発注・出荷・請求に関わるメッセージを構築している。

現在、貿易分野においては、基盤となる購買／出荷／支払（Buy-Ship-Pay）参照データモデルが定義され、その基にサプライチェーン参照データモデル（SCRDM：Supply Chain Reference Data Model）と複合一貫運輸参照データモデル（MMTRDM：Multi Modal Reference Data Model）が定義されているが、信用や保険を含む金融業務領域を含む参照データモデルは定義されていなかった。

本年は、信用状業務要件仕様及び貨物保険業務要件仕様が整備されたことを踏ま

え、それらを包含する貿易金融参照データモデル（TFFRDM：Trade Finance Facilitation Reference Data Model）を定義することとした。

➤ 目的

国際貿易には、さまざまな分野（金融分野、商業分野、運輸・物流分野）が関わっている。これまで、各分野ではいくつかの電子文書が標準化されており、各分野のプロセス改善に貢献してきた。しかし残念ながら、業界間では各文書で参照される情報項目に不一致や不足が見られる。

国連 CEFACT 貿易円滑化プロジェクトの目的は、これらの一貫性がなく整理されていない情報項目と電子文書を MLETR 規則に従って整理し、継続的なデータパイプラインを構築できる意味情報（Semantics）基盤を構築することである。

この貿易金融参照データモデル業務要件仕様（TFFRDM-BRS：Trade Finance Facilitation Reference Data Model-BRS）は、サプライチェーン参照データモデル（SCRDM：Supply Chain Reference Data Model）の BRS および複合一貫輸送参照データモデル（MMTRDM：Multi Modal Transport Reference Data Model）の BRS と組み合わせることで、全体的なプロセスとデータ構造に準拠しながら、貨物保険分野を含む貿易金融ビジネスが独自の特定の情報交換要件を指定するためのフレームワークを提供する。

TFFRDM は、国連 CEFACT 共通辞書（CCL：Core Component Library）に基づく参照データモデルである。これは、国連 CEFACT 共通辞書に基づくメッセージ構築法（CCBDA：Core Component Business Document Assembly）および電子文書の開発方法論（Message Construction Guidelines for CCBDA）に従って、ビジネスデータ交換構造を構築するための基礎となる。

➤ 範囲

TFFRDM-BRS では、金融信用によってサポートされる国際購入およびサプライチェーンの側面と、貨物保険によってカバーされるリスクについての側面を取り扱う。

この BRS で説明されているビジネスプロセスの範囲と制限は、TFFRDM ベースの実装を国、地域、または業界固有の国境を越えたシナリオに適用できるように開発されている。個別の業務シナリオの詳細なプロセス分析や交換されるメッセージを定義する業務要件仕様（BRS）を策定できるように、本 BRS では高レベルの業務要件の説明を提供する。

2. 3. 2 業務要件

貿易金融参照データモデル（TFFRDM）には、貿易信用状および貨物保険業務を表す相互に関連するビジネス領域と、サプライチェーン参照データモデル（SCRDM）および複合一貫輸送参照データモデル（MMTRDM）業務領域内で使用され、それらの間で渡される対応する情報が含まれる。

2. 3. 2. 1 信用状業務要件

貿易信用状とは、取消不能であり、発行銀行による明確な支払約束を構成するあらゆる取り決めを意味する。

<業務プロセス>

信用状プロセスは、輸入者（申請者）による信用状の申請から始まり、信用状を利用するために輸出者（受益者）が実行する必要がある活動（必要な船積書類の提示など）をカバーする。

- ・ 信用状の発行依頼：申請者（輸入者）からの信用状発行の要請を受け取った銀行は、それを審査し、信用状を発行するかどうかを申請者に通知する。
- ・ 信用状の発行：申請者の要求に応じて、発行銀行は信用状を発行し、それを通知銀行に転送する。
- ・ 信用状の通知：信用上を受け取った通知銀行は受益者（輸出者）に通知する。
- ・ 信用状の修正：発行された信用状に対する申請者の修正要求に応じて、発行銀行は修正された信用状を発行し、それを通知銀行に転送する。
- ・ 信用状に基づく決済：買取銀行は、信用状に定められた船積書類を添付した購入依頼書に基づき、荷為替手形等の形で支払いを行う。買取銀行経由で送付された船積書類を含む信用状に基づいて、発行銀行は申請者に支払いを請求する。申請者は、発行銀行の要求に応じて支払いを行い、貨物の引き取りに必要な船積書類を受け取る。

<利害関係者>

信用状プロセスには複数の利害関係者が関与している。関与する利害関係者は金融取引の観点からその役割が定義されている。

- ・ 信用状発行依頼人：信用状プロセスにおける信用状発行依頼人で、通常は輸入者。
- ・ 信用状受益者：信用状プロセスにおける受益者で、通常は輸出者。
- ・ 信用状発行銀行：信用状の申請者に発行を含むサービスを提供する金融機関。
- ・ 信用状通知銀行：信用状の対象となる受益者に通知する金融機関。
- ・ 信用状指定銀行：信用取引が可能な指定金融機関で、荷為替手形を購入する指定金融機関。
- ・ 確認銀行：発行銀行の承認または要求に応じて信用状に確認保証を追加する金融機関。
- ・ 補償銀行：発行銀行が発行した払戻し承認に従って払戻しを行うよう指示または承認した金融機関。

<ビジネス文書>

信用状プロセスでは、次のようにいくつかのビジネス文書が使用される。

- ・ 信用状申請書

申請者（輸入者）による信用状の発行依頼書。この書類を受け取った後、発行銀行はそれを審査し（申請者の当座貸越枠の能力、商品の種類、関係当事者および国を確認）、信用状を発行する準備ができているかどうかを申請者に通知する。

- ・ 信用状通知書

信用状を受け取った通知銀行から受益者への通知書。

- ・ 修正信用状

申請者が発行された信用状を修正するよう要求すると、発行銀行は（申請者の要求に対応できるかどうかを確認した後）、修正された信用状を発行し、通知銀行に転送する。

- ・ 荷為替手形

荷為替手形は、特に国際貿易において、買い手と売り手の間の取引を円滑にするために貿易金融で使用される金融手段である。これは、一方当事者（手形発行者）が他方当事者（支払先）に対して、要求に応じて、または事前に決められた将来の日付で、特定の金額を第三者（受取人）または手形の所持者に支払うようにという書面による無条件の約束となる。

<情報モデル>

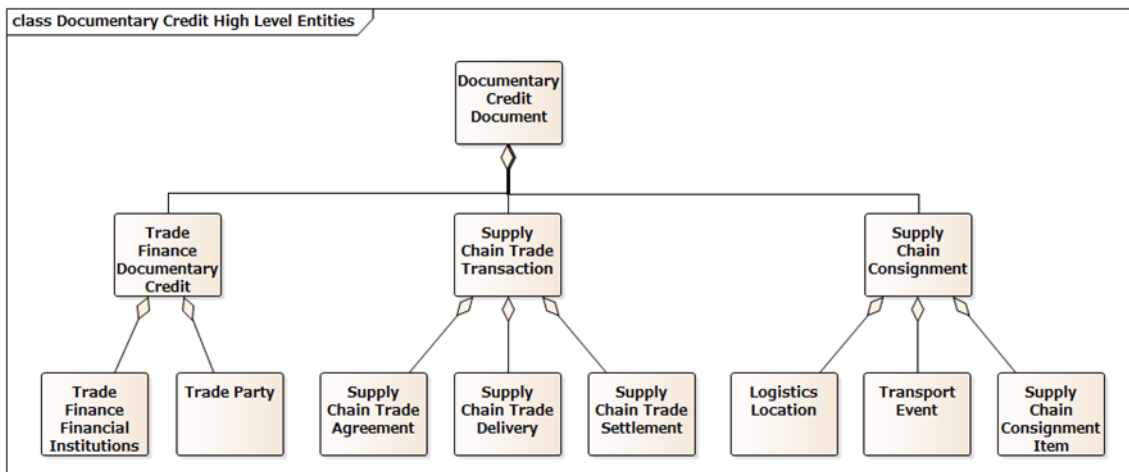


図 2.3-1 TFFRDM 信用状：上位レベルデータモデル

- ・ **信用状文書クラス (Documentary Credit Document)**
信用状文書は、信用状申請書、信用状通知書、修正信用状、荷為替手形など、前節<ビジネス文書>で定義されているいくつかの種類の記事を指定する。
- ・ **貿易金融信用状クラス (Trade Finance Documentary Credit)**
商品を輸入する国の金融機関が、商品が発送されたことを示す書類を受け取ったときに、輸出される商品の代金を支払うことに同意する貿易金融情報。
貿易金融信用状クラスは、以下の情報エンティティを集約している。
 - ◇ 貿易金融金融機関クラス (Trade Finance Financial Institution)
貿易金融を支援するために金融サービスと金融取引を提供する機関。発行銀行、指名銀行、確認銀行、通知銀行、返済銀行など、さまざまな役割を持つ金融機関が定義されている。
 - ◇ 取引当事者クラス (Trade Party)
信用状申請者と受益者が定義される。
 - ◇ 貿易金融指示クラス (Trade Finance Instructions)
貿易金融を目的とした規則や指示についての情報が定義される。
- ・ **サプライチェーン取引クラス (Supply Chain Trade Transaction)**
サプライチェーン取引契約、配送、決済の詳細の情報グループは、次のように定義される。
 - ◇ サプライチェーン契約クラス (Supply Chain Trade Agreement)
サプライチェーン契約の契約条件が定義される。
 - ◇ サプライチェーン配送クラス (Supply Chain Trade Delivery)
取引目的の商品やサービスの配送に関して当事者間で合意された条件。
 - ◇ サプライチェーン取引決済クラス (Supply Chain Trade Settlement)

サプライチェーン取引と、金融取引で決済される予定の品目との調整を可能にする情報。

- ・ **サプライチェーン委託貨物クラス (Supply Chain Consignment)**

サプライチェーン内の荷送人から荷受人まで、1つ以上の輸送手段を介して輸送される、または輸送可能な、個別に識別可能な貨物の集合。各委託貨物は単一の輸送契約の対象となる。委託貨物の詳細は、次のように定義される。

- ◇ 物流拠点クラス (Logistics Location)

積載基地港や荷降ろし基地港など、物流に関連する物理的な場所を指定。

- ◇ 輸送事象クラス (Logistics Event)

このサプライチェーンの委託品の輸送中に発生する、荷積／荷下／出港などの事象。

- ◇ サプライチェーン委託貨物明細クラス (Supply Chain Consignment Item)

輸送および通関の目的で個別に識別されるサプライチェーン委託貨物内の品目を指定する。

2. 3. 2. 2 貨物保険業務要件

貨物保険は、輸送中の商品や商品を紛失や損傷のリスクに対する保険で、貿易取引に伴うリスクを軽減する役割を果たす。

<業務プロセス>

貨物保険の申請、保険業者による保険証券または保険証書の発行、被保険者による請求通知、保険金の決済のプロセスをカバーする。

- ・ 保険書類申請：貨物に関する情報の収集から保険会社からの補償の取得、保険書類の発行、保険料の支払いまで、いくつかの手順が含まれる。
- ・ 保険金請求：保険契約者または保険証書の所有者が、保険証券または保険証書の条件に従って、保険対象の損失または損害の支払いまたは償還を求めて保険会社に行く正式な請求である。保険対象の損失が発生した場合、被保険者は保険会社に請求を提出し、その結果生じた費用または損害に対する金銭的補償を求める。

<利害関係者>

貨物保険プロセスには複数の利害関係者が関与している。関与する利害関係者は保険取引の観点からその役割が定義されている。

- ・ 保険申込人：保険の適用を受けるために保険証書を申請する当事者。保険の申請者には荷送人、荷受人、保険仲立人、運送業者などがなることができる。
- ・ 被保険者（輸出者／輸入者）：輸送中の船舶や貨物の損傷など、特定のリスクに対して金銭的な保護または補償を受ける当事者。
- ・ 信用状開設者：保険の補償を受けるために保険書類に指定されている当事者。通常は信用状開設者。

- ・ 保険会社：保険会社は保険料と引き換えに保険証券を販売する当事者。保険会社は、保険証券で指定されたリスクに対して金銭的な保護または補償を提供することに同意する。被保険者が補償対象の損失または事象を経験すると、保険会社は契約条件に従って合意された給付または補償金を支払う責任を負う。
- ・ 保険仲介業者：保険購入者（保険契約者）と保険提供者（保険会社）の間の仲介人として働く当事者。仲介業者には、被保険者に代わって保険ブローカーとして働く当事者と、保険会社に代わって保険代理店として働く当事者の 2 種類がある。
- ・ 保険請求代理人：保険会社に代わって、被保険者からの請求を処理し、調査を実施し、請求の支払いを管理する当事者。
- ・ 調査会社：損害や損失などの請求を調査する独立した当事者。
- ・ 運輸サービス提供者：運送業者など、輸送サービスを提供する当事者。

<ビジネス文書>

貨物保険プロセスでは、次のようにいくつかのビジネス文書が使用される。

- ・ 貨物保険申込書
貨物保険の申請者。荷送人、荷受人、保険ブローカー、または運送業者が保険の申請者になることができる。
- ・ 保険証書
保険契約者と保険会社の間で締結される契約で、保険の条件を定めたもの。保険証書には、提供される保険の種類、補償されるリスク、補償限度額、保険料額、及び約款その他の重要な詳細が規定されている。
- ・ 保険承認状
保険会社が保険の適用範囲を証明するために発行する文書。これは、被保険者が保険を購入し、特定のリスクまたは責任に対して補償されていることを証明する。信用状で保険証券の提示が求められる場合、保険承認状の提示は認められない。
- ・ 保険料金請求書
保険料の請求書。保険料請求書は、輸送される商品の保険費用を説明を含め、保険会社が取引に関与する被保険者に発行する請求文書です。
- ・ 事故通知
被保険者による貨物の紛失や損傷の通知文書。
- ・ 支払保険料通知書
事故内容と保険条件により算定された保険金支払可能金額の通知書。
- ・ 保険金請求書
保険契約者が保険契約に基づく損失、損害、または事象に対して保険会社に支払いまたは補償を正式に請求するために使用する文書。

<情報モデル>

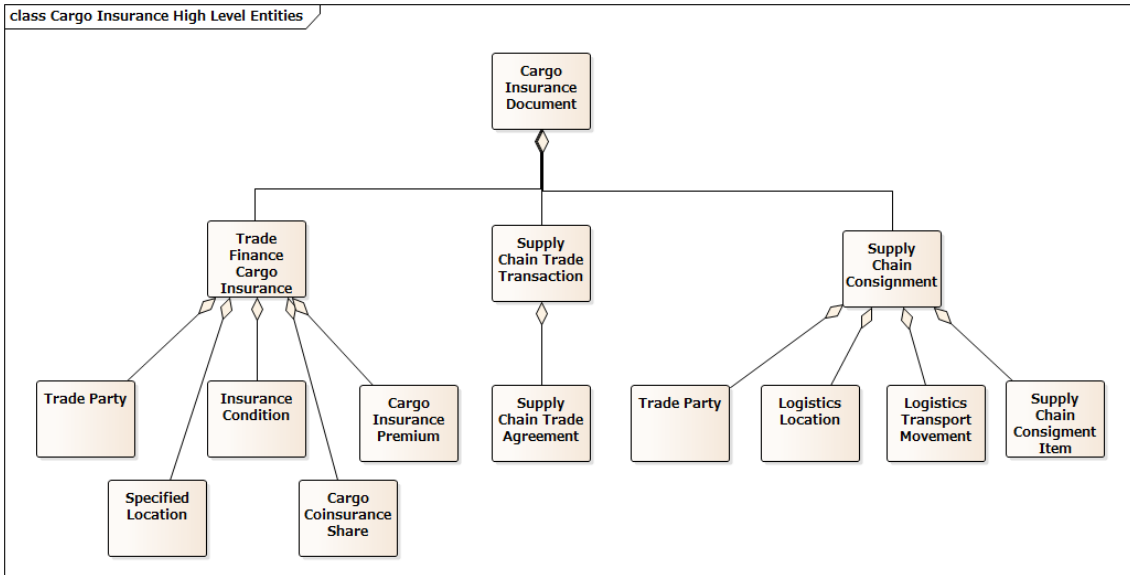


図 2.3-2 TFFRDM 貨物保険：上位レベルデータモデル

- ・ **貨物保険文書クラス (Cargo Insurance Document)**
 貨物保険文書は、貨物保険申込書、保険証書、保険承認書、保険料金請求書など、前節<ビジネス文書>で定義されているいくつかの種類の記事を指定する。
- ・ **貿易金融貨物保険クラス (Trade Finance Cargo Insurance)**
 商品、製品、または日用品がある場所から別の場所へ輸送されている間に、所有者の金銭的利益を保護するための貨物保険に関わる貿易金融情報。
 貿易貨物保険クラスは、以下の情報エンティティを集約している。
 - ◇ 取引当事者クラス (Trade Party)
 貨物保険に関わる利害関係者。保険申込者、被保険者、保険会社、保険仲介者、調査会社、運送業者など、さまざまな役割を持つ関係企業が定義されている。
 - ◇ 指定場所クラス (Specified Location)
 貨物保険証書または保険承諾書が発行される発行場所と貨物保険金が支払われる支払場所が定義されます。
 - ◇ 保険条件クラス (Insurance Condition)
 保険条件についての情報定義。保険証書の条項であり、保険が有効となり請求が認められるために保険契約者/証書所持者が満たすか実行しなければならない特定の要件または行為を規定している。
 - ◇ 貨物共同保険クラス (Cargo Coinsurance Share)
 貨物保険が単一の保険会社によって提供されていない場合に、共同保険会社または共同保険代理店によって提供される補償の定義。
 - ◇ 貨物保険料金クラス (Cargo Insurance Premium)

貿易金融貨物保険に適用される貨物保険料。

- ・ **サプライチェーン取引クラス (Supply Chain Trade Transaction)**

サプライチェーン取引契約詳細の情報グループは、次のように定義される。

- ◇ サプライチェーン契約クラス (Supply Chain Trade Agreement)

サプライチェーン契約の契約条件 (インコタームズなど) が定義される。

- ・ **サプライチェーン委託貨物クラス (Supply Chain Consignment)**

サプライチェーン内の荷送人から荷受人まで、1 つ以上の輸送手段を介して輸送される、または輸送可能な、個別に識別可能な貨物の集合。各委託貨物は単一の輸送契約の対象となる。委託貨物の詳細は、次のように定義される。

- ◇ 取引当事者クラス (Trade Party)

発荷主及び受荷主を定義する。

- ◇ 物流拠点クラス (Logistics Location)

積載基地港や荷降ろし基地港など、物流に関連する物理的な場所を指定。

- ◇ 物流運送クラス (Logistics Transport Movement)

物流運送の目的で使用される商品またはその他の物体の運搬 (物理的な運搬)。運送には、前運搬、主運搬、および後運搬の 3 種類が定義される。

- ◇ サプライチェーン委託貨物明細クラス (Supply Chain Consignment Item)

輸送および通関の目的で個別に識別されるサプライチェーン委託貨物内の品目を指定する。

2. 4 電子船荷証券

船荷証券を含め譲渡性のある電子記録文書の移転を国内外で法的利用できるようにすることを目的に、2017年に国連の国際商取引委員会 (UNCITRAL) が譲渡性文書の取扱いモデル法 (MLETR) を策定している。これに伴い、ICC(国際商業会議所)より MLETR を活用した各国法改正のガイドラインがリリースされた。日本でも 2025 年度中を目途に、MLETR に則った法整備が進められている。

国連 CEFACT においては、Way Bill (国際物流において貨物の運送を証明する書類) の汎用標準を策定/公開し、海上貨物運送状や航空貨物運送状及び船荷証券のメッセージ策定に使用するよう推奨してきた。しかしながら、これまで使用されてきた Way Bill 標準では、MLETR に準拠した貿易金融の電子化を推進することが困難であると認識された。

よって、国連 CEFACT では 2023 年に、UNCITRAL 電子譲渡記録モデル法 (MLETR) の実装をサポートするセマンティック基盤の開発、維持、公開のため、新たなプロジェクト「貿易金融促進のための購入/出荷/支払データ交換構造 (Buy/Ship/Pay Data Exchange structures for Trade Finance Facilitation)」を立ち上げた。日本で進めている「国際標準の実装を通じた貿易分野のデータ連携を促進する取組」事業でも、その一端を担っている。国連 CEFACT の当該プロジェクトで扱う電子化船荷証券の標準化は、従来の Way Bill 標準

を継承しつつ、船荷証券の発行母体である船会社や海貨業者の関連業界団体（FIATA 国際貨物運送業者組合、DCSA デジタルコンテナ輸送協会、BIMCO バルチック国際海運協議会）などが公表している電子船荷証券の業界標準との摺合わせをしながら進められている。

更に ISO では TC154 (Processes, data elements and documents in commerce, industry and administration) に中国より電子船荷証券の国際標準化が提案され、国連 CEFACT と ISO の合同作業グループにて検討が行われてきた。ISO 側の当初提案内容は、国連 CEFACT 標準と整合するよう調整された。ただし、ISO 提案にある電子船荷証券の「裏書」情報について国連 CEFACT 仕様になく、追加が必要になった。

2. 4. 1 目的と範囲

➤ 目的

船荷証券 (Bill of Lading) は運送状 (Way Bill) の一形態であり、貨物の受領書、運送契約の証拠及び貨物引換証の機能があり、譲渡性を持っている。

国連 CEFACT の貿易金融プロジェクトでは、船荷証券の電子化にあたって UNCITRAL (国際連合国際商取引法委員会) が定めた MLETR (電子的転送可能記録のためのモデル法) に基づく譲渡性を考慮した情報モデルを定める。

➤ 範囲

電子化船荷証券 (eBL: Electronic Bill of Lading) は、主に海上輸送に使用されるが、複合一貫輸送 (海上 + 陸上輸送など) の場合、複合運送船荷証券 (Multimodal B/L, Combined Transport B/L) は主に海上輸送で使用されるが、複合一貫輸送の場合、航空貨物運送状や鉄道貨物運送状と合わせて使用することもある。

国連 CEFACT では、船荷証券を含め、運送状全般を対象とした業務要件仕様を標準化している。

(参照：https://unece.org/sites/default/files/2025-02/BRS_IFTWaybill_v1.pdf)

なお、国連 CEFACT で定義する電子船荷証券はプロセスモデルと情報モデルであり、実装 IT 技術 (たとえば、タイトルレジストリ方式やブロックチェーン方式) には依存しない。

2. 4. 2 裏書データモデル

船荷証券に限らず譲渡性文書の「裏書」について、日本チームから Endorsement クラス の提案を行った。

日本チーム提案：

The process information of transferring the rights stated in the negotiable document to another person or party. (譲渡可能な文書に記載されている権利を別の個人または団体に譲渡するプロセス情報。)

折しも Endorsement は、国連 CEFACT の欧州の DPP (Digital Product Passport) に関わる繊維製品トレーサビリティの商品情報検証機関の保証 (Product Conformance) としての提案が行われた。

繊維チーム提案：

A formal statement to support, approval, or recommendation for a person, product, service, idea or organization. (人物、製品、サービス、アイデア、または組織を支持、承認、または推奨する正式な声明。)

日本チームと繊維製品チームと共同で検討し、次の共通のコアコンポーネント (Endorsement) を定義し、それぞれ共通のコアコンポーネントをベースとした業務領域適用の業務情報エンティティ (BIE: Business Information Entity) を定義することとした。

Endorsement コアコンポーネント：

A formal statement of support, approval, authorization, trade ownership transfer or recommendation for a person, product, service, idea, document or organization. (人物、製品、サービス、アイデア、文書、または組織に対するサポート、承認、許可、取引所有権の譲渡、または推奨の正式な声明。)

日本チームは貿易取引文書の譲渡性を実現するため、当該コアコンポーネントをベースとした BIE を次のように定義した。

日本チーム提案 BIE:

BIE 辞書引き名: Trade_Endorsement. Details

定義: The process of transferring the rights stated in the negotiable document to another person or party. (譲渡可能な文書に記載されている権利を別の個人または団体に譲渡するプロセス。) した。

なお、当該提案は今後行われるライブラリーメンテナンスチームの審議に掛けられ、最終案となる。

Endorsement (裏書) クラスは、図 2.4-1 のように取引文書のヘッダーの文書定義クラス (Exchanged Document) に追加される。当情報構造は、船荷証券に限らず譲渡性取引文書全般に適用可能である。

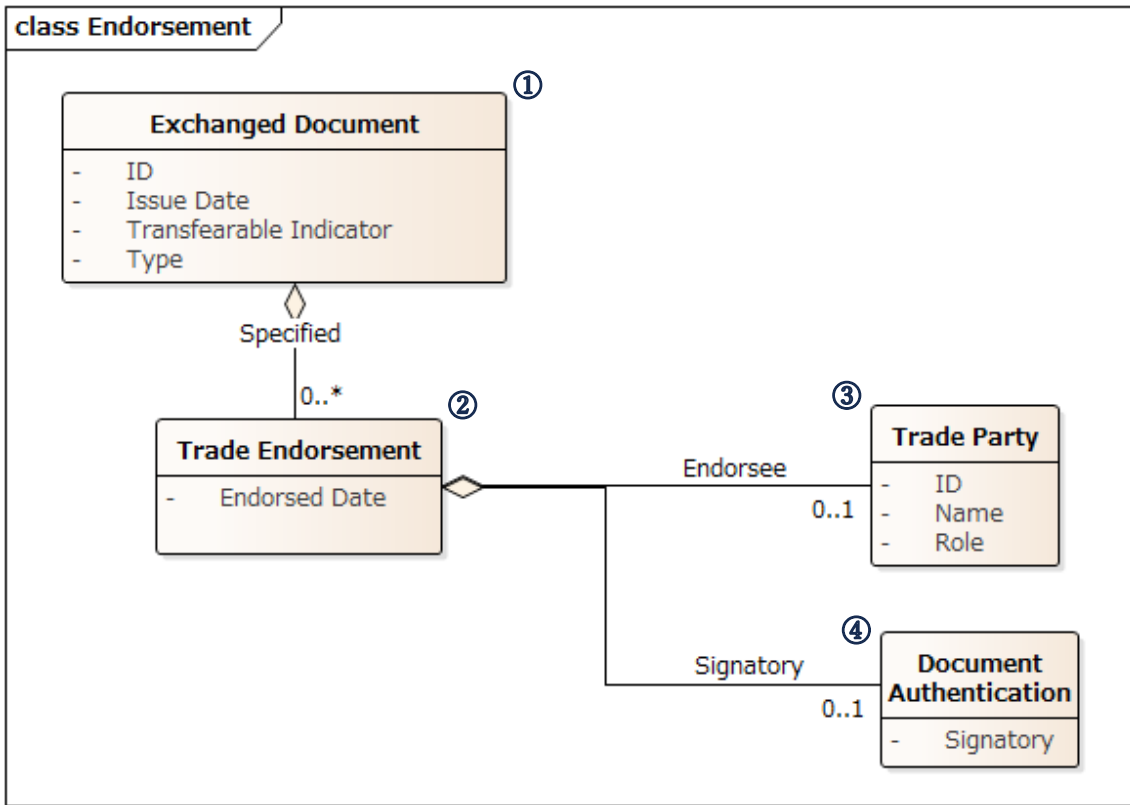


図 2.4-1 裏書クラスの追加

以上を加味した船荷証券のメッセージ BIE 表は<付属書 7>を参照。

- ① 交換文書定義クラス：文書 ID、発行日、譲渡可否、文書種別を含む。
- ② 取引裏書クラス：裏書日を含む。一つの文書に複数の裏書が可能。
- ③ 被裏書人クラス：企業 ID、企業名、役割を含む。
- ④ 文書認証クラス：(裏書人の) 書名を含む

以上の裏書クラスを含むメッセージ BIE 一覧を表 2.4-1 に示す。

表 2.4-1 裏書定義を含むメッセージ BIE 表

Add	UNID	Type	CCL BIE	Definition	Occurrence
	UN01002487	ABIE	Exchanged_Document. Details	A collection of data for a piece of written, printed or electronic matter that is exchanged between two or more parties.	
	UN01002488	BBIE	Exchanged_Document. Identification. Identifier	The unique identifier of this exchanged document.	(0..1)
	UN01002491	BBIE	Exchanged_Document. Type. Code	The code specifying the type of exchanged document.	(0..1)
	UN01002493	BBIE	Exchanged_Document. Issue. Date Time	The date, time, date time or other date time value for the issuance of this exchanged document.	(0..1)
ADD	New to CCL	BBIE	Exchanged_Document. Transferable. Indicator	The indication of whether or not this exchanged document is transferable.	(0..1)
ADD	New to CCL	ASBIE	Exchanged_Document. Specified. Trade_ Endorsement	A endorsed document specified for this exchanged document.	(0..n)
ADD		ABIE	Trade_ Endorsement. Details	The process of transferring the rights stated in the negotiable document to another person or party.	
ADD	New to CCL	BBIE	Trade_ Endorsement. Endorsed. Date Time	The date, time, date time or other date time value for the endorsement of this exchanged document.	(0..1)
ADD	New to CCL	ASBIE	Trade_ Endorsement. Endorsee. Trade_ Party	The party that is endorsed this exchanged document.	(0..1)
	UN01004594	ABIE	Trade_ Party. Details	An individual, a group, or a body having a role in a trade business function.	
	UN01004595	BBIE	Trade_ Party. Identification. Identifier	A unique identifier of this trade party.	(0..n)
	UN01004598	BBIE	Trade_ Party. Name. Text	A name, expressed as text, for this trade party.	(0..n)
	UN01004599	BBIE	Trade_ Party. Role. Code	A code specifying the role of this trade party.	(0..n)
ADD	New to CCL	ASBIE	Trade_ Endorsement. Signatory. Document_ Authentication	The signature that authenticates this endorsed document.	(0..1)
	UN01002639	ABIE	Document_ Authentication. Details	A proof that a document is genuine.	
	UN01006191	BBIE	Document_ Authentication. Signatory. Text	The signatory, expressed as text, for this document authentication.	(0..1)
	UN01012687	BBIE	Document_ Authentication. Signatory_ Image. Binary	The signatory image, expressed as a binary object, for this document	(0..1)

3. 国連 CEFACT 共通辞書の拡充

国連 CEFACT 標準に準拠した電子文書交換メッセージは、共通辞書（CCL: Core Component Library）に登録された情報項目：ビジネス情報エンティティ（BIE: Business Information Entity）を使って構築される。新たなビジネス領域における標準化や、既存の

ビジネスプロセスなどの変更に伴い、国連 CEFACT 共通辞書の BIE は年に 1 回ないし 2 回の更新が行われている。共通辞書の更新は、通常、国連 CEFACT プロジェクトチームより提案され、辞書維持管理チーム (Library Maintenance Focal Point) で審議され、審議結果は更に検証チーム (Validation Focal Point) によって技術チェックが行われて、ビューローの承認の基に発行されることになる。

本貿易金融プロジェクトでは、以下のメッセージの開発及び更新に合わせて、日本チームより BIE の追加提案を行った。

- ・ インボイスメッセージの改訂
- ・ 信用状発行プロセス関連メッセージ
- ・ 信用状決済プロセス関連メッセージ
- ・ 貨物保険関連メッセージ
- ・ 船荷証券メッセージ

<申請書カラム説明>

A 列:変更フラッグ：追加 (ADD)、変更 (CHG)、削除 (DEL) を指定。

B 列:国連附番 ID：辞書維持管理チーム審議後、CCL 登録識別子が附番される。審査未了の項目の場合は空白となっている。

C 列:BIE 種別：ABIE (集約ビジネス情報項目)、ASBIE (関連ビジネス情報項目)、BBIE (基本ビジネス情報項目) のいずれかの種別を指定。

- ◇ ABIE (Aggregate Business Information Entity)：集約ビジネス情報クラスで、特定のビジネスコンテキストで明確なビジネス上の意味を伝える、関連するビジネス情報の集約。集約ビジネス情報クラスは、属性として複数の関連ビジネス情報項目と基本ビジネス情報項目を持つ。
- ◇ ASBIE (Associate Business Information Entity)：関連ビジネス情報項目で、集約ビジネス情報クラス (ABIE：Aggregate Business Information Entity) 間の関係を定義する。
- ◇ BBIE (Basic Business Information Entity)：基本ビジネス情報項目で、指定されたデータ型 (数値、文字、金額、コード、ID など) によるデータの値を持つ。

D 列:BIE 名称 (辞書引き名)：CCL に登録する BIE の辞書引き名 (Dictionary Entry Name)。

E 列:定義：CCL に登録される英文定義。

F 列:日本語説明：本報告書用に BIE の説明を追加した。

G 列:データ型：データ型 (Text, Code, Identifier, Indicator, Amount, Date Time など) を指定。データ型は BBIE にのみ指定する。

H 列:繰返し最小値：「0」は任意項目、「1」は必須項目となる。繰返しは ASBIE と BBIE に指定される。

I 列:繰返し最大値：「1」は 1 度だけ出現可能、「n」は複数回出現可能。繰返しは ASBIE と BBIE に指定される。

J 列:申請者：当該 BIE の CCL 追加/変更/削除を申請するプロジェクト略称。

K 列:申請者付番 ID：当該 BIE に申請者が独自に附番した ID。

3. 1 2024年版共通辞書への対応

2024年7月に、インボイスメッセージ及び信用状発行プロセス関連メッセージに関わるBIE追加申請を、国連CEFACT共通辞書2024年A版に向け行った。日本チームからの申請は、辞書維持管理チームの審議及び検証チームのチェックを通過し、共通辞書2024年A版に掲載され、2025年1月に公開された。

3. 1. 1 インボイスメッセージ関連申請 BIE

変更フラッグ	国連附番ID	BIE種別	BIE名称 (辞書引き名)	定義	日本語説明	データ型	繰返し 最小値	繰返し 最大値	申請者	申請者附番ID
ADD	UN01015684	ASBIE	Header_ Trade Settlement. Trade Finance_ Accountee. Trade_ Party	The trade finance accountee party who opens the documentary credit for this header trade settlement. In the trade finance domain, an accountee party who opens the documentary credit for the settlement of a trade.	貿易決済の荷為替信用状を開設している取引先当事者。		0	1	TFF Project	TFF_IV23002
ADD	UN01015685	ASBIE	Header_ Trade Settlement. Included. Note	A note included in this header trade settlement.	取引決済の備考。		0	n	TFF Project	TFF_IV23003
ADD	UN01015686	ASBIE	Referenced_ Document. Issuer_ Specified. Trade Finance_ Financial Institution	The financial institution of the trade finance that issues this referenced document.	参照文書を発行している貿易金融の金融機関。		0	1	TFF Project	TFF_IV23011
ADD	UN01015687	BBIE	Supply Chain_ Consignment. Consignor_ Agent. Indicator	The indication of whether or not a consignor agent is involved in this supply chain consignment.	委託貨物に荷送人エージェントが関与しているかどうかを示す。	Indicator	0	1	TFF Project	TFF_IV23008
ADD	UN01015688	BBIE	Supply Chain_ Consignment. Facility_ Despatch. Date Time	A date, time, date time or other date time value when this supply chain consignment will be despatched, or has been despatched from the facility.	委託貨物が工場などの施設から発送される、または発送された日時。	Date Time	0	n	TFF Project	TFF_IV23007
ADD	UN01015689	ASBIE	Trade_ Price. Specified. Trade_ Location	The trade location where the price is or has been specified.	取引価格が設定される、または設定されていた場所。		0	1	TFF Project	TFF_IV23004
ADD	UN01015690	BBIE	Trade_ Product Group. Item Type_ Identification. Identifier	A code specifying the item type identification of this trade product group.	取引製品グループの品目種別を指定するコード。	Identifier	0	n	TFF Project	TFF_IV23006
		END								

3. 1. 2 信用状発行プロセス関連申請 BIE

変更フラッグ	国連附番ID	BIE種別	BIE名称 (辞書引き名)	定義	日本語説明	データ型	繰返し 最小値	繰返し 最大値	申請者	申請者附番ID
ADD	UN01015651	ASBIE	Exchanged_ Document. Presentation. Logistics_ Location	The logistics location where this exchanged document is to be presented.	交換文書が提示される物流拠点。		0	1	TFF Project	TFF_DC23003
ADD	UN01015652	ABIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Details	A trade finance arrangement in which a financial institution in a country importing goods agrees to pay for goods being exported when it receives documents showing that the goods have been sent.	商品を輸入する国の金融機関が、商品が発送されたことを示す書類を受け取ったときに、輸出される商品の代金を支払うことに同意する貿易金融契約クラス。				TFF Project	TFF_DC23001
ADD	UN01015653	ASBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Issuing. Trade Finance_ Financial Institution	The financial institution that issues this trade finance documentary credit.	貿易金融信用状を発行する金融機関。		0	1	TFF Project	TFF_DC23004
ADD	UN01015654	ASBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Confirming. Trade Finance_ Financial Institution	The financial Institution that adds its confirmation to a documentary credit upon an trade finance authorization or request.	貿易金融の承認または要求に応じて信用状に確認を追加する金融機関。		0	1	TFF Project	TFF_DC23020

変更 フラッグ	国連附番ID	BIE種別	BIE名称 (辞書引き名)	定義	日本語説明	データ型	繰返し 最小値	繰返し 最大値	申請者	申請者附番ID
ADD	UN01015655	ASBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Reimbursing. Trade Finance_ Financial Institution	A financial institution that reimburses this trade finance documentary credit to a nominated financial institution.	貿易金融信用状を指定された金融機関に返済する金融機関。		0	1	TFF Project	TFF_DC23005
ADD	UN01015656	ASBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Advise Through. Trade Finance_ Financial Institution	The financial institution that advises the intended beneficiary of this trade finance documentary credit.	貿易金融信用状の予定受益者に通知する金融機関。		0	1	TFF Project	TFF_DC23006
ADD	UN01015657	ABIE	Trade Finance_ Financial Institution. Details	An institution that provides financial services and financial transactions to support trade finance.	貿易金融を支援するために金融サービスと金融取引を提供する機関クラス。				TFF Project	TFF_DC23007
ADD	UN01015658	BBIE	Trade Finance_ Financial Institution. BIC. Identifier	The Bank Identification Code (BIC) as defined in ISO 9362 for this trade finance financial institution.	貿易金融金融機関のISO 9362で定義されている銀行識別コード(BIC)。	Identifier	0	1	TFF Project	TFF_DC23008
ADD	UN01015659	BBIE	Trade Finance_ Financial Institution. Identification. Identifier	The identifier for this trade finance financial institution.	貿易金融金融機関の識別子。	Identifier	0	1	TFF Project	TFF_DC23009
ADD	UN01015660	BBIE	Trade Finance_ Financial Institution. Name. Text	The name, expressed as text, for this trade finance financial institution.	貿易金融金融機関の名称。	Text	0	1	TFF Project	TFF_DC23010
ADD	UN01015661	ASBIE	Trade Finance_ Financial Institution. Location. Financial Institution_ Address	The address of the location of this trade finance financial institution.	貿易金融金融機関の所在地の住所。		0	1	TFF Project	TFF_DC23012
ADD	UN01015662	ASBIE	Trade Finance_ Financial Institution. Sub-Division. Branch. Financial Institution	The branch financial institution for this trade finance financial institution.	貿易金融金融機関の支店金融機関。		0	1	TFF Project	TFF_DC23011
ADD	UN01015663	ASBIE	Trade Finance_ Financial Institution. Specified. Trade_ Contact	A contact specified for this trade finance financial institution.	貿易金融金融機関に指定された連絡先		0	n	TFF Project	TFF_DC23017
ADD	UN01015664	ASBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Applicant. Trade_ Party	The applicant party of this trade finance documentary credit.	貿易金融信用状の申請者。		0	1	TFF Project	TFF_DC23018
ADD	UN01015665	ASBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Beneficiary. Trade_ Party	The beneficiary party of this trade finance documentary credit.	貿易金融信用状の受益者。		0	1	TFF Project	TFF_DC23019
ADD	UN01015666	BBIE	Trade_ Party. LEI_ Identification. Identifier	The Legal Entity Identifier (LEI) of this trade party.	取引当事者の法人識別子(LEI)	Identifier	0	1	TFF Project	TFF_DC23021
ADD	UN01015667	ASBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Specified. Trade_ Instructions	Trade finance instructions specified for this documentary credit.	信用状に対して指定された貿易金融に関する指図。		0	n	TFF Project	TFF_DC23022
ADD	UN01015668	ABIE	Trade Finance_ Instructions. Details	Rules and information of an instructive nature for trade finance purposes.	貿易金融を目的とした規則および情報に関する指図クラス。				TFF Project	TFF_DC23023
ADD	UN01015669	BBIE	Trade Finance_ Instructions. Type. Text	A type, expressed as text, for these trade finance instructions.	文字で記述された貿易金融指図の種類。	Text	0	n	TFF Project	TFF_DC23024
ADD	UN01015670	BBIE	Trade Finance_ Instructions. Description. Text	A textual description of these trade finance instructions.	貿易金融指図の説明。	Text	0	n	TFF Project	TFF_DC23027
ADD	UN01015671	ASBIE	Trade Finance_ Instructions. Applicable. Trade_ Business Rule	A business rule applicable to these trade finance instructions.	貿易金融指図に適用されるビジネス規則。		0	n	TFF Project	TFF_DC23025
ADD	UN01015672	ABIE	Trade Finance_ Business Rule. Details	A definition, algorithm or constraint applied to an aspect of a business applicable to trade finance.	貿易金融に適用される定義、手順、または制約。				TFF Project	TFF_DC23026
ADD	UN01015673	BBIE	Trade Finance_ Business Rule. Identification. Identifier	The identifier for this trade finance business rule.	ビジネス規則の識別子。	Identifier	0	1	TFF Project	TFF_DC23035
ADD	UN01015674	BBIE	Trade Finance_ Business Rule. Name. Text	The name, expressed as text, of this trade finance business rule.	ビジネス規則の名称。	Text	0	1	TFF Project	TFF_DC23036
ADD	UN01015675	BBIE	Trade Finance_ Business Rule. Description. Text	The textual description of this trade finance business rule.	ビジネス規則の記述。	Text	0	1	TFF Project	TFF_DC23037

変更 フラッグ	国連附番ID	BIE種別	BIE名称 (辞書引き名)	定義	日本語説明	データ型	繰返し 最小値	繰返し 最大値	申請者	申請者附番ID
ADD	UN01015676	ASBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Required. Referenced_ Document	A referenced document required by this trade finance documentary credit.	貿易金融信用状に必要な参照文書。		0	n	TFF Project	TFF_DC23028
ADD	UN01015677	ASBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Applicable. Note	A note applicable to this trade finance documentary credit.	貿易金融信用状に適用される注釈。		0	n	TFF Project	TFF_DC24001
ADD	UN01015678	BBIE	Supply Chain_ Trade Delivery. Quantity_ Allowance. Percent	The quantity allowance percentage for this supply chain trade delivery.	サプライチェーン取引配送の数量誤差許容率。	Percent	0	1	TFF Project	TFF_DC23029
ADD	UN01015679	ASBIE	Supply Chain_ Trade Settlement. Specified. Trade_ Payment Instruction	A trade payment instruction specified for this supply chain trade settlement.	サプライチェーン貿易決済に指定された貿易支払指図。		0	n	TFF Project	TFF_DC23030
ADD	UN01015680	BBIE	Trade_ Payment Instruction. Condition. Text	A condition, expressed as text, for this trade payment instruction.	取引支払指図における条件。	Text	0	n	TFF Project	TFF_DC23031
ADD	UN01015681	BBIE	Trade_ Payment Instruction. Beneficiary_ Condition. Text	The beneficiary condition, expressed as text, for this trade payment instruction.	取引支払指図における受益者の条件。	Text	0	1	TFF Project	TFF_DC23032
ADD	UN01015682	ASBIE	Trade_ Payment Instruction. Specified. Referenced_ Location	The referenced location specified for this trade payment instruction.	取引支払指図が指示されている場所。		0	1	TFF Project	TFF_DC23033
ADD	UN01015683	ASBIE	Trade_ Payment Terms. Settlement. Delimited_ Period	The delimited settlement period for these trade payment terms.	取引支払条件に定める決済期限。		0	1	TFF Project	TFF_DC23034
		END								

3. 2 2025年版共通辞書への対応

2024年12月に、信用状決済プロセス関連メッセージ、貨物保険プロセス関連メッセージ及び船荷証券に関わるBIE追加申請を、国連CEFACT共通辞書2025年A版に向け行った。日本チームからの申請は、辞書維持管理チームに受理され、概ね2025年度前半には審議が完了する見込みである。

3. 2. 1 信用状決済プロセス関連申請 BIE

変更 フラッグ	国連附番ID	BIE種別	BIE名称 (辞書引き名)	定義	日本語説明	データ型	繰返し 最小値	繰返し 最大値	申請者	申請者附番ID
ADD		BBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Restricted_ Negotiation. Indicator	The indication of whether or not this trade finance documentary credit is restricted to be negotiated only through one particular bank.	貿易金融信用状が特定の銀行を通じてのみ交渉されるように制限されているかどうかを示す。	Indicator	0	1	TFF Project	TFF_DC24002
ADD		BBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Credit. Amount	The monetary value of the credit for this trade finance documentary credit.	貿易金融荷為替信用状のクレジット金額。	Amount	0	1	TFF Project	TFF_DC24003
ADD		BBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Credit Amount_ Allowance. Percent	The percentage of the credit amount allowance for this trade finance documentary credit.	貿易金融信用状に対する信用額控除許容の割合。	Percent	0	1	TFF Project	TFF_DC24012
ADD		BBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Credit_ Currency. Code	The code specifying the credit currency for this trade finance documentary credit.	貿易金融荷為替信用状の通貨コード。	Code	0	1	TFF Project	TFF_DC24004
ADD		BBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Credit_ Amount. Text	The monetary value, as expressed text, of the credit for this trade finance documentary credit, such as "US dollars seventy four thousand and two hundred and fifty only".	文字で表記した貿易金融荷為替信用状のクレジット金額。	Text	0	1	TFF Project	TFF_DC24005
ADD		BBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Bill of Exchange. Amount	The monetary value of the bill of exchange for this trade finance documentary credit.	荷為替手形の金額。	Amount	0	1	TFF Project	TFF_DC24006
ADD		BBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Bill of Exchange_ Currency. Code	The code specifying the bill of exchange currency for this trade finance documentary credit.	荷為替手形の通貨コード。	Code	0	1	TFF Project	TFF_DC24007
ADD		BBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Bill of Exchange_ Amount. Text	The monetary value, as expressed text, of the bill of exchange for this trade finance documentary credit, such as "US dollars seventy four thousand and two hundred and fifty only".	文字で表記した荷為替手形の金額。	Text	0	1	TFF Project	TFF_DC24008
ADD		BBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Tenor_ Type. Code	The code specifying the type of the tenor for this trade finance documentary credit, such as Usance Tenor or Sight Tenor.	貿易金融信用状の期間のタイプを指定するコード (Usance Tenor や Sight Tenor など)。	Code	0	1	TFF Project	TFF_DC24009
ADD		BBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Latest_ Shipment. Date Time	The date, time, date time or other date time value of the latest shipment.	最新の出荷日時。	Date Time	0	1	TFF Project	TFF_DC24013
ADD		ASBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Tenor_ Specified. Specified_ Period	The specified period or duration of tenor within which between the issuance of a financial instrument and its maturity for this trade finance documentary credit.	貿易金融荷為替信用状における金融商品の発行から満期までの期間。		0	1	TFF Project	TFF_DC24010
ADD		ASBIE	Trade Finance_ Documentary Credit. Nominated. Trade Finance_ Financial Institution	The financial institution that is nominated this trade finance documentary credit.	貿易金融信用状の指定を受けた金融機関(買取銀行など)。		0	1	TFF Project	TFF_DC24011
		END								

3. 2. 2 貨物保険プロセス関連申請 BIE

変更 フラッグ	国連附番ID	BIE種別	BIE名称 (辞書引き名)	定義	日本語説明	データ型	繰返し 最小値	繰返し 最大値	申請者	申請者附番ID
ADD		ABIE	Cargo_ Coinsurance Share. Details	A share of coverage provided by a single coinsurer or coinsurance agent if the insurance is not provided by a single insurer for the cargo insurance.	貨物保険が単一の保険会社によって提供されず、共同保険会社または共同保険代理店によって提供される補償の分担。				TFF Project	TFF_IP24019
ADD		BBIE	Cargo_ Coinsurance Share. Provided. Percent	The percentage share of coinsurance provided by the coinsurer or coinsurance agent for this cargo insurance.	貨物保険について共同保険者または共同保険代理店が提供する共同保険の分担割合。	Percent	0	1	TFF Project	TFF_IP24020

変更 フラッグ	国連附番ID	BIE種別	BIE名称 (辞書引き名)	定義	日本語説明	データ型	繰返し 最小値	繰返し 最大値	申請者	申請者附番 ID
ADD		BBIE	Cargo_ Coinsurance Share. Effective. Date Time	The date, time, date time, or other date time value when this coinsurance share became or is to become effective for this cargo insurance.	貨物保険に対してこの共 同保険分担が有効になっ た、または有効になる予定 の日時。	Date Time	0	1	TFF Project	TFF_IP2402 0a
ADD		BBIE	Cargo_ Coinsurance Share. Lead. Indicator	The indication of whether or not this coinsurance share is the lead coinsurance share for this cargo insurance.	共同保険を統率する者か どうかの指示子。	Indicator	0	1	TFF Project	TFF_IP2402 1
ADD		ASBIE	Cargo_ Coinsurance Share. Holding. Insurance_ Party	The insurance party holding this coinsurance share for this insurance.	保険の共同保険持分を保 有する保険当事者。		0	1	TFF Project	TFF_IP2402 2
ADD		ABIE	Cargo_ Insurance Premium Rate. Details	A percentage applied against the insured amount.	保険金額に対して分担適 用される割合。				TFF Project	TFF_IP24043
ADD		BBIE	Cargo_ Insurance Premium Rate. Type. Code	The code specifying the type of this cargo insurance premium rate, such as Cargo Marine, Cargo War, Cargo Total, Marine Duty, War Duty, Marine Duty Total, Marine Cargo Additional Premium, War Additional Premium Total.	貨物保険料率の種類を指 定するコード (Cargo Marine, Cargo War, Cargo Total, Marine Duty, War Duty, Marine Duty Total, Marine Cargo Added Premium, War Added Premium, Additional Premium Total など)。	Code	0	1	TFF Project	TFF_IP24044
ADD		BBIE	Cargo_ Insurance Premium Rate. Premium. Percent	The percentage of this cargo insurance premium rate.	貨物保険料率の割合。	Percent	0	1	TFF Project	TFF_IP24045
ADD		BBIE	Cargo_ Insurance Premium Rate. Premium. Amount	A monetary value of this cargo insurance premium rate.	貨物保険料率に対応する 金額。	Amount	0	n	TFF Project	TFF_IP24046
ADD		BBIE	Cargo_ Insurance Premium Rate. Net_ Premium. Amount	A monetary value of this net cargo insurance premium rate.	正味貨物保険料率に対応 する金額。	Amount	0	n	TFF Project	TFF_IP24047
ADD		BBIE	Cargo_ Insurance Premium Rate. Bonus. Percent	The percentage of the bonus for this cargo insurance premium rate.	貨物保険料率に対する ボーナスの割合。	Percent	0	1	TFF Project	TFF_IP24048
ADD		ABIE	Cargo_ Insurance Premium. Details	A cargo insurance premium is the amount payable for a contract of the insurance.	貨物保険料とは、保険契 約に対して支払われる金 額。				TFF Project	TFF_IP24028
ADD		BBIE	Cargo_ Insurance Premium. Type. Code	The type of the payment for this cargo insurance premium, such as Each time billing, Monthly billing or Annual billing.	貨物保険料の支払方式の 種別 (毎回請求、月次請 求、年次請求など)。	Code	0	1	TFF Project	TFF_IP24029
ADD		BBIE	Cargo_ Insurance Premium. Increase. Percent	The increase percentage against cargo amount insured for this cargo insurance premium.	貨物保険料の保険対象と なる貨物金額に対する増 加率。	Percent	0	1	TFF Project	TFF_IP24030
ADD		BBIE	Cargo_ Insurance Premium. Duty_ Insurance Rate. Percent	The percentage against the cargo amount to determine the duty insurance amount for this cargo insurance premium.	貨物保険料の関税保険額 を決定するために貨物金 額に対して適用される割 合。	Percent	0	1	TFF Project	TFF_IP24031
ADD		BBIE	Cargo_ Insurance Premium. Grand_ Total. Amount	A monetary value of a grand total for this cargo insurance premium.	貨物保険料の合計金額。	Amount	0	n	TFF Project	TFF_IP24032
ADD		BBIE	Cargo_ Insurance Premium. Net_ Total. Amount	A monetary value of a net total for this cargo insurance premium.	貨物保険料の正味合計金 額。	Amount	0	n	TFF Project	TFF_IP24033
ADD		BBIE	Cargo_ Insurance Premium. Additional_ Premium. Amount	A monetary value which is additional for the cargo insurance premium.	貨物保険料に追加される 金額。	Amount	0	n	TFF Project	TFF_IP24034
ADD		BBIE	Cargo_ Insurance Premium. Additional Premium_ Type. Code	The code specifying the type of the additional premium for this cargo insurance premium.	貨物保険料の追加保険料 の種類を指定するコード。	Code	0	1	TFF Project	TFF_IP24035

変更フラッグ	国連附番ID	BIE種別	BIE名称 (辞書引き名)	定義	日本語説明	データ型	繰返し 最小値	繰返し 最大値	申請者	申請者附番 ID
ADD		BBIE	Cargo_Insurance Premium. Minimum. Amount	The minimum amount for this cargo insurance premium.	貨物保険料の最低額。	Amount	0	1	TFF Project	TFF_IP24039
ADD		BBIE	Cargo_Insurance Premium. Payment Recording. Date Time	The date, time, date time, or other date time value of the payment recording for this cargo insurance premium.	貨物保険料の支払記録の 日時。	Date Time	0	1	TFF Project	TFF_IP24036
ADD		ASBIE	Cargo_Insurance Premium. Effective. Specified_Period	The specified period effective to this cargo insurance premium.	貨物保険料に適用される 指定期間。		0	1	TFF Project	TFF_IP24037
ADD		ASBIE	Cargo_Insurance Premium. Payer. Trade Party	The payer trade party for this cargo insurance premium.	貨物保険料の支払当事 者。		0	1	TFF Project	TFF_IP24068
ADD		ASBIE	Cargo_Insurance Premium. Applicable. Trade_Currency Exchange	The currency exchange applicable to the insurance for this cargo insurance premium.	貨物保険料の保険に適用 される通貨交換。		0	1	TFF Project	TFF_IP24069
ADD		ASBIE	Cargo_Insurance Premium. Cargo_ Applicable. Trade_ Currency Exchange	The currency exchange applicable to the cargo insurance for this cargo insurance premium.	貨物保険料に対する貨物 保険に適用される通貨交 換。		0	1	TFF Project	TFF_IP24070
ADD		ASBIE	Cargo_Insurance Premium. Duty_ Applicable. Trade_ Currency Exchange	The currency exchange applicable to the duty insurance for this cargo insurance premium.	貨物保険料に対する通関 保険に適用される通貨交 換。		0	1	TFF Project	TFF_IP24071
ADD		ASBIE	Cargo_Insurance Premium. Specified. Cargo_Insurance Premium Rate	A specified rate for this cargo insurance premium.	貨物保険料の指定料率。		0	n	TFF Project	TFF_IP24042
ADD		ABIE	Insurance_Clause. Details	A distinct article which requires compliance for the insurance.	保険のコンプライアンスに 要求される特定の条項。				TFF Project	TFF_IP2401 4
ADD		BBIE	Insurance_Clause. Identification. Identifier	The identification of the clause for the insurance.	保険条項の識別子。	Identifier	0	1	TFF Project	TFF_IP2401 5
ADD		BBIE	Insurance_Clause. Type. Code	The code specifying the type of the insurance clause, such as War Clause, Strikes Clause.	保険条項の種別コード。例 えば、戦争条項、ストライ キ条項。	Code	0	1	TFF Project	TFF_IP2401 6
ADD		BBIE	Insurance_Clause. Content. Text	A content, expressed as text, of the clause for the insurance.	保険条項の内容記述。	Text	0	n	TFF Project	TFF_IP2401 7
ADD		ASBIE	Insurance_Clause. Supplementary. Note	A supplementary note for this insurance condition.	保険条項の追加注釈。		0	n	TFF Project	TFF_IP24057
ADD		ABIE	Insurance_Condition. Details	An insurance condition is a provision within an insurance policy or certificate that sets forth specific requirements or actions that the policyholder must meet or perform in order for the coverage to be valid and for claims to be honored.	保険条件とは、保険証券 または保険保険承認書の 条項であり、保険が有効と なり請求が認められるた めに保険契約者が満たす か実行しなければならない 特定の要件または行為を 定めたもの。				TFF Project	TFF_IP24053
ADD		BBIE	Insurance_Condition. ICC_ Identification. Identifier	The Institute Cargo Clauses (ICC) condition identifier.	協会貨物約款 (ICC) の条 件識別子。	Identifier	0	1	TFF Project	TFF_IP2401 2
ADD		BBIE	Insurance_Condition. ICC_Basic Condition_ Statement. Text	The basic condition, expressed as text, defined in the institute Cargo Clauses (ICC).	協会貨物約款 (ICC) に定 められた基本条項。	Text	0	1	TFF Project	TFF_IP2406 0
ADD		ASBIE	Insurance_Condition. Applicable. Insurance_ Clause	An insurance clause applicable to this insurance condition.	保険条件に適用される保 険条項。		0	n	TFF Project	TFF_IP2401 3
ADD		ABIE	Insurance_Party. Details	A party, such as an insurer or an agent, that undertakes, on receipt of a premium, to secure a insured party against a financial loss by payment, such as in the event of loss or damage for this insurance.	保険業者や代理店など保 険料を受け取った上で、保 険契約者が損失や損害を 受けた場合に保険金の支 払いによって、経済的損失 から保護されることを約束 する当事者。				TFF Project	TFF_IP2402 3
ADD		BBIE	Insurance_Party. Identification. Identifier	The identifier for the insurance party.	保険業者の識別子。	Identifier	0	1	TFF Project	TFF_IP2402 4
ADD		BBIE	Insurance_Party. Name. Text	The name, expressed as text, of the insurance party.	保険業者の名称。	Text	0	1	TFF Project	TFF_IP2405 1

変更 フラッグ	国連附番ID	BIE種別	BIE名称 (辞書引き名)	定義	日本語説明	データ型	繰返し 最小値	繰返し 最大値	申請者	申請者附番 ID
ADD		BBIE	Insurance_Party. Country_Identifier	The country identifier of the insurance party.	保険業者の国コード。	Identifier	0	1	TFF Project	TFF_IP2405 2
ADD		BBIE	Specified_Party_LEI_ Identification_Identifier	The legal entity Identification (LEI) of this specified party.	指定された当事者の法人 識別番号 (LEI)。	Identifier	0	1	TFF Project	TFF_IP24054
ADD		ABIE	Trade_Finance_Cargo Insurance_Details	A cargo insurance is a type of insurance that protects the owner's financial interests in goods, merchandise, or commodities while they are in transit from one location to another.	貨物保険は、商品、製品、 または日用品がある場所 から別の場所へ輸送され ている間に、所有者の金 銭的利益を保護するタイプ の保険である。				TFF Project	TFF_IP24001
ADD		BBIE	Trade_Finance_Cargo Insurance_Identifier	The identifier of this trade finance cargo insurance.	貿易金融貨物保険の識別 子。	Identifier	0	1	TFF Project	TFF_IP24065
ADD		BBIE	Trade_Finance_Cargo Insurance_Additional_ Identification_Identifier	An additional identifier of this trade finance cargo insurance.	貿易金融貨物保険の追加 の識別子。	Identifier	0	n	TFF Project	TFF_IP24066
ADD		BBIE	Trade_Finance_Cargo Insurance_Issue_Date Time	The date, time, date time or other date time value for the issuance of this trade finance cargo insurance.	貿易金融貨物保険の発行 日時。	Date Time	0	1	TFF Project	TFF_IP24058
ADD		BBIE	Trade_Finance_Cargo Insurance_Issued_ Quantity	The number of cargo insurance policy or certificate issued of this trade finance cargo insurance	貿易金融貨物保険の保険 証書または保険承認書の 発行数量。	Quantity	0	1	TFF Project	TFF_IP24059
ADD		BBIE	Trade_Finance_Cargo Insurance_Cargo_Value_ Amount	A monetary value of this supply chain consignment as covered by a cargo insurance for this trade finance.	貿易金融貨物保険でカ バーされるサプライチェー ン委託貨物の金銭価値。	Amount	0	n	TFF Project	TFF_IP2405 5
ADD		BBIE	Trade_Finance_Cargo Insurance_Duty_Value_ Amount	A monetary value of this supply chain consignment as covered by an duty insurance for this trade finance.	貿易金融貨物保険でカ バーされるサプライチェー ン委託貨物の通関金銭価 値。	Amount	0	n	TFF Project	TFF_IP2405 6
ADD		ASBIE	Trade_Finance_Cargo Insurance_Accountee_ Trade_Party	The trade finance accountee party who opens the documentary credit for this trade finance cargo insurance.	貿易金融貨物保険の荷為 替信用状を開設する貿易 金融受取人当事者。		0	1	TFF Project	TFF_IP24002
ADD		ASBIE	Trade_Finance_Cargo Insurance_Insurer_ Trade_Party	The insurer is a trade party who undertakes the risk and provides the financial protection or reimbursement against specified risks in the insurance policy or certificate in exchange for premiums for this trade finance cargo insurance.	保険者とは、貿易金融貨 物保険の保険料と引き換 えに、リスクを引き受け、 保険証券または証明書で 指定されたリスクに対して 金銭的な保護または補償 を提供する取引当事者。		0	1	TFF Project	TFF_IP24003
ADD		ASBIE	Trade_Finance_Cargo Insurance_Insurance_ Assured_Trade_Party	The insurance assured is a trade party who is insured by this trade finance cargo insurance.	保険の被保険者は、この 貿易金融貨物保険に加入 している取引関係者。		0	1	TFF Project	TFF_IP24004
ADD		ASBIE	Trade_Finance_Cargo Insurance_Insurance_ Applicant_Trade_Party	The trade party applying insurance for this trade finance cargo insurance.	貿易金融貨物保険に保険 を申し込む取引当事者。		0	1	TFF Project	TFF_IP24005
ADD		ASBIE	Trade_Finance_Cargo Insurance_Insurance_ Claim_Agent_Trade_ Party	The trade party who processes claims from an assured on behalf of the insurer for this trade finance cargo insurance.	貿易金融貨物保険に関し て、保険会社に代わって被 保険者からの請求を処理 する取引当事者。		0	1	TFF Project	TFF_IP24006
ADD		ASBIE	Trade_Finance_Cargo Insurance_Insurance_ Surveyor_Trade_Party	A trade party who investigates claims for this trade finance cargo insurance.	貿易金融貨物保険の請求 を調査する取引関係者。		0	n	TFF Project	TFF_IP24007

変更フラッグ	国連附番ID	BIE種別	BIE名称 (辞書引き名)	定義	日本語説明	データ型	繰返し 最小値	繰返し 最大値	申請者	申請者附番 ID
ADD		ASBIE	Trade Finance_Cargo Insurance. Insurance_Agent. Trade_Party	A trade party who works on behalf of the insurer for this trade finance cargo insurance.	貿易金融貨物保険に関して保険会社に代わって業務を行う取引関係者。		0	n	TFF Project	TFF_IP24008
ADD		ASBIE	Trade Finance_Cargo Insurance. Insurance_Broker. Trade_Party	A trade party who works on behalf of the assured for this trade finance cargo insurance.	貿易金融貨物保険において被保険者に代わって業務を行う取引関係者。		0	n	TFF Project	TFF_IP24009
ADD		ASBIE	Trade Finance_Cargo Insurance. Issued. Referenced_Location	The referenced location where the insurance document is issued for this trade finance cargo insurance.	貿易金融貨物保険の保険書類が発行される場所。		0	1	TFF Project	TFF_IP24049
ADD		ASBIE	Trade Finance_Cargo Insurance. Payment. Referenced_Location	The referenced location where the insurance payment are made for this trade finance cargo insurance.	貿易金融貨物保険の保険金支払いが行われる場所。		0	1	TFF Project	TFF_IP24050
ADD		ASBIE	Trade Finance_Cargo Insurance. Specified. Insurance_Condition	An insurance condition specified for this trade finance cargo insurance.	貿易金融貨物保険に規定される保険条件。		0	n	TFF Project	TFF_IP24011
ADD		ASBIE	Trade Finance_Cargo Insurance. Applicable. Cargo_Coinsurance Share	A cargo coinsurance share applicable to this trade finance cargo insurance.	貿易金融貨物保険に適用される貨物共同保険分担。		0	n	TFF Project	TFF_IP24018
ADD		ASBIE	Trade Finance_Cargo Insurance. Reference. Referenced_Document	A referenced document for this trade finance cargo insurance.	貿易金融貨物保険の参考文書。		0	n	TFF Project	TFF_IP24025
ADD		ASBIE	Trade Finance_Cargo Insurance. Applicable. Note	A note applicable to this trade finance cargo insurance.	貿易金融貨物保険に適用される注釈。		0	n	TFF Project	TFF_IP24026
ADD		ASBIE	Trade Finance_Cargo Insurance. Applicable. Cargo_Insurance Premium	The cargo insurance premium applicable to this trade finance cargo insurance.	貿易金融貨物保険に適用される貨物保険料。		0	1	TFF Project	TFF_IP24027
ADD		ASBIE	Trade_Party. Designated. Specified_Party	The designated party for this trade party.	この取引当事者の指定当事者。		0	1	TFF Project	TFF_IP24010
		END								

3. 2. 3 船荷証券関連申請 BIE

変更フラッグ	国連附番ID	BIE種別	BIE名称 (辞書引き名)	定義	日本語説明	データ型	繰返し 最小値	繰返し 最大値	申請者	申請者附番 ID
ADD		BBIE	Exchanged_Document. Transfearable. Indicator	The indication of whether or not this exchanged document is transfearable.	譲渡可能性文書か否かの指示子。	Indicator	0	1	TFF Project	TFF_BL240001
ADD		ASBIE	Exchanged_Document. Trade Platform Registered. Trade_Party	The trade party that is registered to the trade platform for this exchanged document.	交換文書の取引プラットフォームに登録されている取引当事者。		0	1	TFF Project	TFF_BL240007
ADD		ASBIE	Exchanged_Document. Specified. Trade_Endorsement	An endorsement of the trade specified for this exchanged document.	交換文書に指定された取引の裏書。		0	n	TFF Project	TFF_BL240002
ADD		ABIE	Trade_Endorsement. Details	A process of signing a document, typically a negotiable instrument like a bill of lading or bill of exchange to transfer ownership, rights, or obligations from one party to another in this trade.	船荷証券や為替手形などの譲渡可能な文書に署名し、この取引において一方当事者から他方当事者に所有権、権利、または義務を移転するプロセス情報。		0	1	TFF Project	TFF_BL240003
ADD		BBIE	Trade_Endorsement. Endorsed. Date Time	The date, time, date time or other date time value for the endorsement of this trade.	取引裏書の裏書された日時。	Date Time	0	1	TFF Project	TFF_BL240004
ADD		ASBIE	Trade_Endorsement. Endorsee. Trade_Party	The party that is endorsed in this trade endorsement.	取引裏書の被裏書取引当事者。		0	1	TFF Project	TFF_BL240005
ADD		ASBIE	Trade_Endorsement. Signatory. Document_Authentication	The signature that authenticates this trade endorsement.	取引裏書の署名認証。		0	1	TFF Project	TFF_BL240006
		END								

4. 貿易金融標準メッセージ

本章では、業務要件仕様に基づいた次の5つの貿易金融関連メッセージの構造を紹介する。一つのメッセージ定義は一つ以上の貿易金融関連文書に対応している。

- ・ 信用状メッセージ
対応文書：信用状発行依頼文書、信用状通知文書、信用状修正文書、荷為替文書。
- ・ 貨物保険メッセージ
対応文書：保険証券、保険承認状、保険申込書、保険料請求書。
- ・ インボイスメッセージ
対応文書：インボイス
- ・ パッキングリスト
対応文書：パッキングリスト
- ・ 船荷証券メッセージ
対応文書：船荷証券、ハウス BL

以下に<付属書7>貿易金融メッセージ定義表の見方を説明する。

➤ メッセージ定義表シートの説明

詳細なメッセージ定義は<付属書7>貿易金融メッセージ定義表にエクセル形式で当該メッセージに必要なすべてのビジネス情報項目（BIE）を構造化した形で掲載してある。

各メッセージ定義は、次の4つのエクセル・シートから構成される。

- メッセージ BIE 表：使われる BIE をメッセージの階層構造を表形式で表示。詳細は「メッセージ BIE 表のエクセル列の説明」を参照。
- ・ エラー表示：メッセージ BIE 表をメッセージ検査ツールで検証した結果を表示。エラーは修正済であるが、国連 CEFACT 共通辞書未登録（CCL 申請中の BIE）の警告（Warning）はだされている。
- ・ クラス図：メッセージが使用する集約ビジネス情報項目（ABIE）の関連構造図。
- ・ クラス図_明細：クラス図の各 ABIE に含まれる基本ビジネス情報項目（BBIE）を追加表記したもの。

➤ メッセージ BIE 表のエクセル列の説明

メッセージ BIE 表のエクセルの列は次のように使われている。

- ・ A 列：行番号：BIE 表の項目順序番号。
- ・ B 列：ヘッダー／明細：BIE 項目がヘッダー部か明細部かを指定。
- ・ C 列：国連 CEFACT BIE 辞書 ID 番号：国連 CEFACT 共通辞書に登録されている国連附番識別子（UNxxxxxxx）。国連 CEFACT 共通辞書に未登録（登録申請中）の場合は申請者が附番した識別子（TFFxxxxxxx）。

- ・ D 列：項目種：BIE 項目種別（ABIE：集約ビジネス情報項目、ASBIE：関連ビジネス情報項目、BBIE：基本ビジネス情報項目）が指定される。
- ・ E 列～P 列：DEN（Dictionary Entry Name）：国連 CEFACT 共通辞書に登録されている項目名称。

◇ 項目種が ABIE の場合の形式：

オブジェクト修飾子— オブジェクト名, Details

◇ 項目種が ASBIE の場合の形式：

オブジェクト修飾子— オブジェクト名, 関連修飾子— 関連名,

オブジェクト修飾子— オブジェクト名

◇ 項目種が ABIE の場合の形式：

オブジェクト修飾子— オブジェクト名, 属性修飾子— 属性名, データ型

（注1） オブジェクト修飾子は2重化している BIE もある。

オブジェクト修飾子— オブジェクト修飾子

（注2） 関連修飾子及び属性修飾子がない BIE もある。

- ・ Q 列／R 列：不使用
- ・ S 列：項目名：日本語で表記したビジネス項目名称。
- ・ T 列：項目定義：項目の注釈。
- ・ U 列：繰返し：繰返しの定義。
 - ◇ 0..1：項目出現は任意で、出現しても1回のみ（繰返し無し）。
 - ◇ 1..1：項目出現は必須で、1回のみ出現。
 - ◇ 0..n：項目出現は任意で、複数回出現しても可。
 - ◇ 1..n：項目出現は必須で、複数回出現しても可。
- ・ V 列以降：サンプルや事例とのマッピング作業領域。

4. 1 信用状メッセージ

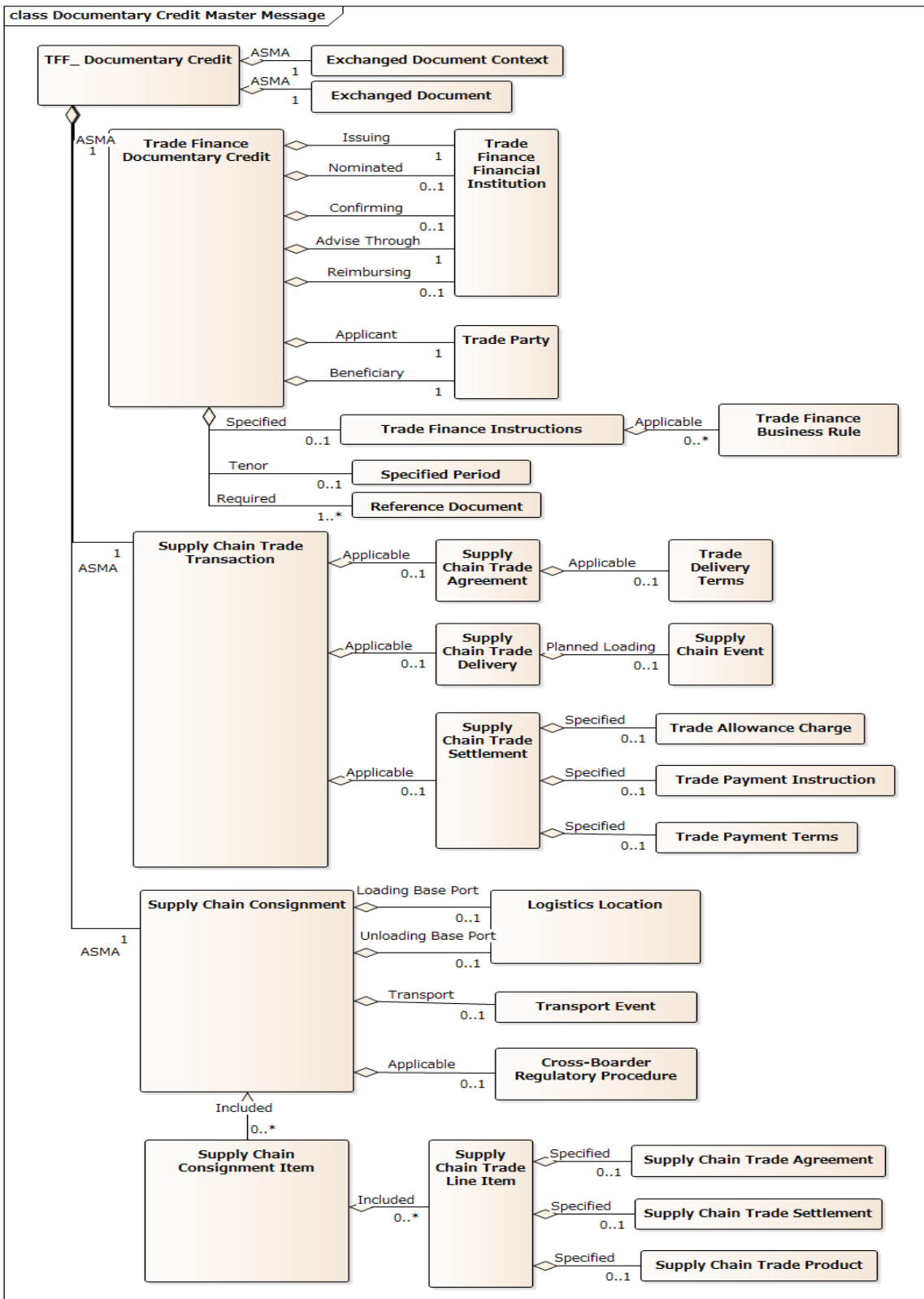


図 4.1-1：信用状メッセージ全体クラス図

<信用状メッセージクラス説明>

- ・ **TFF_ Documentary Credit** (信用状文書クラス)
信用状文書は、信用状発行申込、信用状通知、信用状修正、荷為替手形などの業務に使用される文書を定義する。
- ・ **Exchanged Document Context** (取引設定クラス)
取引業務の識別 ID 及び提供される業務プロセスの種類を指定する。
- ・ **Exchanged Document** (交換文書クラス)
対象とする信用状文書(信用状発行申込書、信用状通知文書、修正信用状、荷為替手)の種別を指定する。更に文書の識別 ID、発行日、有効期間及び文書署名者を指定する。
- ・ **Trade Finance Documentary Credit** (貿易金融信用状クラス)
商品を輸入する国の金融機関が、商品が発送されたことを示す書類を受け取ったときに、輸出される商品の代金を支払うことに同意する貿易金融情報。
貿易金融信用状クラスは、以下の情報エンティティを集約している。
 - ◇ **Trade Finance Financial Institution** (貿易金融金融機関クラス)
貿易金融を支援するために金融サービスと金融取引を提供する機関。発行銀行、指名銀行、確認銀行、通知銀行、返済銀行などが定義されている。金融機関の定義には、連絡先と住所を含む。
 - ◇ **Trade Party** (取引当事者クラス)
信用状申請者と受益者が定義される。取引当事者の定義には、連絡先と住所を含む。
 - ◇ **Trade Finance Instructions** (貿易金融指示クラス)
貿易金融を目的とした規則や指示についての情報が定義される。
 - ✓ **Trade Finance Business Rule** (貿易金融業務規則クラス)
適用するビジネスルール(複数可)を指定する。
 - ◇ **Specified Period** (指定期間クラス)
信用状の有効期間を定義する。
 - ◇ **Reference Document** (参照文書クラス)
信用状に必要な複数の文書を指定する。
- ・ **Supply Chain Trade Transaction** (サプライチェーン取引クラス)
サプライチェーン取引契約、配送、決済の詳細の情報グループは、次のように定義される。
 - ◇ **Supply Chain Trade Agreement** (サプライチェーン契約クラス)
サプライチェーン契約の契約条件が定義される。
 - ✓ **Trade Delivery Terms** (配送条件クラス)
配送条件にはインコタームズの指定も含まれる。
 - ◇ **Supply Chain Trade Delivery** (サプライチェーン配送クラス)

取引目的の商品やサービスの配送に関して当事者間で合意された条件。

✓ **Supply Chain Event** (サプライチェーン事象クラス)

積荷計画情報(何時、どこで)を指定する。

◇ **Supply Chain Trade Settlement** (サプライチェーン取引決済クラス)

サプライチェーン取引と、金融取引で決済される予定の品目との調整を可能にする情報。

✓ **Trade Allowance Charge** (許容金額クラス)

取引目的の手当や料金などの価格設定の構成要素。

✓ **Trade Payment Instructions** (支払指図クラス)

貿易支払いの処理に関連する指示。

✓ **Trade Payment Terms** (支払条件クラス)

取引目的で支払いが行われた場合、または行われる場合の条件。

・ **Supply Chain Consignment** (サプライチェーン委託貨物クラス)

サプライチェーン内の荷送人から荷受人まで、1つ以上の輸送手段を介して輸送される、または輸送可能な、個別に識別可能な貨物の集合。各委託貨物は単一の輸送契約の対象となる。委託貨物の詳細は、次のように定義される。

◇ **Logistics Location** (物流拠点クラス)

積載基地港や荷降ろし基地港など、物流に関連する物理的な場所を指定。

◇ **Logistics Event** (輸送事象クラス)

このサプライチェーンの委託品の輸送中に発生する、荷積/荷下/出港などの事象。

◇ **Supply Chain Consignment Item** (サプライチェーン委託貨物明細クラス)

輸送および通関の目的で個別に識別されるサプライチェーン委託貨物内の品目を指定する。

✓ **Supply Chain Trade Agreement** (サプライチェーン取引契約クラス)

委託貨物明細ごとの単位価格など契約事項を指定。

✓ **Supply Chain Trade Settlement** (サプライチェーン取引決済クラス)

委託貨物明細ごとの支払い金額など決済条件を指定。

✓ **Supply Chain Trade Product** (サプライチェーン取引製品クラス)

委託貨物明細ごとの製品仕様を指定。

4. 2 貨物保険メッセージ

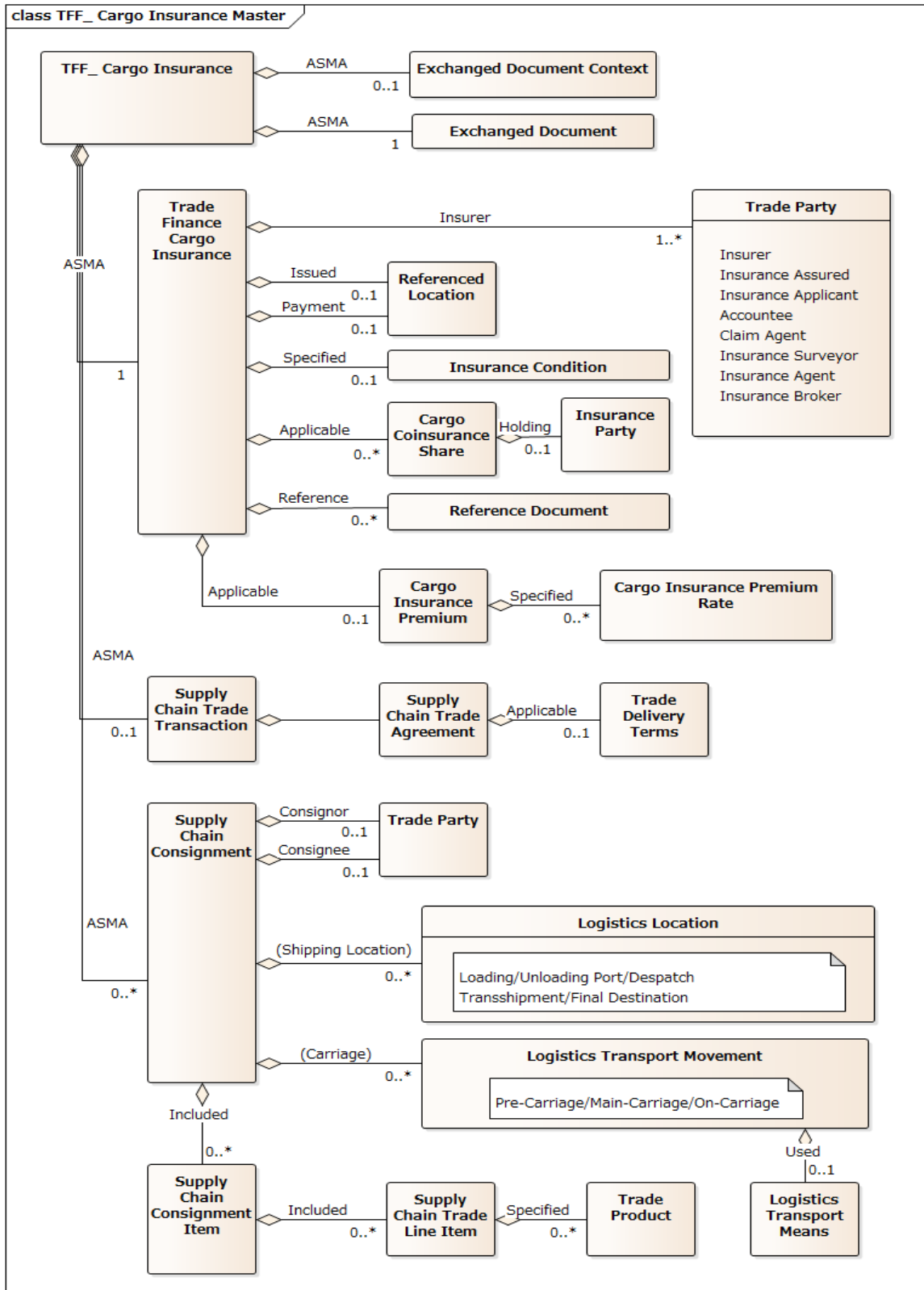


図 4.2-1：貨物保険メッセージ全体クラス図

<貨物保険メッセージクラス説明>

- ・ **TFF_Cargo Insurance** (貨物保険文書クラス)
貨物保険は、貨物保険申込、保険証書発行、保険料金請求などの業務に使用される文書を定義する。
- ・ **Exchanged Document Context** (取引設定クラス)
取引業務の識別 ID 及び提供される業務プロセスの種類を指定する。
- ・ **Exchanged Document** (交換文書クラス)
対象とする貨物保険文書(貨物保険申込書、保険証書、保険承認書、保険料金請求)の種類を指定する。更に文書の識別 ID、発行日、有効期間及び文書署名者を指定する。
- ・ **Trade Finance Cargo Insurance** (貿易金融貨物保険クラス)
商品、製品、または日用品がある場所から別の場所へ輸送されている間に、所有者の金銭的利益を保護するための貨物保険に関わる貿易金融情報。
貿易貨物保険クラスは、以下の情報エンティティを集約している。
 - ◇ **Trade Party** (取引当事者クラス)
貨物保険に関わる利害関係者。保険申込者、被保険者、保険会社、信用状発行者、クレームエージェント、保険仲介者、調査会社、運送業者などの、識別 ID、名称、連絡先、住所などが定義されている。
 - ◇ **Referenced Location** (参照場所クラス)
貨物保険証書または保険承諾書が発行される発行場所と貨物保険金が支払われる支払場所が定義される。
 - ◇ **Insurance Condition** (保険条件クラス)
保険条件についての情報定義。保険証書の条項であり、保険が有効となり請求が認められるために保険契約者/証書所持者が満たすか実行しなければならない特定の要件または行為を規定している。
 - ◇ **Cargo Coinsurance Share** (貨物共同保険クラス)
貨物保険が単一の保険会社によって提供されていない場合に、共同保険会社または共同保険代理店によって提供される補償の定義。共同する保険会社の数だけ指定する。
 - ✓ **Insurance Party** (保険会社クラス)
共同保険の一つを担当する保険会社の識別 ID、名称、連絡先、住所などを指定。
 - ◇ **Reference Document** (参照文書クラス)
貨物保険が参照している貿易文書(複数)。
 - ◇ **Cargo Insurance Premium** (貨物保険料金クラス)
貿易金融貨物保険に適用される貨物保険料。
 - ✓ **Cargo Insurance Premium Rate** (貨物保険料金料率)

保険対象種類別の料金料率表。

- ・ **Supply Chain Trade Transaction** (サプライチェーン取引クラス)
サプライチェーン取引契約詳細の情報グループは、次のように定義される。
 - ◇ **Supply Chain Trade Agreement** (サプライチェーン契約クラス)
サプライチェーン契約の契約条件を定義する。
 - ✓ **Trade Delivery Terms** (配送条件クラス)
インコタームズなどの配送条件を指定。
- ・ **Supply Chain Consignment** (サプライチェーン委託貨物クラス)
サプライチェーン内の荷送人から荷受人まで、1 つ以上の輸送手段を介して輸送される、または輸送可能な、個別に識別可能な貨物の集合。委託貨物の詳細は、次のように定義される。
 - ◇ **Trade Party** (取引当事者クラス)
発荷主及び受荷主の識別 ID、名称連絡先、住所などを定義する。
 - ◇ **Logistics Location** (物流拠点クラス)
積載基地港や荷降ろし基地港、出荷場所、詰替地、最終到着地など、物流に関連する物理的な場所を指定。
 - ◇ **Logistics Transport Movement** (物流運送クラス)
物流対象の製品またはその他の物体の運搬(物理的な運搬)。運送には、前運搬(Pre-Carriage)、主運搬(Main-Carriage)、および後運搬(On-Carriage)の3種類が定義される。
 - ✓ **Logistics Transport Means** (物流運送手段クラス)
船舶、トラックなどの運送手段を指定する。
 - ◇ **Supply Chain Consignment Item** (サプライチェーン委託貨物明細クラス)
輸送および通関の目的で個別に識別されるサプライチェーン委託貨物内の明細(複数)を指定する。
 - ✓ **Supply Chain Trade Line Item** (サプライチェーン取引明細項目クラス)
委託貨物明細ごとの取引内訳(複数)を指定する。
 - ◆ **Trade Product** (取引製品クラス)
取引内訳の製品の種別、名称や数量を定義する。

4. 3 インボイスメッセージ

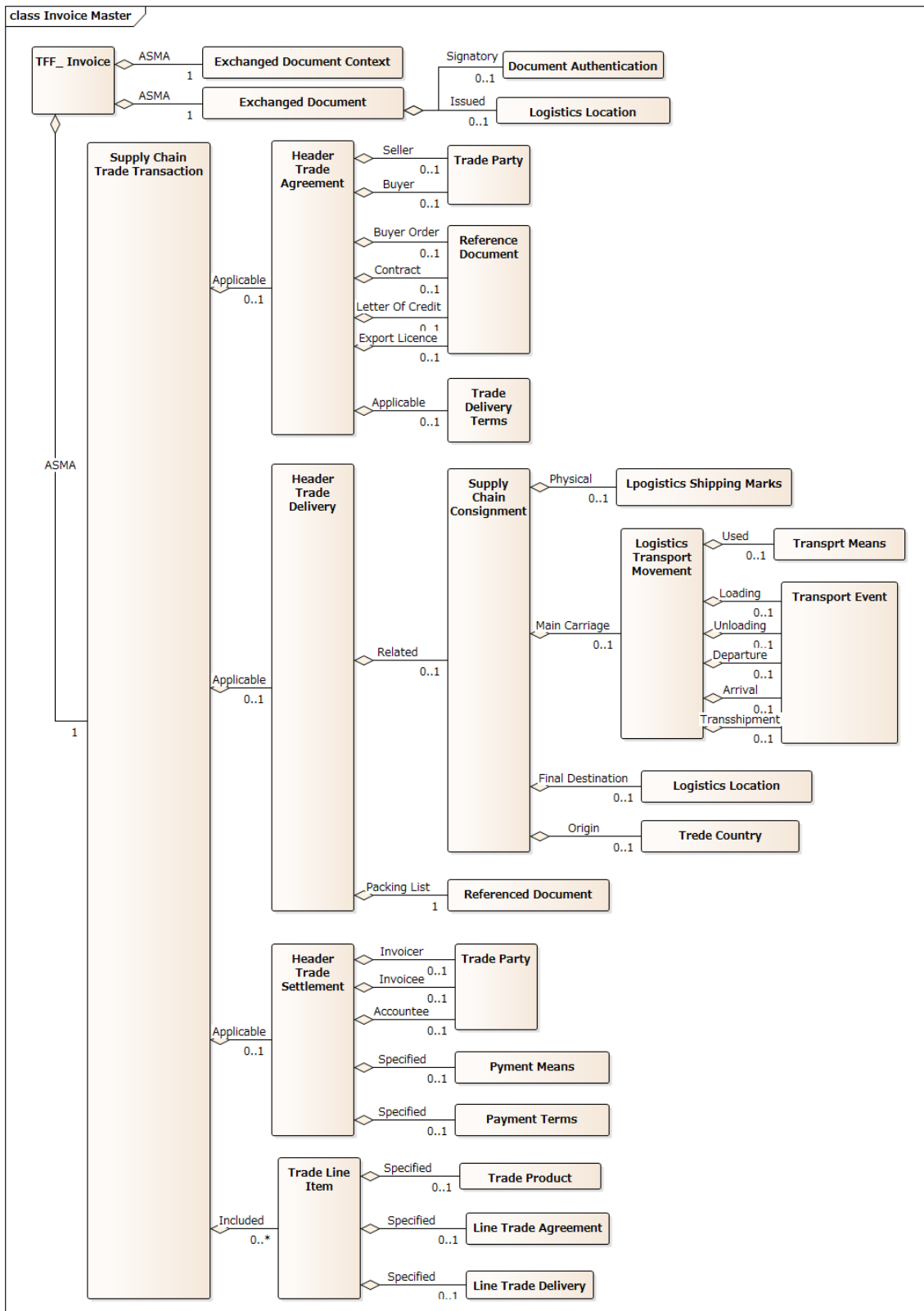


図 4.3-1：インボイスメッセージ全体クラス図

<インボイスメッセージクラス説明>

- ・ **TFF_Invoice** (インボイス文書クラス)
納品書と請求明細を兼ねた請求書 (インボイス) の内容を規定する文書。
- ・ **Exchanged Document Context** (取引設定クラス)
取引業務の識別 ID 及び提供される業務プロセスの種類を指定する。
- ・ **Exchanged Document** (交換文書クラス)
インボイス文書の識別 ID、発行日、有効期間を指定する。
 - ◇ **Document Authentication** (文書認証クラス)
文書の署名情報を定義する。
 - ◇ **Logistics Location** (物流場所クラス)
文書の発行場所を指定。
- ・ **Supply Chain Trade Transaction** (サプライチェーン取引クラス)
サプライチェーンの取引明細項目、取引契約、取引配送、取引決済などの情報の集約定義。
 - ◇ **Header Trade Agreement** (ヘッダー部取引契約クラス)
サプライチェーン取引の契約に関わる情報の集約。
 - ✓ **Trade Party** (取引当事者クラス)
売手、買手の企業の識別 ID、名称、連絡先、住所などを指定。
 - ✓ **Reference Document** (参照文書クラス)
注文書、売買契約書、信用状、輸出許可書などの関連文書を指定。
 - ✓ **Trade Delivery Terms** (配送条件クラス)
インコタームズなど、配送条件を指定。
 - ◇ **Header Trade Delivery** (ヘッダー部取引配送クラス)
サプライチェーン取引の配送に関わる情報の集約。
 - ✓ **Supply Chain Consignment** (サプライチェーン委託貨物)
サプライチェーンの委託貨物に関わる情報の集合。
 - ◆ **Logistics Shipping Marks** (物流荷印クラス)
貨物に付けられた荷印情報。
 - ◆ **Logistics Transport Movement** (物流運送クラス)
前運搬 (Pre-Carriage)、主運搬 (Main-Carriage)、および後運搬 (On-Carriage) それぞれの物流対象製品の運搬に関わる情報を指定する。
 - ・ **Transport Means** (運送手段クラス)
船舶、トラックなどの運送手段を指定する。
 - ・ **Transport Event** (運送事象クラス)
輸送中に発生する、荷積／荷下／出港／到着／積替などの事象。

4. 4 パッキングリスト

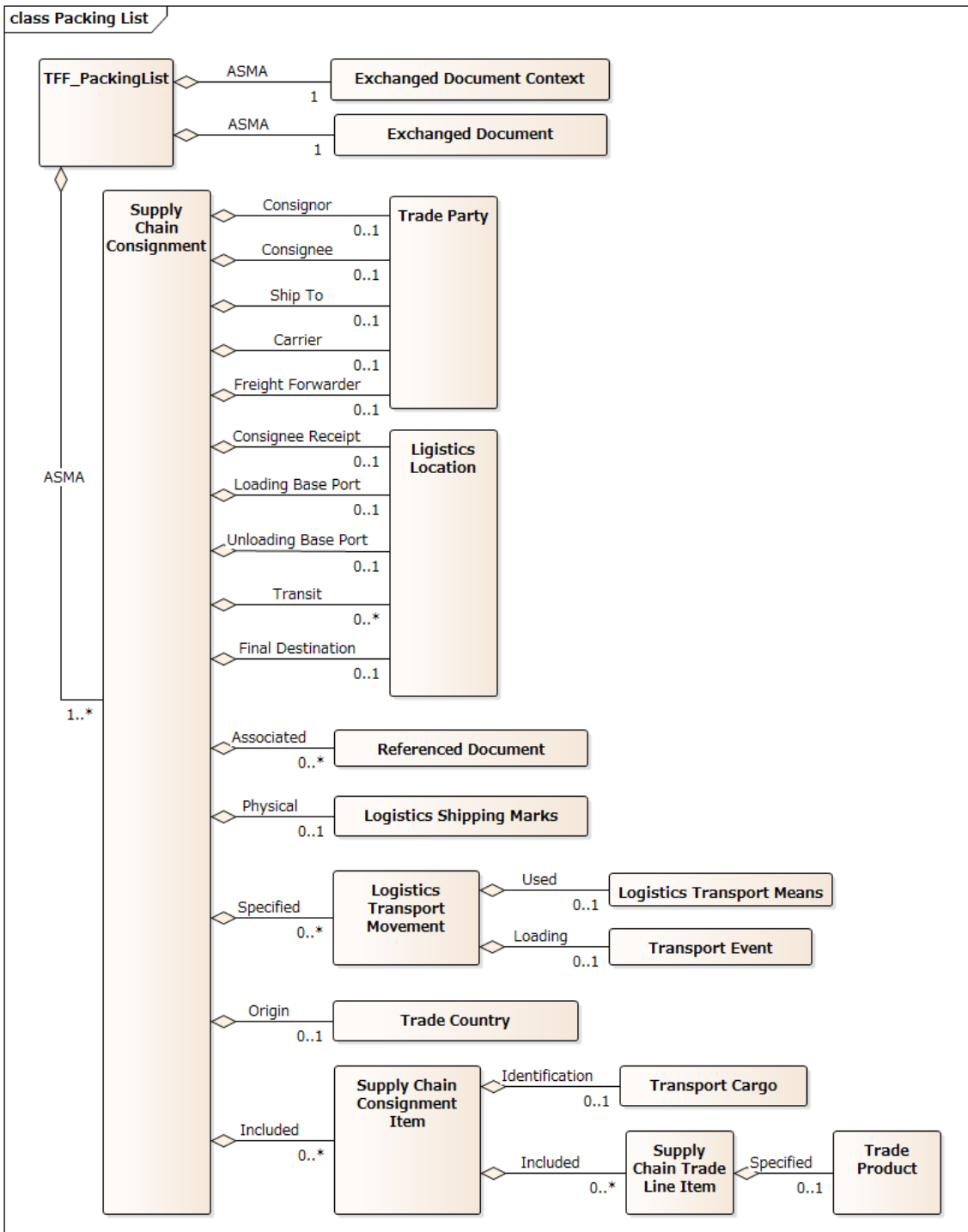


図 4.4-1：パッキングリストメッセージ全体クラス図

<パッキングリストクラス説明>

- ・ **TFF_PackingList** (パッキングリストクラス)
貿易取引に必要となる梱包明細書で、梱包形態および梱包に含まれる内容を記載した文書。
- ・ **Exchanged Document Context** (取引設定クラス)
取引業務の識別 ID 及び提供される業務プロセスの種類を指定する。
- ・ **Exchanged Document** (交換文書クラス)
パッキングリスト文書の識別 ID、発行日、有効期間を指定する。
- ・ **Supply Chain Consignment** (サプライチェーン委託貨物クラス)
サプライチェーン内の荷送人から荷受人まで、1 つ以上の輸送手段を介して輸送される、または輸送可能な、個別に識別可能な貨物の集合。
 - ◇ **Trade Party** (取引当事者クラス)
発荷主、受荷主、出荷先、運送業者、海貨業者の識別 ID、名称連絡先、住所などを定義する。
 - ◇ **Logistics Location** (物流拠点クラス)
荷受場所、荷積基地港、荷揚基地港、立寄り港、最終到着地など、物流に関連する物理的な場所を指定。
 - ◇ **Reference Document** (参照文書クラス)
委託貨物の関連文書。
 - ◇ **Logistics Shipping Marks** (物流荷印クラス)
貨物に付けられた荷印情報。
 - ◇ **Logistics Transport Movement** (物流運送クラス)
物流対象の製品の運搬に関わる情報。
 - ✓ **Transport Means** (運送手段クラス)
船舶、トラックなどの運送手段を指定する。
 - ✓ **Transport Event** (運送事象クラス)
輸送中に発生する、荷積などの事象。
 - ◇ **Trade Country** (貿易国クラス)
原産国を指定。
 - ◇ **Supply Chain Consignment Item** (サプライチェーン委託貨物明細クラス)
輸送および通関の目的で個別に識別されるサプライチェーン委託貨物内の明細(複数)を指定する。
 - ✓ **Transport Cargo** (輸送貨物クラス)
輸送貨物の識別に関する情報。
 - ✓ **Supply Chain Trade Line Item** (サプライチェーン取引明細項目クラス)

委託貨物明細ごとの取引内訳（複数）を指定する。

◆ **Trade Product**（取引製品クラス）

取引内訳の製品の種別、名称や数量を定義する。

（注）日本の一部商社では、パッキングリストに「支払条件（Payment Terms）」を指定するようになっている文書事例がある。「支払条件」は、本来インボイスで指定するものであり、パッキングリストの参照文書インボイスの「支払条件」から引用できるので、国連CEFACT 共通辞書への追加要求は提出していない。

4. 5 船荷証券メッセージ

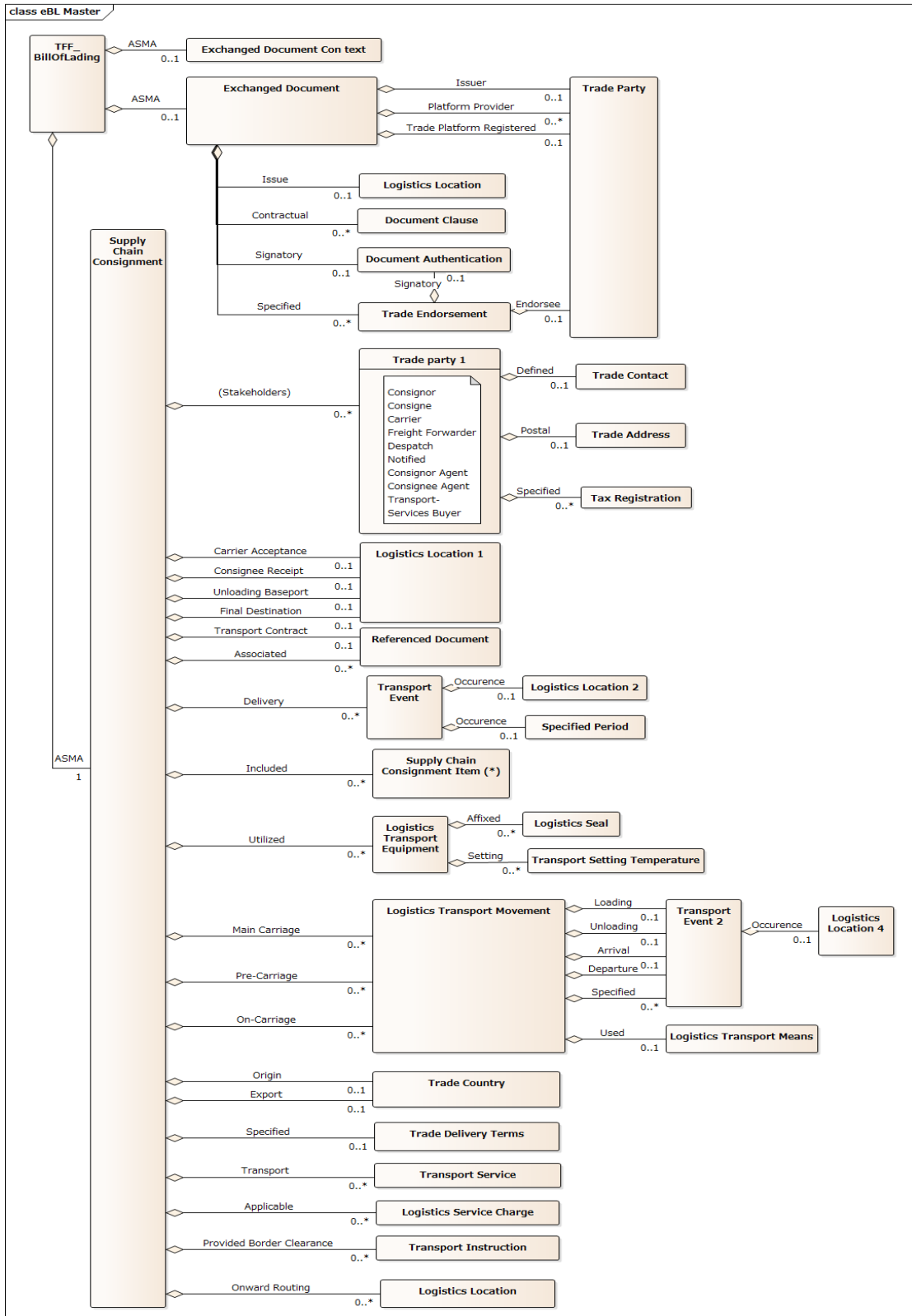


図 4.5-1：船荷証券メッセージ全体クラス図

<船荷証券メッセージクラス説明>

- ・ **TFF_BillOfLading (船荷証券文書クラス)**
船荷証券は、運送人（船会社）が貨物を預かったことを証明する書類であり、同時に運送契約の証拠や貨物の所有権を表す有価証券としての役割も果たす。船荷証券文書は船荷証券の内容及び所有者を規定する文書。
- ・ **Exchanged Document Context (取引設定クラス)**
取引業務の識別 ID 及び提供される業務プロセスの種類を指定する。
- ・ **Exchanged Document (交換文書クラス)**
船荷証券の識別 ID、発行日、有効期間を指定する。当該船荷証券の所有、認証、譲渡に関わる情報も定義できる。裏書による譲渡時には、裏書者の署名と裏書先当事者を指定する。
 - ◇ **Supply Chain Consignment (サプライチェーン委託貨物クラス)**
サプライチェーン内の荷送人から荷受人まで、1つ以上の輸送手段を介して輸送される、または輸送可能な、個別に識別可能な貨物の集合。
 - ✓ **Trade Party (取引当事者クラス)**
当該船荷証券に関わる利害関係者。荷送人、荷受人、運送業者、海貨業者、出荷者、貨物到着通知先、荷送人代理者、荷受人代理者、輸送サービス提供者などが定義される。取引当事者については、必要に応じて以下の連絡先、住所、納税者登録番号を指定する。
 - ◆ **Trade Contact (連絡先クラス)**
 - ◆ **Trade Address (住所クラス)**
 - ◆ **Tax Registration (納税登録クラス)**
 - ✓ **Logistics Location (物流場所クラス)**
輸送業者貨物受取場所、荷受人受取場所、荷揚基地港、最終目的地などの関係場所を指定する。
 - ✓ **Referenced Document (参照文書クラス)**
運送契約書及び関連文書を指定する。
 - ✓ **Transport Event (運送事象クラス)**
配送における複数の運送事象を定義する。
 - ◆ **Logistics Location (物流拠点クラス)**
運送事象が発生する場所を指定。
 - ◆ **Specified Period (特定期間クラス)**
運送事象が起きる期間を指定。
 - ✓ **Supply Chain Consignment Item (サプライチェーン委託貨物明細クラス)**
輸送および通関の目的で個別に識別されるサプライチェーン委託貨物内の明

細（複数）を指定する。

委託貨物明細には次のものが含まれる。

- ・ 運送貨物 (Transport Cargo)
 - ・ 危険物情報 (Transport Dangerous Goods)
 - ・ 荷扱指図 (Handling Instructions)
 - ・ 運送時温度設定 (Transport Setting Temperature)
 - ・ 荷印 (Logistics Shipping Mark)
 - ・ 物流運送機器 (Logistics Transport Equipment)
 - ・ 梱包情報 (Logistics Package)
 - ・ 取引明細 (Supply Chain Trade Line Item)
 - ・ 取引製品 (Trade Product)
- ✓ **Logistics Transport Equipment** (物流輸送機器クラス)
使用する輸送機器に関する情報を指定する。
- ◆ **Logistics Seel** (物流荷印クラス)
貼付する荷印を指定する。
 - ◆ **Transport Setting Temperature** (運送設定温度クラス)
運送時の温度設定を指定する。
- ✓ **Logistics Transport Movement** (物流運送クラス)
前運搬 (Pre-Carriage)、主運搬 (Main-Carriage)、および後運搬 (On-Carriage) それぞれの物流対象製品の運搬に関わる情報を指定する。
- ◆ **Transport Event** (運送事象クラス)
荷積、荷揚、到着、出発などの運送事象に関する情報を指定する。
 - ・ **Logistics Location** (物流拠点クラス)
運送事象が発生する場所を指定する。
 - ◆ **Transport Means** (運送手段クラス)
船舶、トラックなどの使用する運送手段を指定する。
- ✓ **Trade Country** (貿易国クラス)
原産国や輸出国を指定する。
- ✓ **Trade Delivery Terms** (取引配送条件クラス)
インコタームズなど、配送条件を指定。
- ✓ **Transport Service** (運輸サービスクラス)
運送サービスの種別、名称、条件及び運送経路や期間を指定する。
- ✓ **Logistics Service Charge** (物流サービス料金クラス)
運送料金を指定する。
- ✓ **Transport Instruction** (輸送指示クラス)
提供された越境手続についての指示を記述する。

✓ **Logistics Location** (物流場所クラス)

荷物や貨物が配送拠点に到着した後、最終目的地へ向けて適切な手段で再配送するオンワード・ルーティング先を指定 (複数)。

5. 今後の標準化活動に向けて

5. 1 貿易金融デジタル化標準の成果

2022 年度の国内における貿易分野デジタル化の現状と国際標準の調査分析に始まり、2023 年度～2024 年度にかけて UNCITRAL 電子譲渡記録モデル法 (MLETR) に基づく国連 CEFACT 貿易金融デジタル化標準整備プロジェクトに日本チームとして参画し、国内業務要件を反映した、世界で相互運用性のある標準電子貿易文書及び情報項目の標準化を推進してきた。

2024 年度が終わるにあたって、以下の日本チーム提案は国連 CEFACT プロジェクトチームに支持され、一部は国連 CEFACT 標準として公開され、一部は公開レビューやライブラリー管理グループによる最終審議を残すところとなっている。

- 信用状発行申請プロセス (標準公開済)
- 信用状発行情報項目 (共通辞書 2024 年版に公開)
- 信用状決済プロセス (公開レビュー中)
- 信用状決済情報項目 (共通辞書 2025 年版に申請中)
- 貨物保険プロセス (標準公開済)
- 貨物保険情報項目 (共通辞書 2025 年版に申請中)
- 貿易金融参照データモデル (公開レビュー申請準備中)
- インボイス情報項目追加 (共通辞書 2024 年版に公開)
- 船荷証券情報項目追加 (共通辞書 2025 年版に申請中)

現在進行中の公開レビュー及び共通辞書 2025 年版審議は、概ね 2025 年度前半には完了する見込みである。

これらの標準化の実現により、日本及び世界の貿易金融業務にとって次のような効果が期待されよう。

(1) 信用状の発行／決済プロセス及びデータの標準化

現在まで、銀行間での信用状発行／決済の電子化は進んできたが、荷主からの銀行への信用状発行依頼及び船積書類買取 (決済) 依頼は荷主側の貿易手続から切り離されていた。そのため、信用状や荷為替手形の扱いは紙ベースで行われており、荷主側の電子データとの連携が困難な状況にあった。

今回の荷主を含めた信用状発行／決済プロセス及びデータの標準化により、荷主側の貿易データ (貨物情報や物流情報など) を貿易金融情報と連携できるようになり、ペーパーレス化が進むことが期待される。

(2) 貨物保険プロセス及びデータの標準化

現在、貨物保険の申し込みや取扱いプロセスは、保険会社ごとに一部が電子化されているが、国際的な標準化への取組は行われて来なかった。今回、日本の保険会社の呼びかけで保険の国際業界団体 (IUMI：国際海上保険連合) にて貨物保険の国連 CEFAC 仕様による標準化が進められた。

貨物保険プロセス及びデータの標準化により、今まで紙ベースであった保険証券等の電子化が可能となり、貨物保険のデジタル化を進めることが可能になった。

(3) 貿易金融参照データモデル

国際貿易には、金融分野、商業分野、運輸・物流分野が関わっており、今までそれぞれの分野で標準メッセージが開発されてきた。例えば、商流分野では受発注、出荷納入、請求ごとに標準メッセージが作られている。それらのメッセージごとの標準では、同じデータ項目がメッセージ間で共通に使用されることから、商流のプロセス（発注、出荷、請求）で使われるメッセージのデータ定義をそれぞれが矛盾しないようグループ化したモデルを定義している。それをサプライチェーン参照データモデルと言う。運輸・物流分野でも同様な意図で、複合一貫運送参照データモデルが定義されている。

今回、信用状申請／決済および貨物保険関連のメッセージ及びデータ項目の標準化に伴い、更なる貿易金融メッセージへの拡張が行われることを考慮して、貿易金融参照データモデルを定義した。これにより、サプライチェーン参照データモデル及び複合一貫輸送参照データモデルとの連携も可能になり、今後の新たな貿易金融関連メッセージの開発が容易になり、更なるデジタル化が促進されることが期待される。

(4) 国連 CEFAC 共通辞書への追加

インボイスについて、日本の商社が使っている情報項目が全て標準データ項目にマッピング可能となり、国内商社およびプラットフォーマーが国連 CEFAC 標準を採用し易くなった。

船荷証券について、譲渡時の裏書情報を電子化船荷証券に実装可能となり、法制度の整備完了次第、紙の船荷証券と同様に譲渡の扱いが可能となった。

今回の標準化対象とした貿易金融プロセス「信用状申請／決済」「貨物保険」「船荷証券(裏書)」は、現在まで国際標準化されていなかった分野への挑戦であり、世界での実装はこれから期待される。日本の貿易関連企業およびプラットフォーマーが世界の貿易金融デジタル化を先導して行くことが可能な分野である。

以上、国連 CEFAC における貿易金融のデジタル化標準は 2024 年度中に一通り出揃っており、今後は標準の採用によるデジタル化の実装促進と実装に伴う標準更新要求への対応が重要になると思われる。

5. 2 貿易関連手続デジタル化の実装

貿易関連手続のデジタル化の実装はユーザー（商流・金流・物流）が主体となるが、世界各地の相手先に対応した個別のユーザーによる導入には時間とコストが課題となることが多く、国際標準に対応する貿易プラットフォームが実装ツール（API など）と導入支援を行ってゆくのが現実的である。

貿易は国を跨って行われるプロセスであり、デジタル化の実装は国際標準に則って進められることは言うまでもない。しかしながら、貿易に関わる法制度や商習慣は国や業界によって異なる部分もあり、国際標準をそのまま取り入れることが困難だったり、業務の生産性を落としたりしかねない。

貿易金融のデジタル化標準は、上記で説明した通り 2024 年度に策定され順次公開されてきており、実装による検証はこれからである。よって、当面は実装による標準の使い勝手を調査（実証補助事業／ヒアリング）しながら、標準のメンテナンスを適宜実施し、ユーザー及びプラットフォームが実装し易く国際的に受け入れられる標準に育てていく必要がある。

更に、標準化されたデジタル文書とその取扱いにつき、国内の貿易関連企業（商社、金融、物流、保険等）に周知し、デジタル文書を IT システムで取り扱うプラットフォームやパッケージベンダーおよびシステム構築を担う SIer の IT エンジニアの方々の技術力の向上も必要である。なお、普及啓発と技術向上は目標を定め、その浸透具合をモニタリングする必要がある。浸透度をセミナーや研修会参加者（社）数で捉えることは最低限必要であるが、認定または登録などで技術者を確保することも一法であろう。

5. 2. 1 貿易金融デジタル化の意義

今回策定された貿易金融デジタル化により期待される直接的効果は、以下に掲げる生産性の向上であろう。

- ・ 余分な工程（再入力等）の削減：金流と商流の接点において、商取引データを金融機関に対する申請（例えば信用状への取引情報の挿入や貨物保険申込書の貨物輸送情報など）するとき、それらの情報を再入力する必要がなくなり、手間が省けるとともに間違いの発生も防げる。
- ・ 貿易金融専門家の関与削減：ユーザー企業にとっては金融機関や保険会社への書類提出にはベテランの職員が関与しないと難しい。また金融機関や保険会社では提出された文書によるコンプライアンス・チェックなど専門知識を必要としている。これらの専門知識を必要とした作業も、デジタル化により（AI などの使用も含め）自動化が可能となる。
- ・ 作業の迅速化：以上のデジタル化効果により、結果的に処理効率があがり、処理が迅速に行われることが期待できる。

5. 2. 2 貿易デジタル標準の進化

今後は貿易に関わる国際取引ルールの変更や、欧州のエコデザイン規則にみられるような貿易における透明性への対応など（例えばカーボンフットプリント、デジタル製品パスポート、デューディリジェンスなど）、取引環境の変化への対応が求められる。国連 CEFACT は ICC など他の国際機関と協力し、既に国際標準の更新についての検討を始めている。ユーザーは取引環境の変化に個別に対応することなく、進化する国際標準を必要に応じて実装して行くことができよう。

5. 3 貿易デジタル化に関わる将来の課題

国際貿易デジタル化に関わる将来の課題について述べておく。

1. 貿易プラットフォームの技術的課題

- 文書間で共有するデータ：貿易手続きデータにおいては、同じデータが異なる複数の文書で共有される。そのため、貿易プラットフォームでは異なる文書でデータを共有できる仕組みが必要である。しかしながら、貿易においてはデータごとではなく文書単位に契約が履行されるため、プラットフォームからは文書単位に検索ができてそれが取引の証跡になる必要がある。
- 文書を参照する文書：貿易文書の多くのは参照文書を必要とする。例えば、信用状取引におけるインボイス、船荷証券、保険証書などである。よって、プラットフォームを利用するユーザーはそれら参照文書をプラットフォームから容易に検索できなければならない。
- プラットフォーム間相互接続：世界の貿易をたった一つのプラットフォームに乗せることは望まれず、プラットフォームは分散化する。すなわち、輸出入者が異なるプラットフォームに接続しても、上記の「文書間で共有するデータ」「文書を参照する文書」の課題を解決しなければならない。

2. 国内における貿易デジタル化推進

- 国内では、産業界におけるデータ連携基盤としてウラノスが紹介され、業界を跨るインフラとしてその推進が始まっている。輸出入においても、国内サプライチェーンとストレスのない連携を実現するためには、国連 CEFACT 標準に基づくデジタル貿易との連携ができる仕組みを検討する必要がある。
- 国連 CEFACT 標準に基づく貿易デジタル化は、まず大手商社と銀行のニーズ分析から始めた。中小企業が荷主となる場合や、中小物流業者が関係する分野についての考慮及び普及促進も重要課題として取り上げる必要がある。

3. 社会的課題と貿易

持続的社會を実現するために、次のような重要なテーマが議論されている。

- ・ カーボンフットプリント（あるいは GHG 対策）
- ・ 希少資源の管理

- ・ サプライチェーンの強靱性
- ・ サプライチェーン上の人権問題
- ・ 以上を支えるデジタル製品パスポート（DPP）

これらの課題解決に向け、特に欧州を中心に新しい規則（エコデザイン規則など）が制定されつつあり、貿易においても課題を見える化するための新たなデータや文書が要求されてこよう。

今までも、原産地証明を始めとして、含有化学物質管理、絶滅危惧種生物取引、廃棄物輸出入など、いろいろな課題が出され、その度に個別対応してきている。

これら新旧の課題で必要となってくるのは、新たなデータ項目や文書の定義はもとより、国を超えて情報を追跡する仕組み、すなわちトレーサビリティである。

今後、貿易プラットフォーム及びその相互連携を含め、国を超えたトレーサビリティの汎用的な仕組みづくりが重要となりそうである。

(注) 国連 CEFACT の共通辞書、業務要件仕様、メッセージ標準については、[<参考>
国連 CEFACT とその標準>](#)の「3. 国連 CEFACT 技術仕様」を参照。

<参考：国連 CEFACT とその標準>

国連 CEFACT とその標準

2024年2月

本参考文書は、国連 CEFACT の組織・活動・標準につき、主に「国際標準の実装を通じた貿易分野のデータ連携を促進する取組：国際標準規格への取組」に関連する事項につき概説したものである。

【はじめに】

国連 CEFACT は貿易関係の主要な国際機関（WCO/ICC/IMO 等）と連携し、個別の業界組織ごとではなく、商流・物流・金流の全体の相互情報連携を可能にする貿易デジタル化に取り組んでいる。

<主要な国際機関>

WCO: World Customs Organization（世界税関機構）

ICC: International Chamber of Commerce（国際商業会議所）

IMO: International Maritime Organization（国際海事機関）

<主な国際業界組織>

商流（流通）：GS1（主として流通業のコード及び EDI の標準化推進）

（製造）：ODETTE（欧州自動車協会）

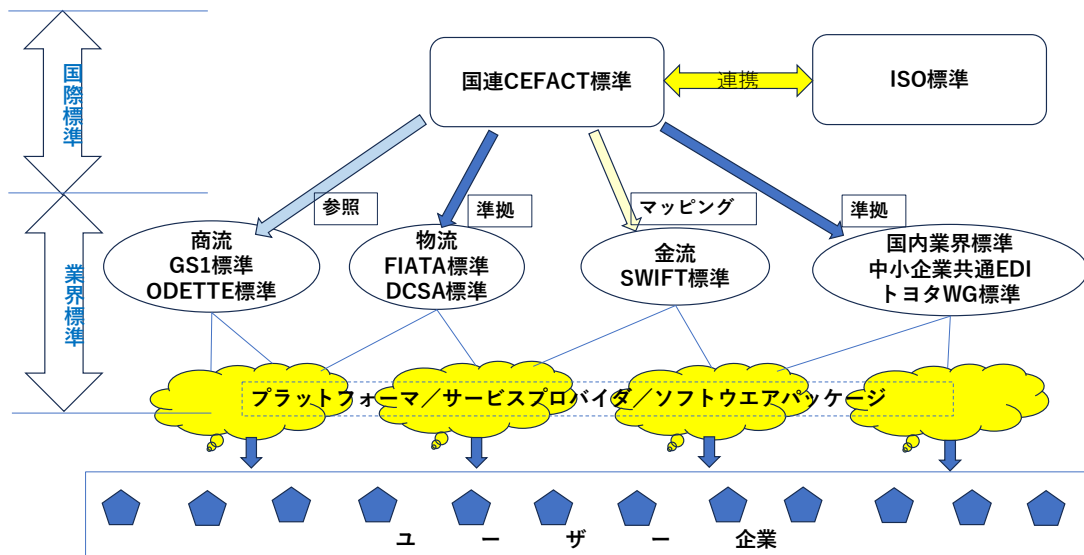
物流：DCSA（Digital Container Shipping Association）、

FIATA（International Federation of Freight Forwarders）

金流：SWIFT（国際銀行間通信協会）

貿易に関わる EDI の国際標準においても、他の分野と同様に業界単位に標準 EDI が推進されてきた。ただし、それぞれの業界標準は業界間の情報連携ニーズが高まる中、中核となる国連 CEFACT 標準との連携を考慮するようになってきた。例えば、商流（製造業）の ODETTE 標準は国連 CEFACT 標準準拠であり、商流（流通）の GS1 標準は国連 CEFACT 標準をベースに業界独自の拡張を行っている。物流の FIATA 標準・DCSA 標準は国連 CEFACT 技術標準による業界ニーズ先取りした標準を開発し、それを国連 CEFACT 標準（CCL 及びメッセージ）に追加してゆく活動を行っている。また、金流の SWIFT 標準では、現在進行中の貿易金融プロジェクトを通じて標準情報項目のマッピングを進めようとしている。更に国内においては、中小企業向けの共通 EDI や自動車部品メーカー間 EDI（トヨタ WG）で国連 CEFACT 標準のサブセットとなる標準が使われている。

特に、貿易関連分野では業界間（商流・物流・金流）の情報連携なくしてはデジタル化の推進は困難であり、国連 CEFAC 標準をセマンティック・ハブとして標準化領域が広がって行くものと思われる。



しかしながら、ユーザー企業の視点から見ると、貿易関連プロセスは提供されるクラウドサービスやソフトウェアパッケージの機能であり、それらサービスやパッケージのベースとなる業界標準が関心ごとであり、おおもとの国連 CEFAC 標準は見えてこない。

すなわち、我が国の国内貿易関連企業は、直接関係のある業界ごとの国際標準には関心があるが、業界間情報連携を目指す国連 CEFAC の認知度は高くない。ところが、現在、貿易手続でペーパーレス化ができていないところは、業界間に跨る分野、特に貿易金融分野である。貿易金融における業界間情報連携の試みは、国連 CEFAC の場で進められている。貿易分野の新たな国連 CEFAC 標準は、関連業界団体の標準に反映され、やがてはサービスやパッケージの機能としてユーザー企業に届けられることになる。

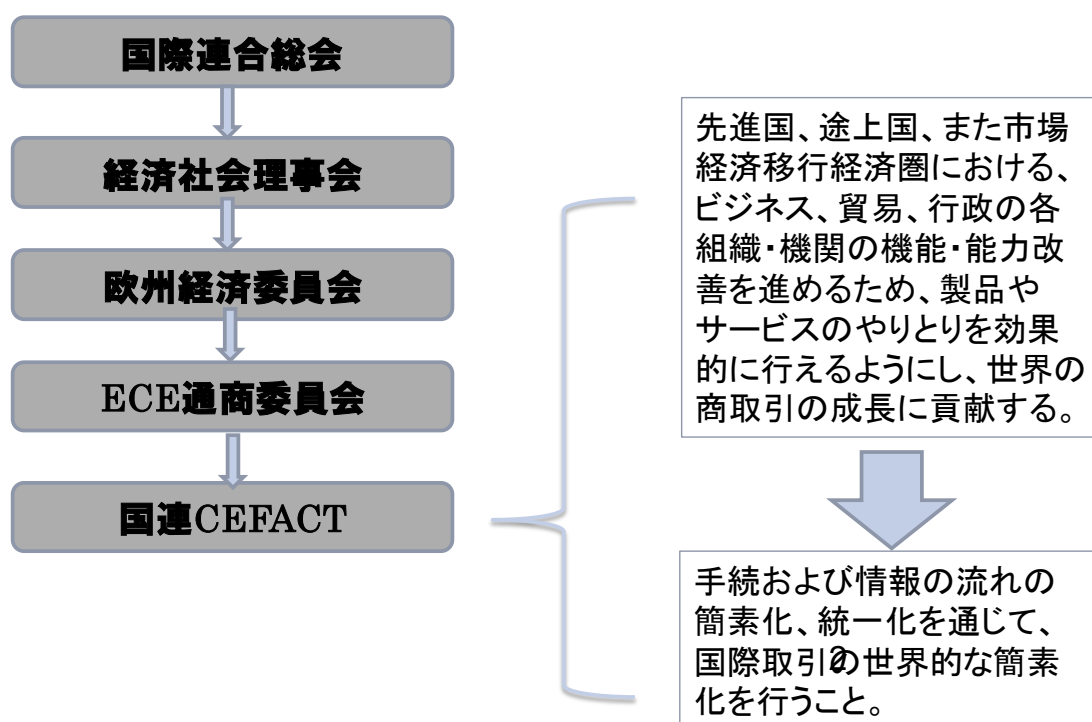
国連 CEFAC で進められている貿易金融デジタル化が進めば、信用状の発行・通知、信用状と船荷証券による決済手続き、貨物保険証の申請・発行、事故時の保険金請求など、現状人手によるペーパープロセスを激減することになる。

更に、国連 CEFAC 標準情報定義に基づく貿易データパイプラインの実現により、異なる業界とのデータ共有が容易となり、貿易手続の自動化が進むことが期待される。

1. 国連 CEFACT とは

1. 1 国連 CEFACT の組織

国連 CEFACT（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター：United Nation Centre for Trade Facilitation and Electronic Business）は、国連経済社会理事会（ECOSOC）の枠組みの中で、国連欧州経済委員会（UNECE）の下に設置され、貿易円滑化のための勧告と電子ビジネス標準の中心的役割を果たしている。国連 CEFACT は、先進国／開発途上国／移行経済圏のビジネス／貿易／行政の各組織・機関が、製品や関連サービスを効率的にやり取りする能力を向上させる活動を支援する。その主な焦点は、プロセス／手続き／情報の流れの「簡素化」と「調和」を通じて、国内および国際的な取引を促進し、世界の商取引の成長に貢献することである。



そのため次のような取り組みを行っている。

- 国際的なプロセス、手続き及び取引の主要な要素を分析・理解し、制約の排除に取り組む。
- 関連する情報技術の利用を含むプロセス、手続き及び取引の円滑化のための手法を開発する。
- 政府、業界、民間の協会などのチャンネルを通じて、これらの手法の使用と関連するベストプラクティスの両方を促進する。
- 世界貿易機関（WTO）、世界税関機構（WCO）、経済協力開発機構（OECD）、国

連国際商取引法委員会（UNCITRAL）、国連貿易開発会議（UNCTAD）などの他の国際機関との間で、特に「輸送と貿易のためのグローバルな円滑化パートナーシップに関する覚書」に関連し、作業を調整する。

- 国際機関、政府間機関及び非政府機関を含む他の利害関係者と協力することにより、標準及び勧告の開発における一貫性を確保する。特に、国連 CEFACT 標準については、ISO/IEC/ITU/UNECE 了解覚書（MoU）に則り、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）、国際電気通信連合（ITU）および選択した非政府組織（NGO）と協力することによって、この一貫性を促進することができる。これらの関係は、国連 CEFACT の活動がグローバルな商取引以外の分野でも広く適用されていること、およびアプリケーション間の相互運用性と多言語環境をサポートする重要な目的を認識し、確立し、維持している。

世界貿易の発展に不可欠なプロセス、情報、技術の 3 つの柱を網羅するために、国連 CEFACT は以下の主要な成果物を提供している。

- ・貿易円滑化勧告
- ・電子ビジネス標準
- ・技術仕様

また、国連 CEFACT は、官民の情報交換の相互運用性を確保するため、政府と民間企業の緊密な協力を奨励している。

1. 2 日本の国連 CEFACT 活動

国連 CEFACT の日本の代表窓口は経済産業省・財務省・国土交通省の 3 省が交代に受け持っており、民間からの国連 CEFACT 活動への参加については国連 CEFACT 日本委員会（JEC: Japan Trade Facilitation and E-Business Committee）において調整されている。国連 CEFACT 日本委員会の事務局は一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会（JASTPRO）である。

国連 CEFACT 日本委員会の活動は、標準促進委員会・観光部会・技術手法委員会の 3 つの作業部会を通じて行われる。

- 標準促進委員会（JUS : Japan Committee for UN/CEFACT Standards）

JEC の下に設置している JUS は、国連 CEFACT の成果物の日本国内への広報・普及を担うとともに、国連 CEFACT 活動への参画方針等を検討する。国連 CEFACT 勧告の評価、及び国連 CEFACT への提言、我が国発の提案を国連 CEFACT プロジェクトとして申請する場合の審査や手続、国連 CEFACT コードのメンテナンス要求の事前評価・申請などを行う。UN/LOCODE（物流拠点等で使用される世界の場所コード）については Japan National Focal Point（日本窓口）として国連 CEFACT への新規 LOCODE 申請を評価している。

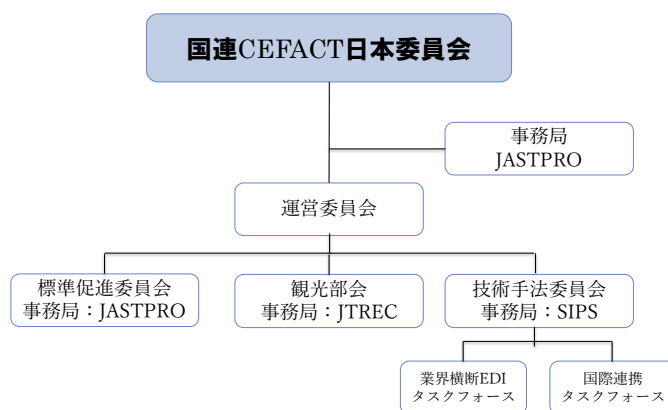
- 観光部会

UNECE が EDIFACT を開発し普及に力を入れたことで、貿易分野のみならず旅行観光分野においても、コンピューター利用による商取引の国際標準化活動を推進する動きが始まった。1992 年に運輸省（当時）の呼びかけにより、旅行観光分野の主要な協会・企業により設立された「国連 EDIFACT 旅行メッセージ勉強会」を母体として現在の「国連 CEFACT 観光部会」に至り、JEC の下に組織されている。「NPO 法人観光情報流通機構（JTREC）」が事務局を担い、独立した組織として国連 CEFACT や AFACT の活動にも直接貢献している。

▶ 技術手法委員会

JEC の技術面を担う組織。事務局のサプライチェーン情報基盤研究会（SIPS）は、国内におけるビジネスインフラ構築を進めてきた「次世代 EDI 推進協議会」（国内の EDI 促進のため経産省のバックアップで約 60 の業界団体で立ち上げた協議会で一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が事務局）の成果（業界横断 EDI 仕様 V1.1）を継承し、グローバルな情報連携との相互運用性を保ちながら、その成果を金流・商流の情報連携を含め、サプライチェーンに関する業務・業種に幅広く拡充してゆく役割も担い、2015 年に JEC の下に設置された。実務面では、国連 CEFACT 活動への直接の貢献や国内業界団体と直接のコンタクトがある。国際連携、業界横断 EDI の 2 つのタスクフォースを運営し、標準化の基本である CCL（コアコンポーネントライブラリー：国連 CEFACT 共通辞書）の実質的管理を担い、情報項目定義資料やビジネスニーズ根拠につき技術評価を行っている。

2023 年度は「国際標準の実装を通じた貿易分野のデータ連携を促進する取組」事業で、「国際標準規格への取組」を担当している。

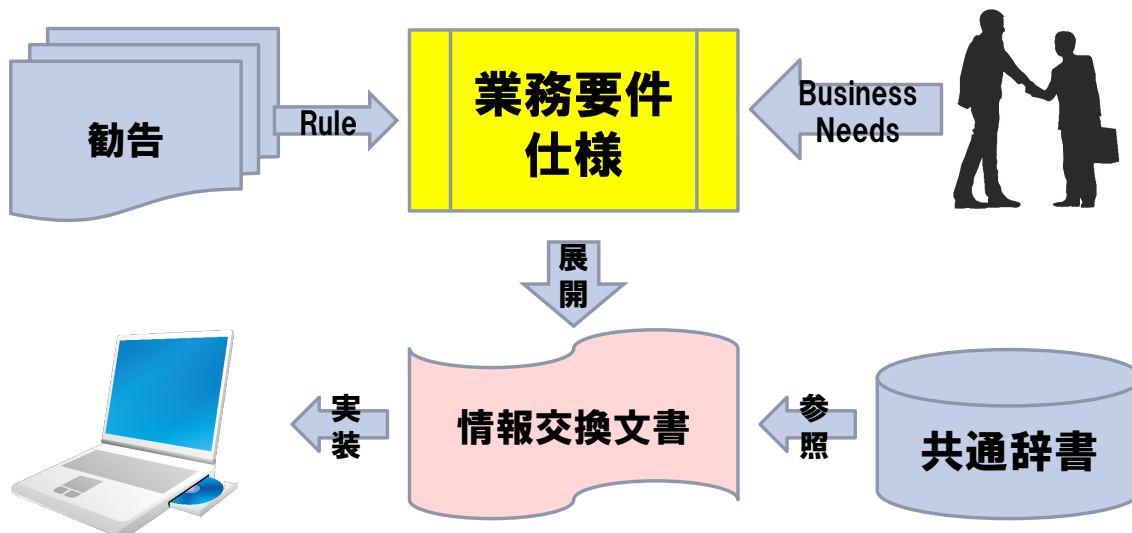


2. 国連 CEFACT の標準

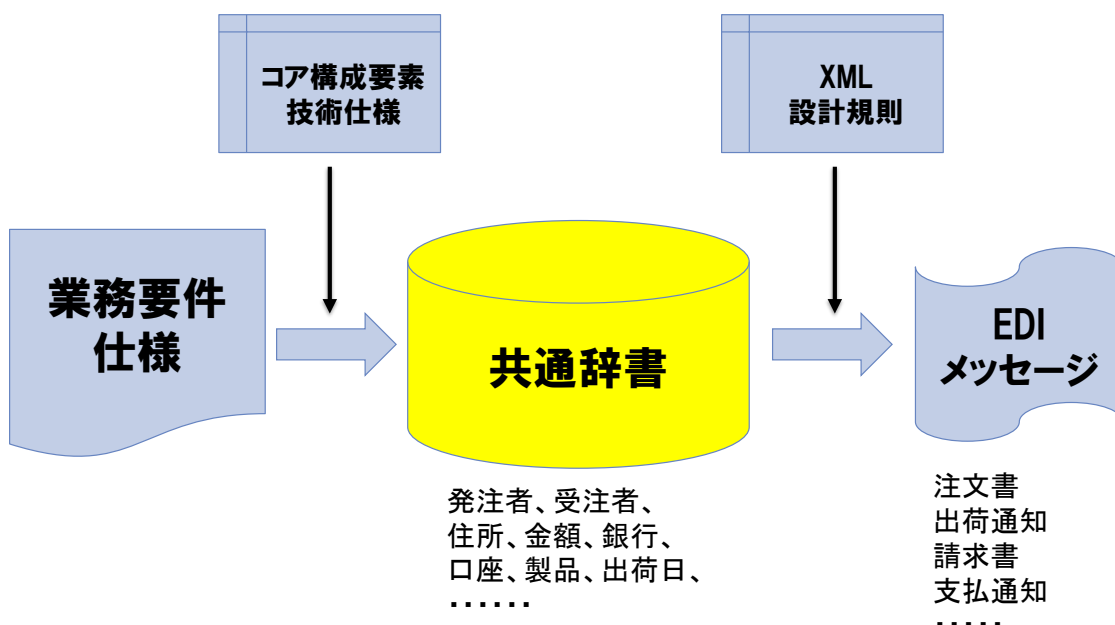
2. 1 国連 CEFACT 標準の枠組み

国際標準 EDI に関わる国連 CEFACT 標準は、「勧告」「業務要件仕様」「共通辞書」「情報交換文書」からなる。最初に世界各国から寄せられる実際のビジネスニーズをトリガーに、各種「勧告」に基づき「業務要件仕様」を策定する。「業務要件仕様」に則って、標

準の情報項目定義や標準コード表が登録されている「共通辞書」を参照して「情報交換文書」を設計し、XMLなどの標準メッセージを実装する。



標準メッセージを策定するために、各種の国連 CEFACT 技術仕様が定められている。まず、ビジネス要件で洗い出された必要な情報項目は、「コア構成要素技術仕様」にしたがって定義され、共通辞書に登録する。ビジネス要件で定義されたメッセージは、共通辞書にある情報項目を参照して設計され、XML などの実装メッセージとして定義されるが、そのときに参照されるのが「XML 設計規則」である。



2. 2 標準開発プロセス

全ての勧告、業務要件仕様、共通辞書、技術仕様など、国連 CEFACT 標準の開発は、

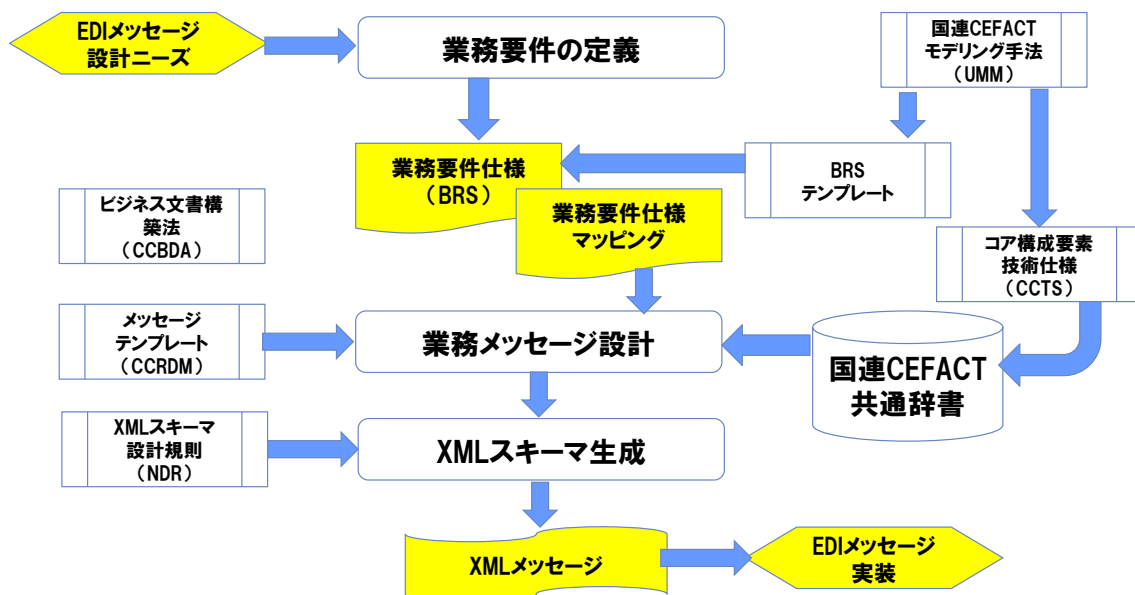
「標準開発プロセス」(Open Development Process)に定められた、オープンで公正な手順に従って行わなければならない。

「標準開発プロセス」は次の7つの手順からなる。

- (1) プロジェクトの開始 (Project Inception)
プロジェクト提案書を提出し、3カ国以上の賛同があった場合に開始できる。
- (2) 業務要件収集 (Requirements Gathering)
対象業務範囲、業務プロセス、情報項目などを収集し分析する。
- (3) 標準案開発 (Draft Development)
標準ドラフト文書を策定する。
- (4) 公開レビュー (Public Review)
通常、60日間の公開レビューを行う。
- (5) プロジェクトの終了 (Project Exit)
プロジェクト提案で定義した全ての成果物が確認されると完了となる。
- (6) 標準の発行 (Publication)
国連 CEFACT の WEB ページから公開される。
- (7) 保守 (Maintenance)
追加修正要求があった場合、軽微な変更は当該プロジェクトの延長として修正することができる。大幅な修正の場合は、あらたなプロジェクトを立ち上げる。

3. 国連 CEFACT 技術仕様

標準 EDI メッセージ (XML メッセージの場合) の策定手順は次の通りであり、「国連 CEFACT モデリング手法 (UMM)」「コア構成要素技術仕様 (CCTS)」「ビジネス文書構築法 (CCBDA)」「メッセージテンプレート (CCRDM)」「XML スキーマ設計規則 (NDR)」が関連する技術標準である。



- 国連 CEFACT モデリング手法 (UMM)
統一モデリング言語 (UML) に基づく、業務要件仕様 (BRS) の策定ガイド。
- コア構成要素技術仕様 (CCTS)
共通辞書に登録する情報項目の定義手法。次の業務情報項目につき定義されている。
 - ・ 基本業務情報項目 (BBIE) : 特定の集約業務情報項目 (ABIE) の中で固有のビジネス属性を定義する。基本業務情報項目 (BBIE) は、データ型で規定される特定の値を持つ。
 - ・ 集約業務情報項目 (ABIE) : 基本業務情報項目 (BBIE) および関連業務情報項目 (ASBIE) で構成され、関連するビジネス属性を集約して固有のオブジェクトクラスを形成する。
 - ・ 関連業務情報項目 (ASBIE) : 特定の集約業務情報項目 (ABIE) の中で、その属性として規定したい別の集約業務情報項目 (ABIE) を関連づける。
- ビジネス文書構築法 (CCBDA)
メッセージが業務情報項目によりどのように組み立てられているかを定義する規則。
- メッセージテンプレート (CCRDM)
参照データモデルとして、特定の業務領域におけるマスターメッセージ構造を定義。
- XML スキーマ設計規則 (NDR)
CCBDA に従って定義されたメッセージ構造を XML スキーマで表現するときの規則。

以上は、XML メッセージ設計に関わる技術標準であるが、加えて EDIFACT や JSON でメッセージを設計するための技術標準書も用意されている。

4. 国連 CEFACT の勧告

勧告には、貿易円滑化勧告 (https://unece.org/trade/uncfact/tf_recommendations) とコード表勧告 (<https://unece.org/trade/uncfact/cl-recommendations>) がある。

➤ 主な貿易円滑化勧告

- ・ UN Layout Key：標準貿易文書の様式定義
- ・ NTFB (National Trade Facilitation Body)：国の貿易円滑化機関（日本では JASTPRO）。
- ・ EDI 合意書：EDI を実施するときの当事者間の合意書。
- ・ シングルウィンドウの推奨。
- ・ コロナ禍における貿易関連の対応。

など

➤ 主なコード表勧告

- ・ 国コード
- ・ INCOTERMS
- ・ 為替コード
- ・ 輸送手段コード

など

5. 国連 CEFAC 業務要件仕様とメッセージ

国連 CEFAC の WEB ページより業務要件仕様

(<https://unece.org/trade/uncfact/brs>) および XML メッセージスキーマ

(<https://unece.org/trade/uncfact/xml-schemas>) をダウンロードすることができる。

➤ 主な業務要件仕様 (BRS)

- ・ 会計金融報告プロセス
- ・ 畜産物追跡プロセス
- ・ 見積プロセス
- ・ 注文プロセス
- ・ 商品配送プロセス
- ・ インボイスプロセス
- ・ 支払通知プロセス
- ・ パッキングリストプロセス
- ・ 貨物トラッキングプロセス
- ・ 製造ジャストインプロセス
- ・ 電子入札プロセス
- ・ 電子交渉プロセス
- ・ 漁業関連情報交換プロセス
- ・ 穀物育成記録プロセス

- ・ 原産地証明プロセス
など
- おもな XML メッセージ
 - ・ 需要予測メッセージ
 - ・ 見積依頼メッセージ
 - ・ 注文メッセージ
 - ・ 出荷通知メッセージ
 - ・ インボイスメッセージ
 - ・ 支払通知メッセージ
 - ・ 旅館情報メッセージ
 - ・ 入札メッセージなど

6. 国連 CEFACT 標準への日本の貢献

国連 CEFACT の ebXML 関連技術仕様が整備された 2000 年代前半より、日本からも多くのプロジェクト提案が行われ、標準化に貢献してきた。主なプロジェクトは次の通り。

- ・ 電子入札メッセージの標準化
- ・ 旅行（旅館）メッセージの標準化
- ・ 金融（支払通知）メッセージの拡張
- ・ XML メッセージ設計ガイドライン
- ・ ジャストインタイム製造メッセージの拡張
- ・ 電子交渉プロジェクト